

越前市立地適正化計画

改定素案

目次構成

序章. 越前市立地適正化計画とは	1
第1章. 関連する計画や他部局の施策等に関する整理	
第2章. 現状及び将来見通しにおける都市構造上の課題の分析	
2-1. 各種基礎的データに基づく都市の現状把握	
2-2. 人口の将来見通しに関する分析	
2-3. 現状及び将来見通しにおける都市構造上の課題の分析	
2-4. 課題の整理	
第3章. 立地適正化計画のまちづくりの方針	1
第4章. 目指すべき都市の骨格構造	
4-1. 拠点地区の考え方	1
4-2. 公共交通軸の考え方	6
4-3. 目指すべき都市の骨格構造	7
第5章. 居住誘導区域の設定	
5-1. 居住誘導区域の設定方針	1
5-2. 居住誘導区域の検討	4
5-3. 居住誘導区域の設定	8
5-4. 居住誘導区域の検証	9
第6章. 都市機能誘導区域の設定	
6-1. 都市機能誘導区域の設定方針	1
6-2. 都市機能誘導区域の設定	2
6-3. 誘導区域のまとめ	7
第7章. 誘導施設	
7-1. 都市計画運用指針における誘導施設の考え方	
7-2. 誘導施設の設定	
第8章. 誘導施策	
8-1. 居住誘導区域内に居住を誘導するための施策	
8-2. 都市機能誘導区域内に都市機能を誘導するための施策	
第9章. 災害に対する防災の考え方（新章）	
9-1. 基本的な考え方と検討の流れ	1
9-2. 災害リスクの分析	2
9-3. 課題の整理	26
9-4. 防災まちづくりの将来像、取組方針の検討	28
9-5. 具体的な取組みとスケジュールの検討	29
第10章. 目標値の設定	
第11章. 評価方法の設定	

序章. 立地適正化計画とは

(1) 計画改定の背景と目的

本市では、目指すべき都市の将来像を明確にし、どのような方針のもとにこれを実現しようとするのかを示した「越前市都市計画マスタープラン」を2008年（平成20年）3月に策定しました。

また、人口減少・少子高齢社会の進展等を踏まえた効果的・効率的なまちづくりに向けて都市再生特別措置法が改正され「立地適正化計画」の策定が可能になったことを受けて、住宅や医療・福祉・商業等の都市機能増進施設の立地の適正化を図るため、2017年（平成29年）3月に「越前市立地適正化計画」を策定し、都市計画マスタープランと一体となって関連する事業や施策を進めてきました。

近年、全国各地で土砂災害や水害をはじめとした大規模な自然災害が発生し、居住誘導区域内でも甚大な被害を受けるなど、立地適正化計画における都市機能や居住の誘導にあたってどのように安全を確保するかという課題が浮き彫りになったことを受けて、2020年（令和2年）9月に都市再生特別措置法が改正され、立地適正化計画においても災害リスクを踏まえた課題や取り組み等を定めることとなりました。

その後、本市の中長期的な総合的かつ戦略的な市政運営の指針である「越前市総合計画2023」を2023年（令和5年）3月に策定したことや、本市を取り巻く大きな社会情勢の変化、特に、北陸新幹線越前たけふ駅の開業及びその周辺開発や国道417号冠山峠道路の開通など、都市構造の明確な変化に対応するため、2024年（令和6年）3月に「第2期越前市都市計画マスタープラン」を策定しました。

さらに、社会基盤の一つである公共交通について、既存の鉄道、路線バス、市民バス、タクシーなどと新しい交通手段をトータルで最適化し、持続可能な公共交通ネットワークの形成を図るため、2025年（令和7年）3月に「越前市地域公共交通計画」を策定しました。

今回の改定は、第2期越前市都市計画マスタープランで明らかにした将来都市構造との整合を図り、地域公共交通計画と連携して分散ネットワークのまちづくりを目指すために必要な見直しを行うとともに、居住や都市機能の誘導を図っていく上で、災害リスクの分析と課題の整理を行い、災害に対する防災の考え方を示します。

立地適正化計画改定のポイント

①第2期越前市都市計画マスタープランとの整合

- ・第2期越前市都市計画マスタープランが目指す「住み続けられるまち 越前 ～都市と自然の調和～」、「分散ネットワークのまちづくり」の都市構造との整合を図ります。

②災害に対する防災の考え方

- ・「住み続けられるまち」を安全・安心の視点で実現していくため、災害ハザードリスクの分析を行い、課題を整理し取り組み方針や具体的な取り組み等を示します。

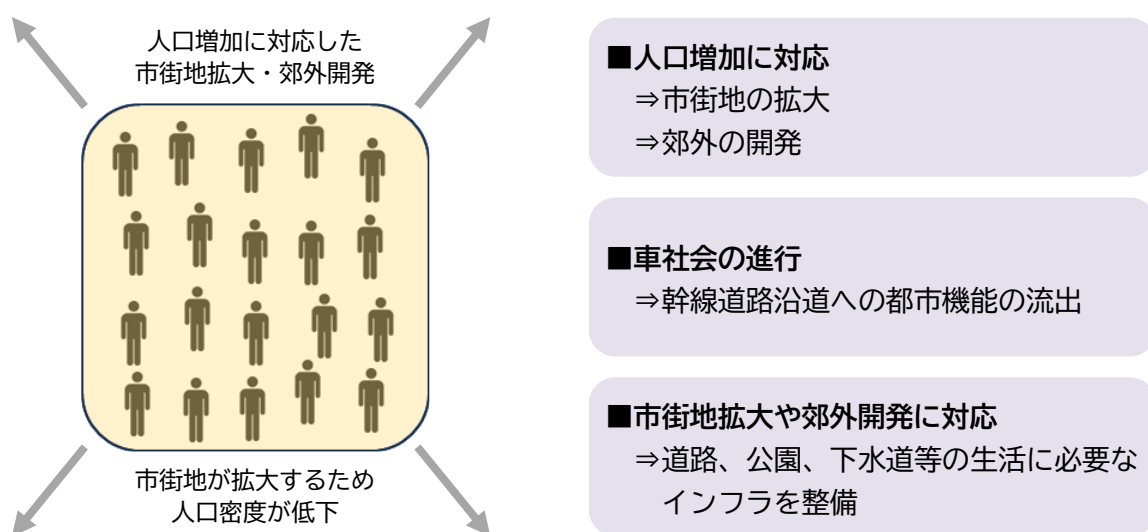
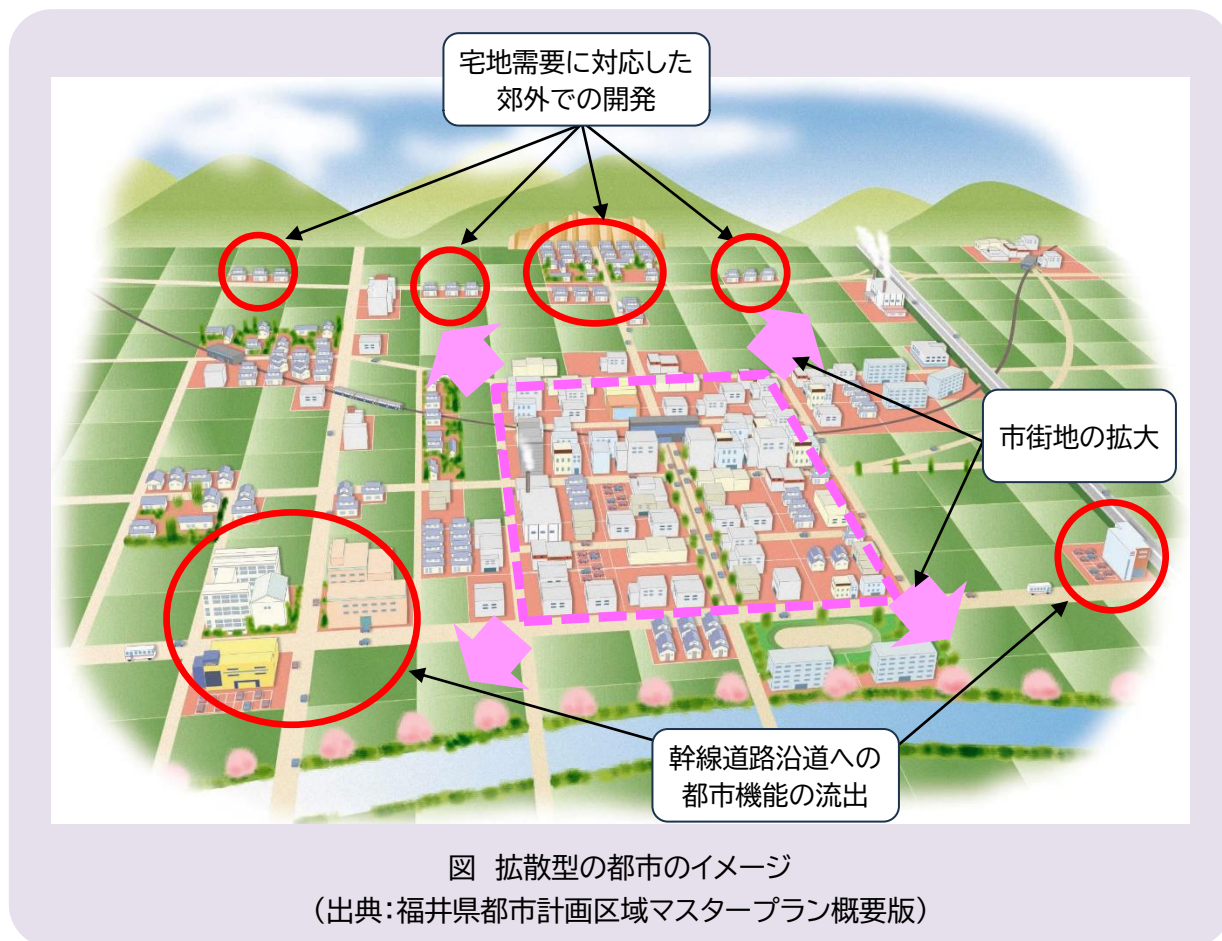
③地域公共交通計画との連携

- ・分散ネットワークのまちづくりによる市民の暮らしやすさを公共交通（移動しやすさ）の面で担保するため、地域公共交通計画との連携を図ります。

(2)「立地適正化計画制度」が創設された背景

■これまでは・・・

これまでは、人口増加に伴う宅地需要への対応、車社会の進行に伴う郊外化の進展により、市街地が郊外へと拡散する拡散型の都市が形成されてきました。



■このままでは・・・

人口減少に伴う利用者の減少により、これまで市民生活を支えてきたサービス施設や交通機能等の維持が困難になり、都市活動の維持や市民生活に大きな影響をもたらすことが懸念されます。

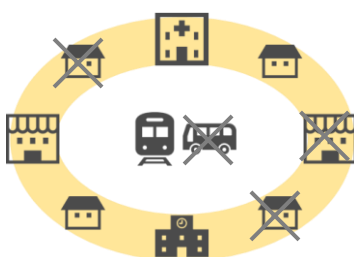
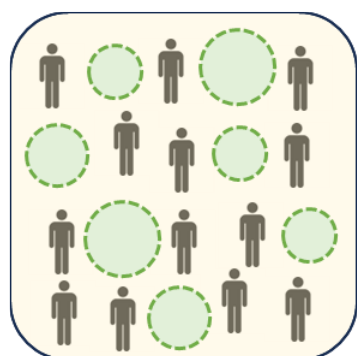
■人口減少社会

⇒人口減少は、都市部・地方部を含めた全国共通の課題

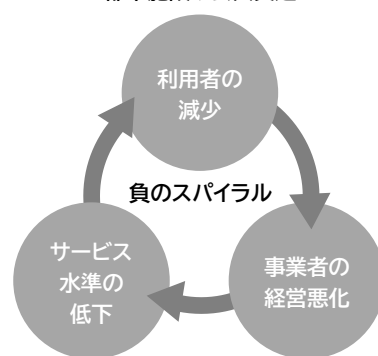
（2023 年には 47 都道府県全てで人口が減少）

⇒中山間部だけでなく、人口増加に伴い整備された郊外の住宅地やまちなかでも人口減少

人口は減るが拡大・開発
された整備面積は減らない



都市施設や公共交通



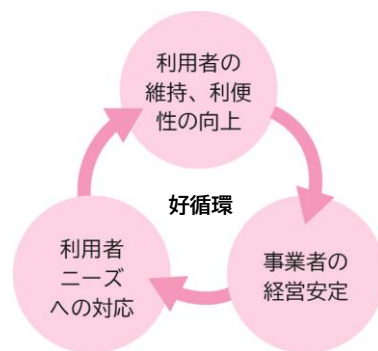
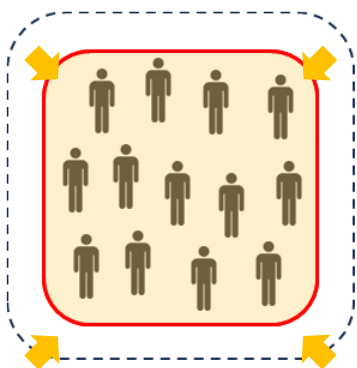
■暮らしやすさや活力、魅力が低下

⇒商業施設、医療施設、福祉施設、公共交通など、生活に必要な施設や機能の利便性が低下
（営業日の減少や事業所の撤退、バス・鉄道路線の便数減・廃止等）

⇒高齢者の移動手段がなくなり、日常の買い物や通院が不便に

■これからは・・・

都市の機能や生活サービスを維持するため、適切な範囲で一定の人口密度を維持していくとともに、市民がこれらのサービスを受けるための移動手段を確保することが必要です。



■人口密度の維持が必要

⇒居住をより安全で便利な場所に誘導、

生活を支えるサービス施設や都市の機能を集積

⇒地域公共交通ネットワークの見直し、地域をつなぐ移動手段の確保

人口減少社会においても都市に必要な施設やサービスを維持するため、人口密度の維持について考える計画として、立地適正化計画が創設されました。

(3) 計画の記載事項

立地適正化計画に記載する主な事項は次の通りです。

■計画の対象区域 : 都市計画区域

(主な記載事項)

■住宅及び都市機能増進施設※の立地の適正化に関する基本的な方針

※居住者の共同の福祉や利便のために必要な施設で都市機能の増進に著しく寄与する施設
病院、福祉センター、学校、こども園、ショッピングセンター、市役所、銀行、図書館 等

■誘導区域の設定

- ・居住誘導区域 : 居住を誘導する区域
- ・都市機能誘導区域 : 都市機能増進施設を誘導する区域

■誘導施設の設定

- ・誘導施設 : 都市機能誘導区域内に立地を誘導すべき都市機能増進施設

■居住、誘導施設を誘導するための施策（誘導施策）

■災害に対する防災の考え方：誘導区域を中心とした災害リスクに対する課題の整理と防災・減災に関する取り組み内容 等

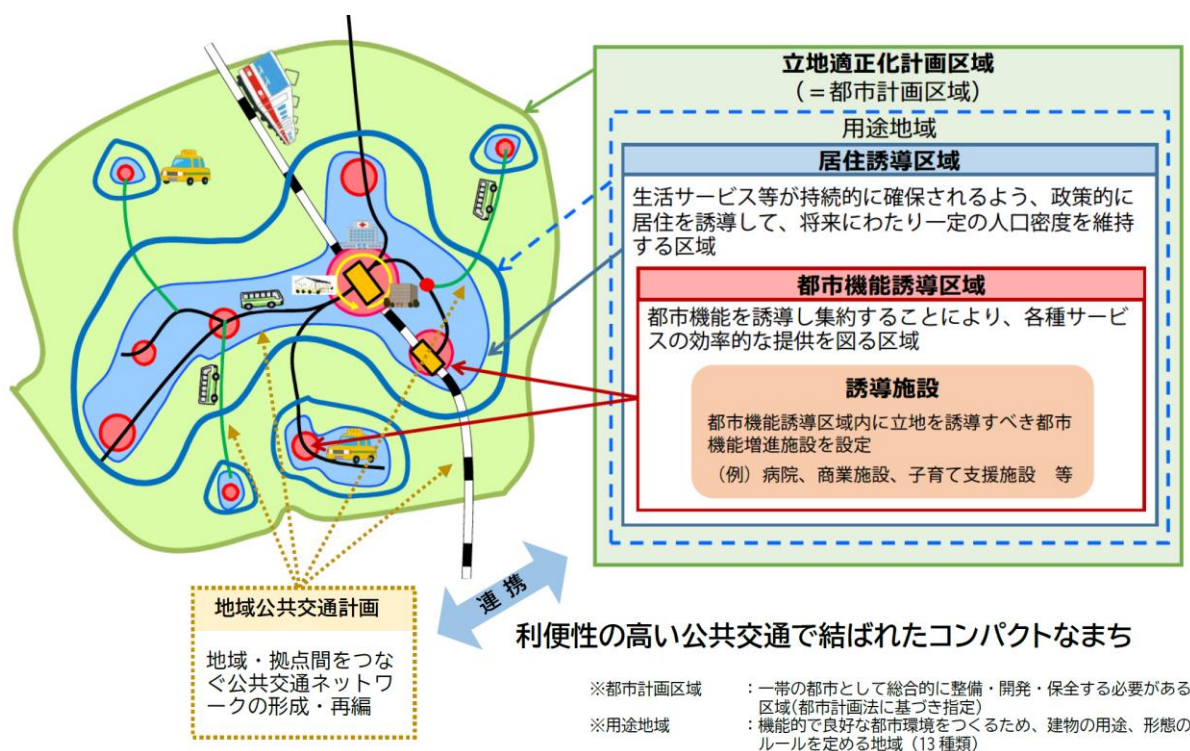


図 立地適正化計画のイメージ

(4) 目標年次

第2期越前市都市計画マスタープランと一体となって目指すべき都市像の実現を図るため、概ね20年後の2040年度（令和22年度）を目標年次として定めます。

なお、目標年次までの間に必要な評価・検証を行うとともに、社会情勢の大きな変化や本市の都市構造に大きな影響を与えるプロジェクト等が実施される場合には、本計画の適切な見直しを行います。

(5) 計画の位置付け

立地適正化計画は、都市再生特別措置法第 82 条に基づき都市計画マスタープランの一部とみなされます。

そのため、本計画は、上位計画となる「越前市総合計画 2023」や「第 2 期越前市都市計画マスタープラン」、福井県が策定する「丹南都市計画区域の整備、開発および保全の方針」と整合を図り定めています。

また、立地適正化計画を実現していくためには、中心市街地活性化、住宅、交通、防災、医療・福祉、教育・子育てなど多くの分野との連携が必要であり、特に「第 2 期越前市都市計画マスタープラン」、「越前市立地適正化計画」、「越前市地域公共交通計画」の 3 つの計画が連携することが重要です。

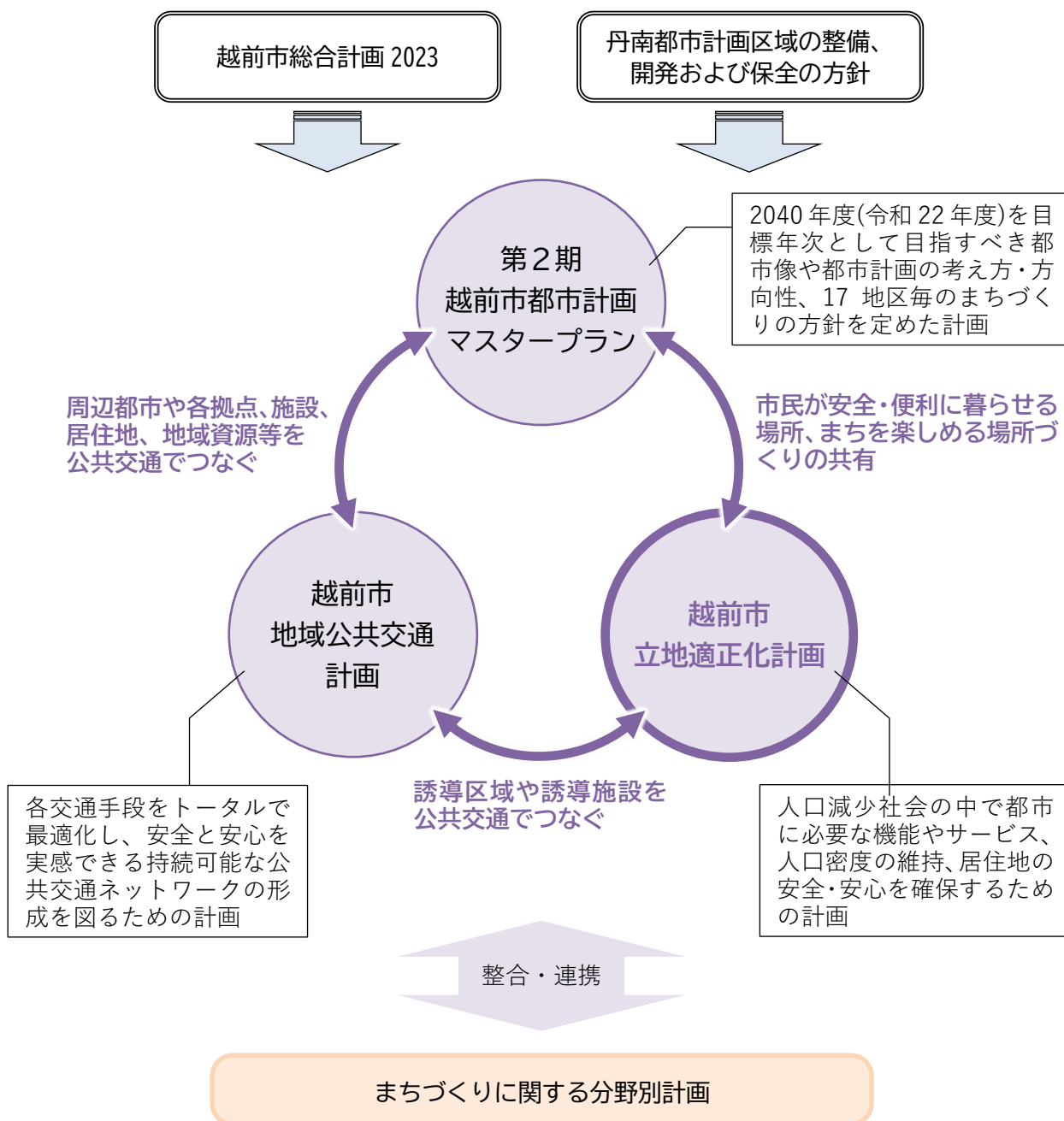


図 計画の位置付け

第3章. まちづくりの方針

本市の領域を定める山や川、その中で育まれてきた里地里山、そして近代の都市計画によって構成された市街地、これらは本市の都市と自然の調和によって成立しています。

しかし、モータリゼーションの進展に伴い工場や店舗、宅地は郊外部へと拡散し、生活や就業の場の広域化、郊外化が進んだ都市構造となり、人口減少や少子高齢化と相まって、特に中心市街地や中山間地では、これまで築いてきた地域コミュニティの維持が課題となっています。

こうした中、第2期越前市都市計画マスタープランでは、まちづくりのテーマを「住み続けられるまち 越前 ～都市と自然の調和～」と定め、人の生活の基盤となる「まち」を対象として、土地利用、交通、都市施設、防災、景観、環境負荷軽減の観点から、まちづくりテーマの実現に向けた方針と取組みを提示しています。

また、「住み続けられるまち 越前」を実現していくためには、本市を構成する17の地域それぞれを住み続けられるまちにしていく必要があることから、そのために必要なまちづくりの方向性を「まちの新たな生成」としています。

これらは全て、立地適正化計画の概念に共通します。人口減少が進む中で都市の機能や生活サービスを維持するためには、都市と自然の調和を保ちながら、安全に人が住み続けられる場所を確保することが重要です。また、一か所に強制的に人を集めるものではなく、都市と自然が調和した多様な暮らしの場を維持しつつ、それぞれの居住ニーズに応じた選択肢の一つとして、より安全で便利な場所への居住を誘導するものです。

そのため、立地適正化計画におけるまちづくりの方針を「住み続けられるまち 越前 ～都市と自然の調和～」と定め、それを実現するための4つの基本方針を設定します。

まちづくりの方針

「住み続けられるまち 越前 ～都市と自然の調和～」

- 基本方針① 機能の集積や高度化を目指す3つの拠点の形成
- 基本方針② 安全と安心を実感できる持続可能な公共交通ネットワークの形成
- 基本方針③ 将来人口に見合った市街地規模の実現、市民による居住地選択の誘導
- 基本方針④ 各町内の地域コミュニティ等を単位とした生活圏の維持

基本方針①／都市機能の誘導

機能の集積や高度化を目指す3つの拠点の形成

本市の都市構造を踏まえた3つの拠点を設定し、それぞれの地域特性に応じて、行政、医療・福祉、商業、文化等の機能の集積や高度化を目指します。

【中心拠点（本庁舎周辺）】

- ・越前国府の時代から本市の中心として歴史文化が育まれ、近代には商業、医療、金融、教育、文化、行政等の都市機能や、ハピラインふくい、福井鉄道福武線、バス等の交通結節機能等の社会基盤が整備されている地区です。
- ・既存ストックを有効活用しながら、まちなか居住を誘導するとともに、交通アクセスの充実・強化により、周辺地域・市内外との連携強化を図ります。



【地域拠点（あいぱーく今立周辺）】

- ・継体天皇の伝承が残る花筐公園や重要文化財に指定されている大瀧神社、伝統工芸の越前和紙等の地域固有の歴史文化資源が豊富で、医療、金融、行政支所等の都市機能が集積するとともに、公共交通（バス）が円滑で、また、国道417号冠山峠道路の開通により、本市の東の玄関口としての性格を有しています。
- ・地域生活に関するサービスの充実と生活環境の向上を図るとともに、地域コミュニティの維持および豊富な歴史資源を活かした交流人口の増大を図ります。



【広域交通拠点（越前たけふ駅周辺）】

- ・北陸新幹線越前たけふ駅や北陸自動車道武生インターチェンジ、国道8号、道の駅「越前たけふ」が近接し、広域的な交通の結節点となっています。
- ・周辺の農地や自然環境との調和を図りつつ、広域的な交通結節点機能を活かし、先端研究施設や食と農の関連施設、商業施設等の段階的な誘致により、都市活力の創出を図ります。



基本方針②／公共交通ネットワークの形成

安全と安心を実感できる持続可能な公共交通ネットワークの形成

公共交通は、日常生活で必要となる通勤や通学、通院、買い物等の移動を誰もが快適で安全・安心に行うことができる環境を提供するものですが、そのためには、移動の目的に合った時間や目的地に移動することが重要です。特に、高齢者や高校生、観光客等の車を持たず移動が困難な人たちについて、ニーズに合った交通環境を整え、移動をサポートする必要があります。

そこで、既存の公共交通を見直し、新しい交通手段を組合せることで、本市に適した持続可能な公共交通ネットワークを目指します。

基本方針③／居住機能の誘導

将来人口に見合った市街地規模の実現、市民による居住地選択の誘導

今後、大幅な人口減少が予測される中で、現在の市街地（用途地域）には農地が多く残り、また、人口減少に伴って空き家・空き地も増加すると見込まれるため、住居系の市街地（用途地域）拡大は行わないこととします。

その上で、市街地（用途地域）を中心とする市内各地域での居住環境の維持・保全を図るとともに、誰もが安心して住めるエリアを居住誘導区域として設定し、新規の住宅開発やライフスタイルに合わせた住み替えの誘導等により、一定の人口密度が維持できる市街地規模への緩やかな誘導を図ります。

更に、市民の様々な住宅ニーズに対し、より自然な形で居住地選択を誘導するため、住宅の取得やリフォーム等に関する各種支援制度等との連携を図ります。

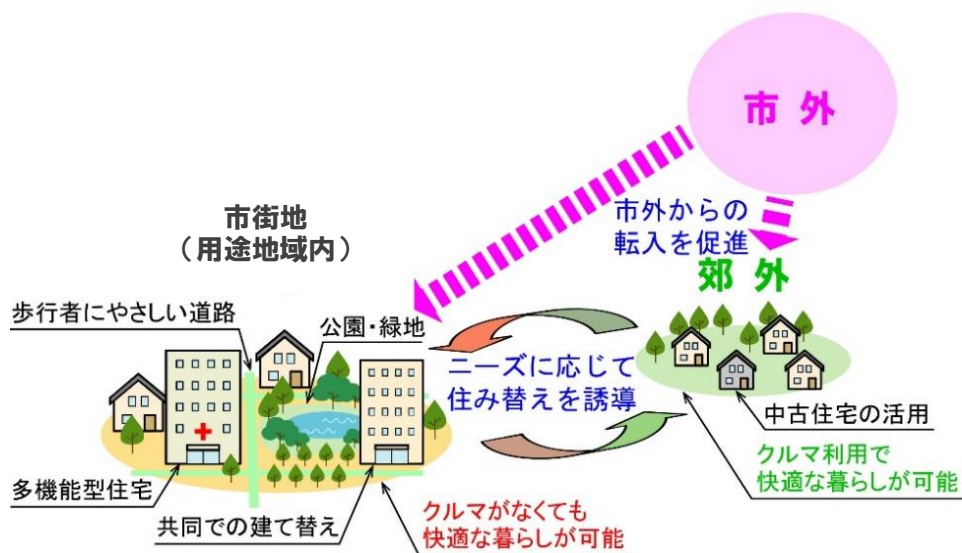


図 居住地選択の誘導イメージ

基本方針④／地域コミュニティの維持

各町内の地域コミュニティ等を単位とした生活圏の維持

本市には、各町内の地域コミュニティ等を単位とした17の生活圏が形成されており、それぞれの地域の特徴を活かした暮らしや生活文化が形成されています。

このため、それぞれの生活圏における生活利便性を確保するための日常的な生活サービス機能の維持および持続可能な地域公共交通によるネットワークの維持を図り、誘導区域に設定しない地域においても居住者の利便性を確保し、地域コミュニティの維持を図ります。

第4章. 目指すべき都市の骨格構造

第2期越前市都市計画マスタープランの将来都市構造を踏まえ、市民が将来にわたり安心して住み続けることができるまちを実現していくために必要となる「拠点」と「公共交通軸」について、以下の通り設定します。

4-1. 拠点地区の考え方

(1) 立地適正化計画作成の手引きによる拠点地区の考え方

国土交通省が作成した「立地適正化計画作成の手引き」では、各拠点地区のイメージとして次のように例示されています。

表 各拠点地区のイメージ

拠点類型	地区の特性	設定すべき場所の考え方	地区例
中心拠点	・市域各所からの公共交通アクセス性に優れ、市民に行政中枢機能、総合病院、相当程度の商業集積などの高次の都市機能を提供する拠点	・特に人口が集積する地区 ・各種の都市機能が集積する地区 ・サービス水準が高い基幹的な公共交通の結節点として市内各所から基幹の公共交通等を介して容易にアクセス可能な地区 ・各種の都市基盤が整備された地区	・中心市街地活性化基本計画の中心市街地 ・市役所や市の中心となる鉄軌道駅の周辺 ・業務・商業機能等が集積している地区等
地域／生活拠点	・地域の中心として、地域住民に、行政支所機能、診療所、食品スーパーなど、主として日常的な生活サービス機能を提供する拠点	・周辺地域に比して人口の集積度合いが高い地区 ・日常的な生活サービス施設等が集積する地区 ・徒歩、自転車又は端末公共交通手段を介して、周辺地域から容易にアクセス可能な地区 ・周辺地域に比して都市基盤の整備が進んでいる地区	・行政支所や地域の中心となる駅、バス停の周辺 ・近隣商業地域等小売機能等が一定程度集積している地区 ・合併町村の旧庁舎周辺地区 等

表 各拠点地区において想定される機能（誘導施設）のイメージ

	中心拠点	地域／生活拠点
行政機能	■中核的な行政機能 (例) 本庁舎	■日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等 (例) 支所、福祉事務所など各地域事務所
介護福祉機能	■市町村全域の市民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 (例) 総合福祉センター	■高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能 (例) 地域包括支援センター 在宅系介護施設 コミュニティサロン 等
子育て機能	■市町村全域の市民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 (例) 子育て総合支援センター	■子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能 (例) 保育所、こども園 子育て支援センター 児童クラブ、児童館 等
商業機能	■時間消費型のショッピングニーズ等、様々なニーズに対応した買物、食事を提供する機能 (例) 相当規模の商業集積	■日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能 (例) 床面積〇㎡以上の食品スーパー
医療機能	■総合的な医療サービス（二次医療）を受けられることができる機能 (例) 病院	■日常的な診療を受けられることができる機能 (例) 床面積〇㎡以上の診療所
金融機能	■決済や融資等の金融機能を提供する機能 (例) 銀行、信用金庫	■日々の引き出し、預け入れ等ができる機能 (例) 郵便局
教育・文化機能	■市民全体を対象とした教育文化サービスの拠点となる機能 (例) 文化ホール 中央図書館	■地域における教育文化活動を支える拠点となる機能 (例) 図書館支所 社会教育センター

(2) 第2期越前市都市計画マスタープランにおける将来都市構造

第2期越前市都市計画マスタープランでは、将来都市構造について、機能の集積や高度化を目指す「拠点」、交通ネットワーク等を示す「軸」、まちづくりのベースとなる土地利用の区分を示す「地域」の要素から、都市の基本的な骨格を概念的に示しています。

拠点については、中心拠点、地域拠点、広域交通拠点、コミュニティ拠点を位置づけるとともに、各町内の地域コミュニティ等を単位とした生活圏を維持し、住み続けられるように「分散ネットワークのまちづくり」を目指しています。

都市計画マスタープランと一体となって住み続けられるまちを目指す観点から、立地適正化計画における都市の骨格構造は都市計画マスタープランの将来都市構造と整合を図ります。

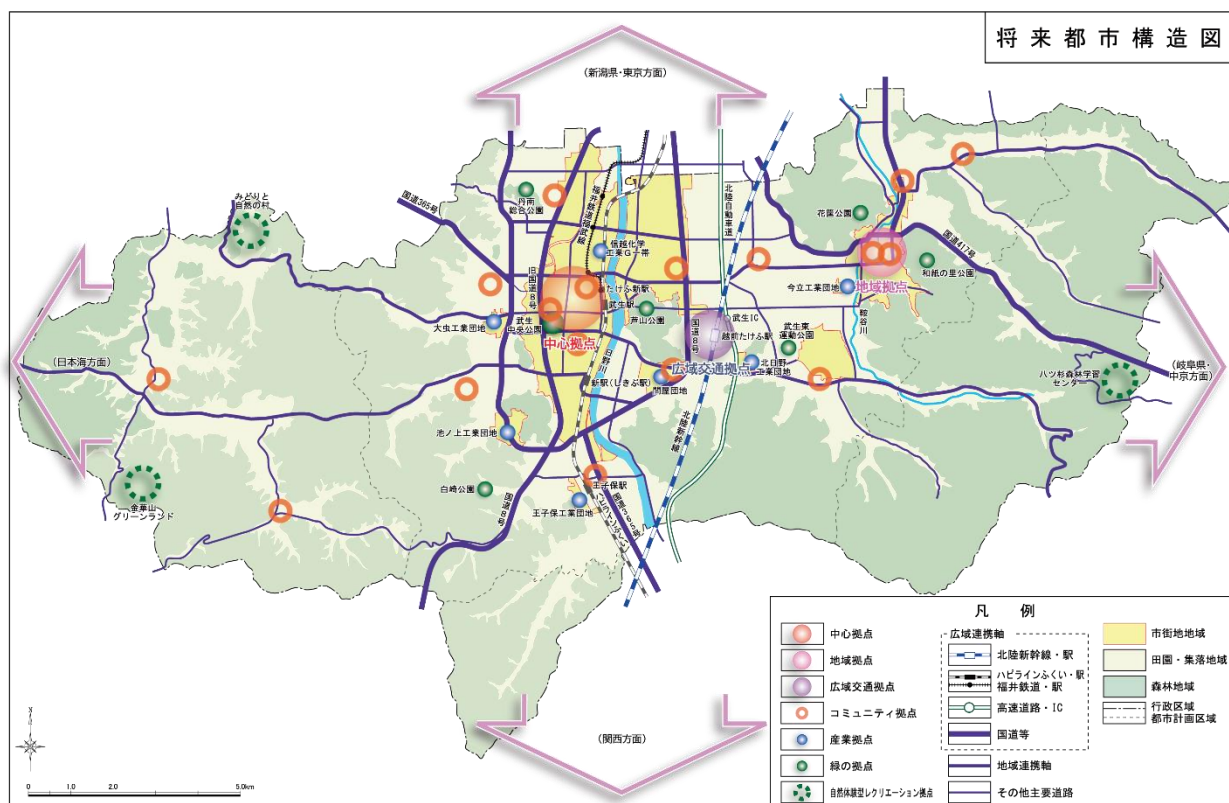


図 第2期越前市都市計画マスタープランの将来都市構造図

表 第2期越前市都市計画マスタープランの将来都市構造における拠点の位置づけと基本方針

拠点名	位置づけ、基本方針
中心拠点 (本庁舎周辺)	・ 越前国府の時代から本市の中心として歴史文化が育まれ、近代には商業、医療、金融、教育、文化、行政等の都市機能や、ハピラインふくい、福井鉄道福武線、バス等の交通結節機能等の社会基盤が整備されている地区 ➤ 空き家・空き地等のまちなかストックの有効活用 ➤ まちなかへの居住誘導 ➤ 公共交通と周辺施設や歴史的まちなみ等をつなぎ、回遊性の向上 ➤ 交通結節機能の充実、市内外との接続強化
地域拠点 (あいぱーく今立周辺)	・ 継体天皇の伝承が残る花筐公園や重要文化財に指定されている大瀧神社、伝統工芸の越前和紙等の地域固有の歴史文化資源が豊富で、医療、金融、行政支所等の都市機能が集積するとともに、公共交通（バス）が円滑で、また、国道 417 号冠山峠道路の開通により、本市の東の玄関口としての性格を有する地区 ➤ 地域生活に関するサービスの充実 ➤ 生活環境向上と地域コミュニティの維持 ➤ 豊富な歴史資源を活かした交流人口の増大 ➤ ウォーカブル環境の整備等による今立の歴史文化の継承と観光まちづくりの推進
広域交通拠点 (越前たけふ駅周辺)	・ 北陸新幹線越前たけふ駅や北陸自動車道武生インターチェンジ、国道 8 号、道の駅「越前たけふ」が近接し、広域的な交通の結節点となっている地区 ➤ 先端研究施設や食と農の関連施設、商業施設、交通結節点機能、越前たけふ未来創造基地等の段階的な誘致、整備による都市活力の創出 ➤ 農地や自然環境と調和した丹南地域の玄関口にふさわしい拠点の形成
コミュニティ拠点	・ 各地区のコミュニティ活動の中心となる公民館や小学校の周辺 ➤ 生活利便性を確保するための日常的なサービス機能の維持

表 中心拠点に想定される機能と本庁舎周辺に立地する主な施設

想定される機能	手引きにおける施設の例	本庁舎周辺に立地する主な施設
行政	本庁舎	本庁舎
介護福祉	総合福祉センター	本庁舎（福祉総合相談室、長寿福祉課）
子育て	子育て総合支援センター	越前市福祉健康センター（こども家庭センター、児童発達支援センターなないろ） 地域子育て支援センター「ピノキオ」
商業	相当規模の商業集積	アルプラザ武生
医療	病院	林病院、中村病院
金融	銀行、信用金庫	福井銀行、北陸銀行、福邦銀行、福井信用金庫
教育・文化	文化ホール、中央図書館	越前市文化センター、越前市中央図書館、 武生公会堂記念館、生涯学習センター、市民プラザたけふ

表 地域／生活拠点に想定される機能とあいぱーく今立周辺に立地する主な施設

想定される機能	手引きにおける施設の例	あいぱーく今立周辺に立地する主な施設
行政	支所、福祉事務所等 各地域事務所	今立総合支所（あいぱーく今立） 粟田部交番、岡本駐在所
介護福祉	地域包括支援センター、 在宅系介護施設、 コミュニティサロン 等	地域包括支援センターいまだて デイサービスセンターいまだて
子育て	保育所、こども園、 子育て支援センター、 児童クラブ、児童館 等	地域子育て支援センター「いまだて」 （※認定こども園あわたべ内） 認定こども園：あわたべ、南中山、岡本 花筐児童館、岡本児童館
商業	食品スーパー	パロー今立店、（ファミリーマート粟田部店）
医療	病院	今立中央病院
	診療所	佐々木医院、林医院、つがわ内科クリニック
金融	銀行	福井銀行今立支店、福井信用金庫粟田部支店、 JA 福井県今立支店
	郵便局	今立郵便局
教育・文化	図書館支所、 社会教育センター	越前市今立図書館、いまだて芸術館、 市民交流施設（あいぱーく今立）

4－2．公共交通軸の考え方

（１）立地適正化計画作成の手引きによる基幹的な公共交通軸の考え方

国土交通省が作成した「立地適正化計画作成の手引き」では、基幹的な公共交通軸の考え方は以下のように整理されています。

公共交通軸の特性	・ 中心拠点を中心に地域／生活拠点、居住を誘導すべき地域を結ぶ都市軸で、将来にわたり一定水準以上のサービスで運行する公共交通路線等
対象となる公共交通路線の考え方	・ 一定以上のサービス水準を有する路線であり、一定の沿線人口密度があり、かつ公共交通政策でも主要路線として位置付けられる等、サービス水準の持続性が確保されると見込まれる路線 ・ 中心拠点と地域／生活拠点、各拠点と居住を誘導すべき地域とを結ぶ路線

（２）越前市における基幹的な公共交通軸の考え方

「越前市地域公共交通計画」に基づき、「南北軸」、「東西軸」方向の幹線軸に位置付けるとともに、これらを補完する公共交通に新しい交通手段を組み合わせ、利用ニーズに応じた移動ができる交通環境の整備を図ります。

公 共 交 通 軸		対応する公共交通
基幹的な公共交通軸	南北軸： 広域連携軸	北陸新幹線、ハピラインふくい、福井鉄道福武線 ・ 県や沿線自治体、交通事業者等と連携し、鉄道の安定運行や利用促進を図ります。
	東西軸： 広域連携軸	路線バス（武生越前海岸線（八田経由）、王子保・河野海岸線、南越線、池田線） ・ 主に拠点間を連絡する持続的な基幹交通手段として、ネットワークの維持、サービス水準の向上を図る
補助的な公共交通網 ・ 基幹的な公共交通軸を補完する公共交通について設定		路線バス、市民バス（のろっさ）、デマンド交通、自家用有償旅客運送事業 ・ 公共交通の見直しと再編を図り、持続可能な公共交通ネットワークの形成を図ります。

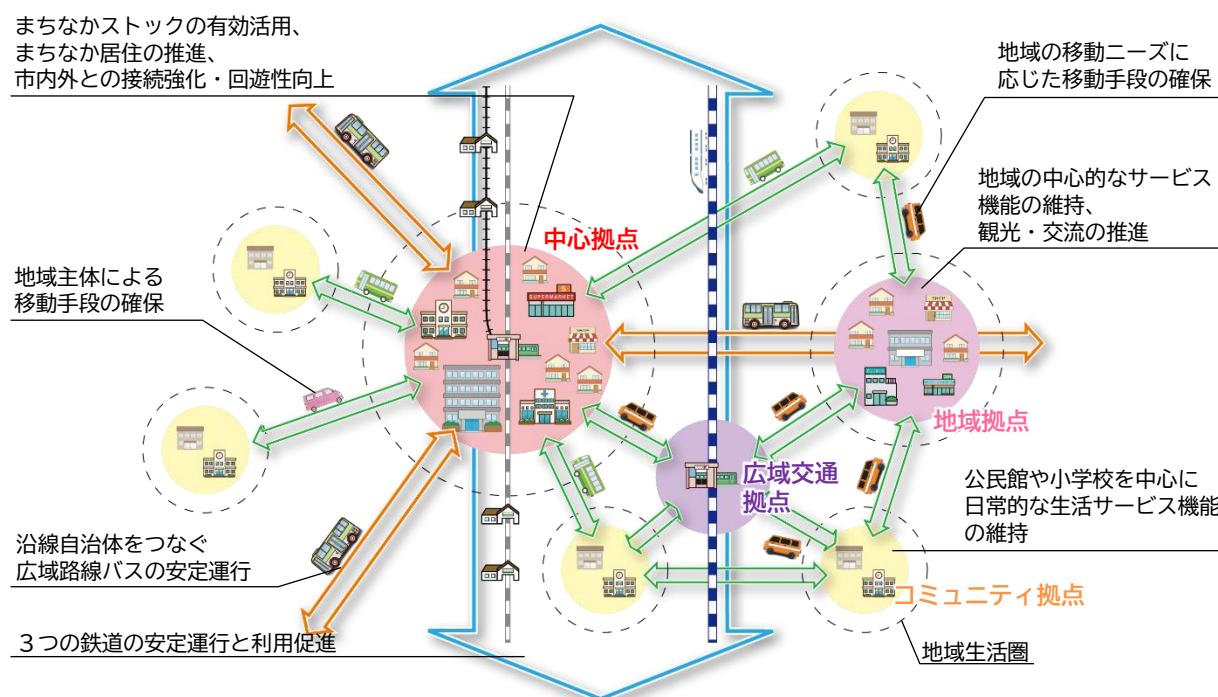


図 各拠点・地域と公共交通ネットワークのイメージ図

4－3．目指すべき都市の骨格構造

本計画では、第2期越前市都市計画マスタープランに示す分散ネットワークのまちづくりを実現するために、都市構造上の拠点、軸、地域の3つの視点から公共交通のあり方を考え、立地適正化計画として目指すべき方向性を示します。

構成要素		位置づけ、基本方針
拠点	3つの拠点	●中心拠点（本庁舎周辺） ➤ 空き家・空き地等のまちなかストックの有効活用やまちなかへの居住誘導、公共交通と周辺施設・歴史的町並み等をつなぎ回遊性の向上、交通結節機能の充実による市内外との接続強化を図ります。 ●地域拠点（あいぱーく今立周辺） ➤ 地域生活に関するサービスの充実、生活環境向上と地域コミュニティの維持、豊富な歴史資源を生かした交流人口の増大、ウォーカブル環境の整備などによる今立歴史文化の継承と観光まちづくりの推進を図ります。 ●広域交通拠点（越前たけふ駅周辺） ➤ 先端研究施設や食と農の関連施設、商業施設、交通結節点機能、越前たけふ未来創造基地等の段階的な誘致、整備による都市活力の創出、農地や自然環境と調和した丹南地域の玄関口にふさわしい拠点の形成を図ります。
	コミュニティ拠点	●各地区のコミュニティ活動の中心となる公民館や小学校周辺 ➤ 生活利便性を確保するための日常的な生活サービス機能の維持を図ります。
軸	広域連携軸	●県域を越えた地域や県内他市町と本市を結ぶ交通ネットワーク ➤ 市外との交通、交流の機能の維持、向上を図ります。
	地域連携軸	●各拠点や各地区を結ぶ交通ネットワーク ➤ 市内の交通の円滑化や地区間の交流と連携を促進するとともに、広域連携軸の人の流れを市内各地へ引き込むため、交通ネットワークの機能強化と利便性向上を図ります。
	その他主要道路	●広域連携軸と地域連携軸を補完する主要道路 ➤ 地域の状況に応じて配置することで、移動しやすい交通ネットワークの形成を図ります。
	公共交通軸	●市内外を結ぶ公共交通ネットワーク ➤ 鉄道、バス等の既存の公共交通と新しい交通手段を組み合わせ、利用ニーズに応じた移動ができる交通環境の整備を図ります。
地域	市街地地域	●用途地域に指定されている範囲 ➤ 社会情勢や将来の宅地需要等に応じて、民間活力を導入し、計画的な市街地整備を図るとともに、道路や公園、下水道等のインフラの整備と適正な維持、更新を図ります。 ➤ 商業・医療・福祉・子育てなどの多様な都市機能が集積していることを活かし、賑わいのあるまちづくりを進めます。
	田園・集落地域	●市街地の周囲や山間に広がる農地と集落等 ➤ 田園は、無秩序な市街化を抑制し、雨水貯留による洪水防止や土砂流出防止等の機能を維持するとともに、美しい田園景観を次代へ継承します。
	森林地域	●市街地や田園・集落地域を取り囲んでいる森林 ➤ 環境保全や生物多様性、防災、レクリエーション等の森林がもつ多面的機能の保全と活用を図ります。

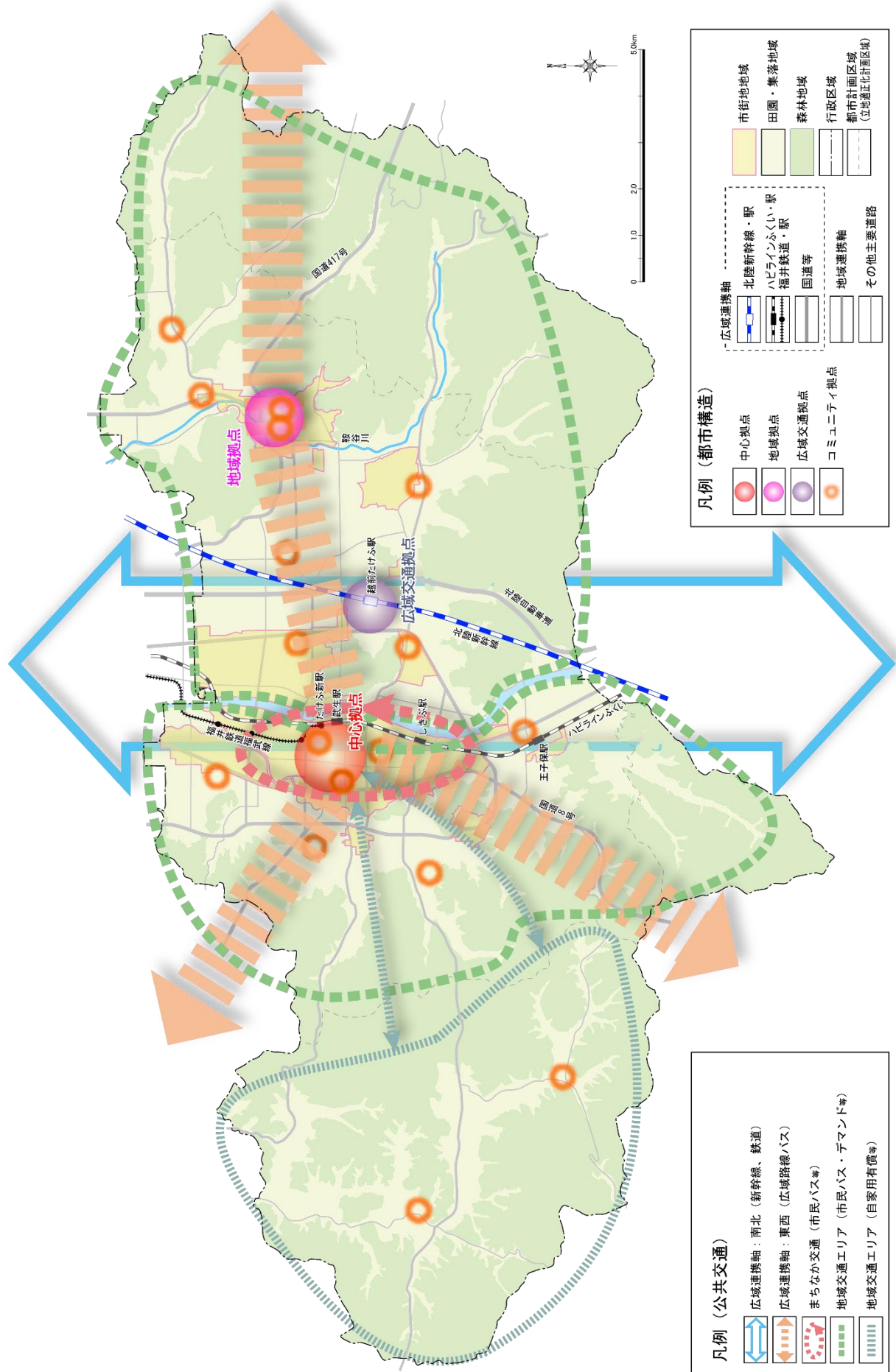


図 都市の骨格構造図

第5章. 居住誘導区域の設定

5－1. 居住誘導区域の設定方針

居住誘導区域は、人口減少が予測される中でも一定の人口密度を維持することにより、生活サービス機能や地域コミュニティの継承・継続を図ることを目的として定めます。

本市においては、目指す都市の骨格構造を踏まえた上で、「立地適正化計画の手引き」や「都市計画運用指針」を参考にして設定します。

広域交通拠点に位置付けた越前たけふ駅周辺は、現時点で用途地域を指定していないため、誘導区域を設定しません。第2期越前市都市計画マスタープランの土地利用の方針において、北陸新幹線大阪延伸を見据えながら官民連携で段階的に土地利用を行い、産業の集積を図るとしています。今後、企業や都市機能の立地状況・需要動向等を踏まえながら、用途地域の指定と合わせて、誘導区域設定の検討を行います。

(1) 望ましい区域像

居住誘導区域は、以下のような条件を満たす区域での設定が望まれるとされています。

①生活利便性が確保される区域	・都市機能誘導区域の候補となる中心拠点や地域・生活拠点に、徒歩・自転車・端末交通等により容易にアクセスすることのできる区域や、鉄道駅・バス停の徒歩・自転車利用圏
②都市機能の持続的確保が可能な面積範囲内の区域	・医療・福祉・商業等の都市機能が将来にわたって持続できる人口密度が確保される面積範囲内 ・国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口等をベースに、区域外から区域内に現実的に誘導可能な人口を勘案しつつ、区域内において少なくとも現状の人口密度を維持、あるいは低下抑制することを基本に検討
③災害に対するリスクが低い、あるいは今後低減が見込まれる区域	・土砂災害、津波災害、浸水被害等により甚大な被害を受ける危険性が少ない区域で、土地利用の実態等に照らして、工業系用途、都市農地、深刻な空き家・空き地化が進行している郊外地域等には該当しない区域

また、都市計画運用指針では、居住誘導区域を定めることが考えられる区域として、以下のような区域が示されています

①都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺の区域
②都市の中心拠点及び生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、都市の中心拠点及び生活拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域
③合併前の旧町村の中心部等、都市機能や居住が一定程度集積している区域

(2) 居住誘導区域に含めない区域

次の区域は、法令により居住誘導区域に含めてはならないとされています。

都市再生 特別措置法 第 81 条第 19 項	● 市街化調整区域 ● 建築基準法第 39 条第 1 項に規定する災害危険区域のうち、同条第 2 項の規定に基づく条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域
都市再生 特別措置法 施行令第 30 条	● 農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域、農地法第 5 条第 2 項第 1 号ロに掲げる農地や採草放牧地の区域 ● 自然公園法第 20 条第 1 項に規定する特別地域 ● 森林法第 25 条又は第 25 条の 2 の規定により指定された保安林の区域 ● 自然環境保全法第 14 条第 1 項に規定する原生自然環境保全地域、同法第 25 条第 1 項に規定する特別地区 ● 森林法第 30 条若しくは第 30 条の 2 の規定により告示された保安林予定森林の区域、同法第 41 条の規定により指定された保安施設地区、同法第 44 条において準用する同法第 30 条の規定により告示された保安施設地区に予定された地区 ● 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条第 1 項に規定する急傾斜地崩壊危険区域（※） ● 地すべり等防止法第 3 条第 1 項に規定する地すべり防止区域（※） （※）災害防止のための措置が講じられている区域を除く ● 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 9 条第 1 項に規定する土砂災害特別警戒区域 ● 特定都市河川浸水被害対策法第 56 条第 1 項に規定する浸水被害防止区域

また、都市計画運用指針では、居住誘導区域に含まないこととすべき区域として、以下のような区域が示されています。

都市計画 運用指針	● <u>原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域</u> ・ 津波災害特別警戒区域 ・ 災害危険区域 ● <u>災害リスク、警戒避難体制の整備状況、災害を防止し、又は軽減するための施設の整備状況や整備見込み等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべきである区域</u> ・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 7 条第 1 項に規定する土砂災害警戒区域 ・ 津波防災地域づくりに関する法律第 53 条第 1 項に規定する津波災害警戒区域 ・ 水防法第 15 条第 1 項 4 号に規定する浸水想定区域 ・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 4 条第 1 項に規定する基礎調査、津波防災地域づくりに関する法律第 8 条第 1 項に規定する津波浸水想定における浸水の区域、特定都市河川浸水被害対策法第 4 条第 2 項第 4 号に規定する都市浸水想定における都市浸水が想定される区域及びその他の調査結果等により判明した災害の発生のおそれのある区域
--------------	--

※赤文字は、本市の市街地（用途地域内）において指定のある区域

さらに、居住誘導区域に含めることについては慎重に判断を行うことが望ましい区域として、以下のような区域が示されています。

都市計画 運用指針	● 法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域のうち工業専用地域、同項第 13 号に規定する流通業務地区等、法令により住宅の建築が制限されている区域 ● 法第 8 条第 1 項第 2 号に規定する特別用途地区、同法第 12 条の 4 第 1 項第 1 号に規定する地区計画等のうち、条例により住宅の建築が制限されている区域 ● 過去に住宅地化を進めたものの居住の集積が実現せず、空地等が散在している区域であって、人口等の将来見通しを勘案して今後は居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域 ● 工業系用途地域が定められているものの工場の移転により空地化が進展している区域であって、引き続き居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域
--------------	---

※赤文字は、本市において該当する地区が予想される区域

5－2．居住誘導区域の検討

(1) 土砂災害

土砂災害は、一度災害が起されば住民等の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあり、家屋の損壊やライフラインの寸断などにより復旧までに長期間を要する場合があります。

国では、大雨等の状況に応じて土砂災害警戒情報を発表するなど、事前の予測及び避難誘導に努めていますが、大雨が止んだ後に発生する場合や地震によっても発生するなど、土砂災害が発生する前の十分な避難誘導等が困難と判断されることから、以下の区域は居住誘導区域に含めないこととします。

- ①急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条第 1 項に規定する急傾斜地崩壊危険区域
- ②土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 9 条第 1 項に規定する土砂災害特別警戒区域
- ③建築基準法第 39 条第 1 項に規定する災害危険区域
- ④土砂災害警戒区域（地すべり、急傾斜地の崩壊、土石流）

※「土石流」については、砂防堰堤が整備されている箇所は災害の未然防止が期待されることから、「地すべり」、「急傾斜地の崩壊」、「土石流（砂防堰堤未整備）」の区域について、居住誘導区域から除外します。

※災害リスクの分析については、「第 9 章．防災指針」を参照

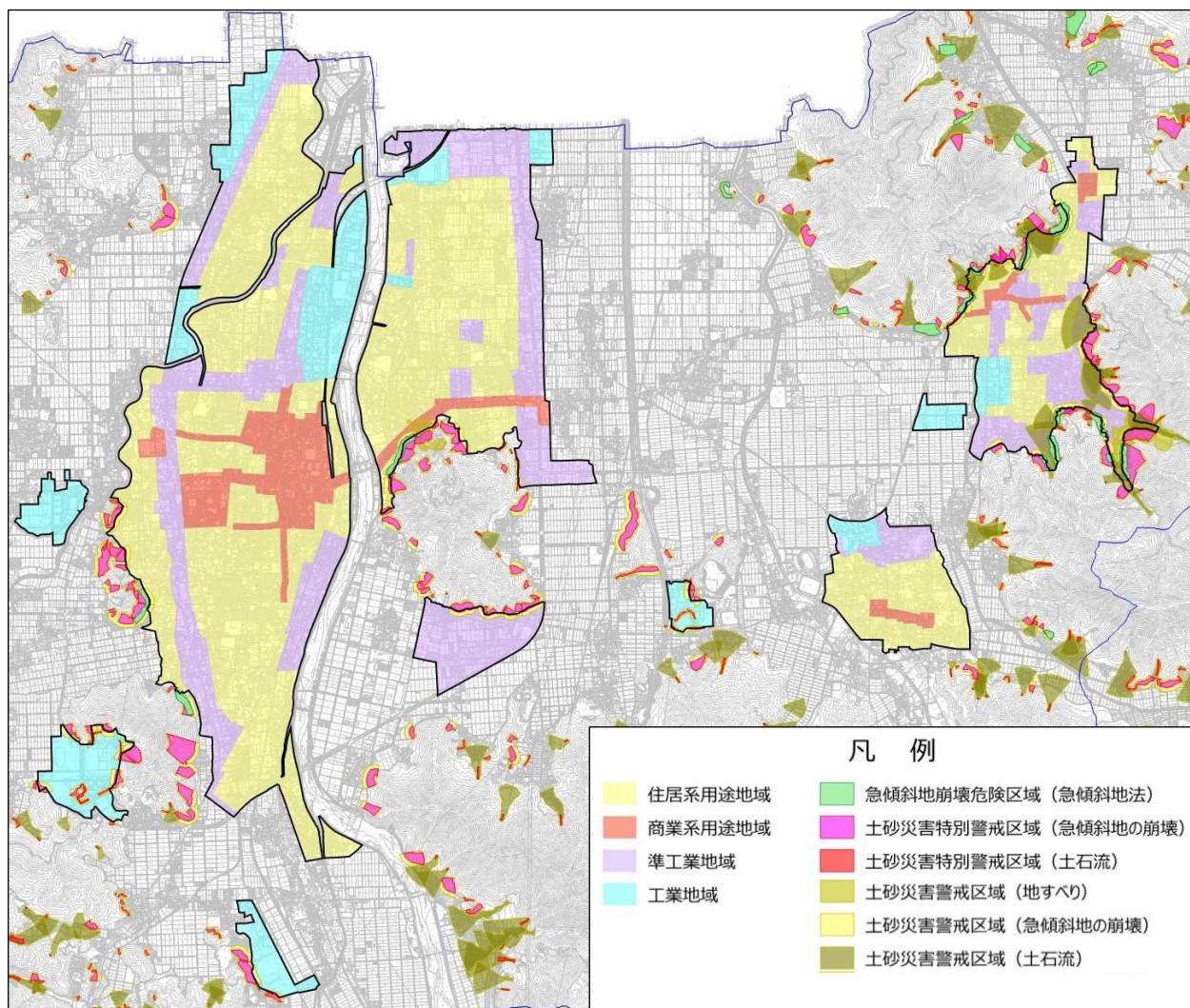


図 用途地域の指定状況と土砂災害のハザードエリア

(2) 水害

最大規模降雨（概ね 1,000 年に 1 度の大雨）による洪水は、浸水が広範囲に及ぶとともに、浸水深が深くなると、垂直避難も困難になることが予測されます。特に、家屋倒壊等氾濫想定区域では、河岸侵食や氾濫した水の流れにより家屋が倒壊・流出することが危惧されます。

本市では、市街地の中央を縦貫する日野川のほか、吉野瀬川や鞍谷川が市街地内を流れており、流域の広い範囲が浸水想定区域に指定されているとともに、川沿いを中心に家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されています。

浸水想定区域は、既に広範囲にわたり市街地が形成されており、居住誘導区域から除外することは現実的ではなく、居住誘導区域から水害リスクを完全に取り除くことも現実的ではありません。水害リスクが存在することを前提に、市民の生命・身体を守るためのソフト対策を中心に取り組むとともに、想定最大規模よりも発生確率の高い計画規模降雨等へのハード対策も進めることとし、浸水想定区域は居住誘導区域・都市機能誘導区域に含むこととします。

ただし、家屋倒壊等氾濫想定区域については、家屋の倒壊・流出や地盤そのものが削られることで現位置での建て直しが極めて困難になることから、居住誘導区域に含めないこととします。

※災害リスクの分析については、「第 9 章. 防災指針」を参照

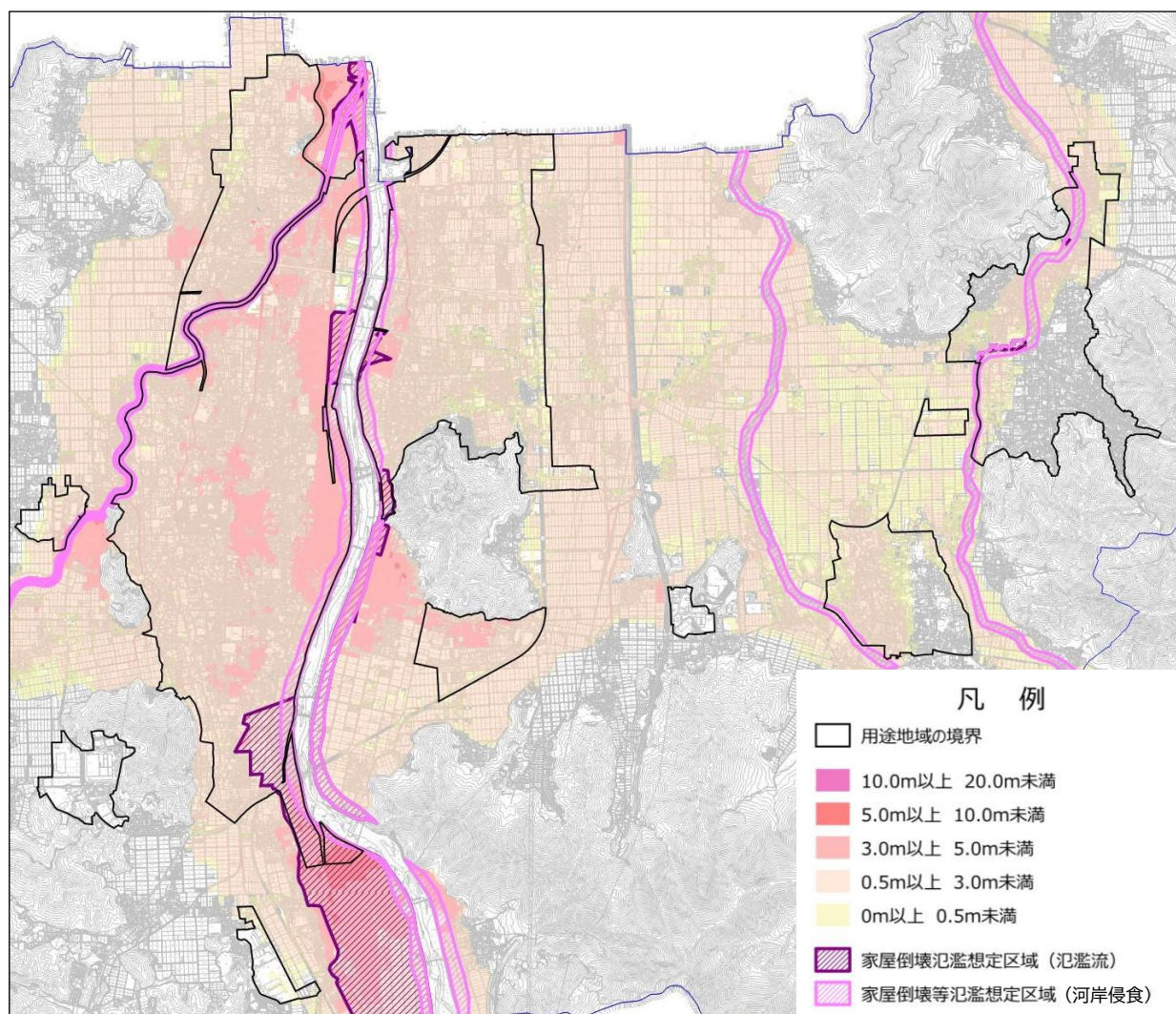


図 用途地域の指定状況と水害のハザードエリア

(3) 工業系用途地域

工業系用途地域（準工業地域、工業地域）を居住誘導区域に含むかどうかは、次のように判断しています。

工業地域	・工業地域は、「主として工業の利便の増進を図る地域」であり、住宅や店舗は建てられますが、危険性が大きいまたは著しく環境を悪化させるおそれがある工場を含む全ての工場の建築が可能であり、病院や小中学校等の日常生活に不可欠な施設の建築が不可能なため、将来的に居住を誘導する区域としては不適切な地域。 ・現況の土地利用からも工業系の土地利用が顕著であるため、「居住誘導区域には含めない」ものとする。
準工業地域	・以下の判断基準でブロック単位に検証し、「全て該当する場合は居住誘導区域に含めない」ものとする。 ①都市計画マスタープランの土地利用方針において、居住を誘導する区域としては不適切な工業系のゾーンとして位置付けられている。 ※商業系のゾーンについては、良好な居住環境、生活の利便性が確保されるかの視点を加えて判断する。 ②現況土地利用において、住居系の土地利用が主体となっていない。または、市街化が見込めないまとまった農地が残存している。 ※まとまった住宅地が形成されていない地区では、区域内の住宅地の割合が20%未満を居住誘導区域に含めない目安とする。 ③居住誘導区域としての一体性において、当該区域を居住誘導区域に含めない場合でも、居住を誘導すべき区域としての一体性が確保できる。 ④鉄道の利便性において、日常生活に便利とされる駅勢圏（半径 800m）に含まれない。

一方、第2期越前市都市計画区域マスタープランの土地利用の方針では、「調和した都市と自然のバランスの継承」の基本方針の下、土地利用の実態や将来の開発動向等を見据えながら土地利用のゾーニングを行い、それぞれごとに個別方針を定めています。

そのため、当初計画における判断結果を踏襲しつつ、第2期越前市都市計画区域マスタープランの土地利用方針との整合を図ることとします。

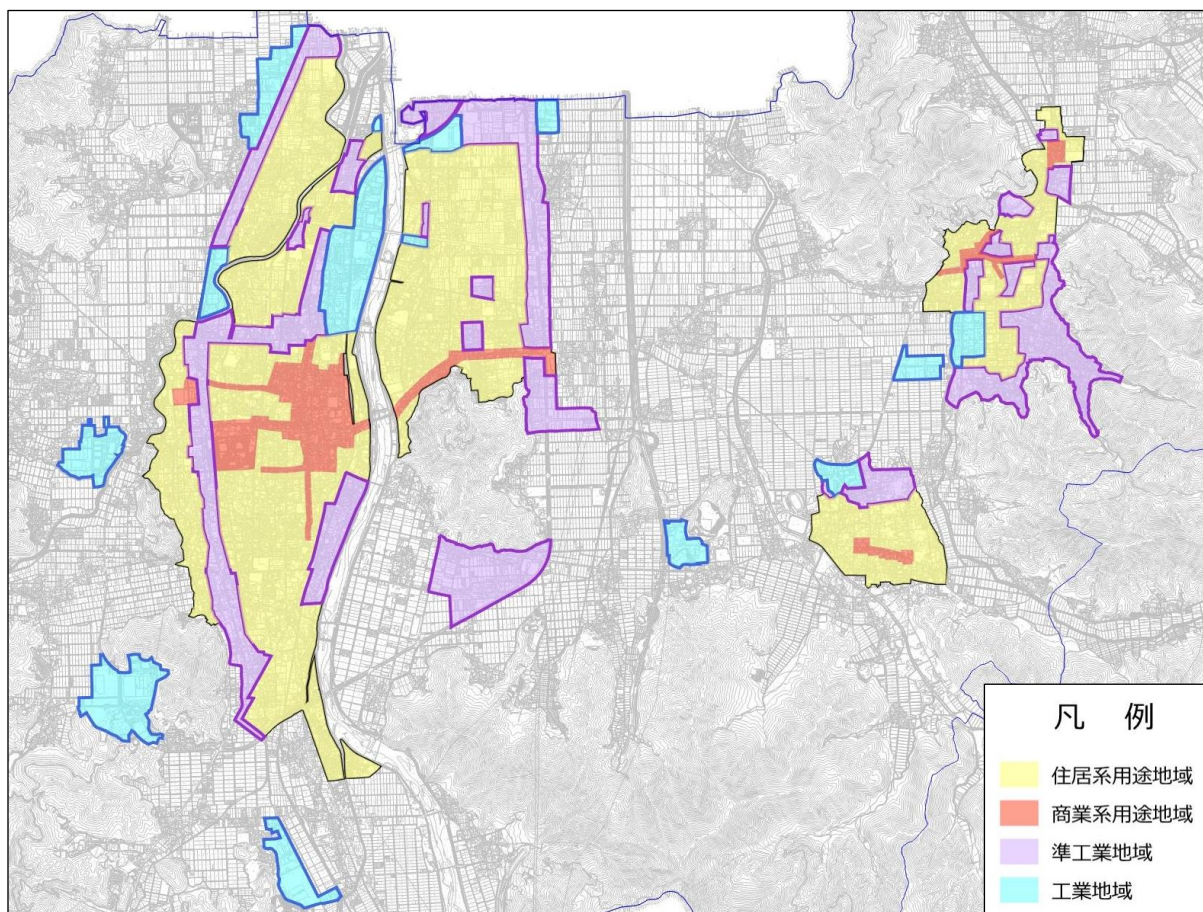


図 工業系用途地域の指定状況

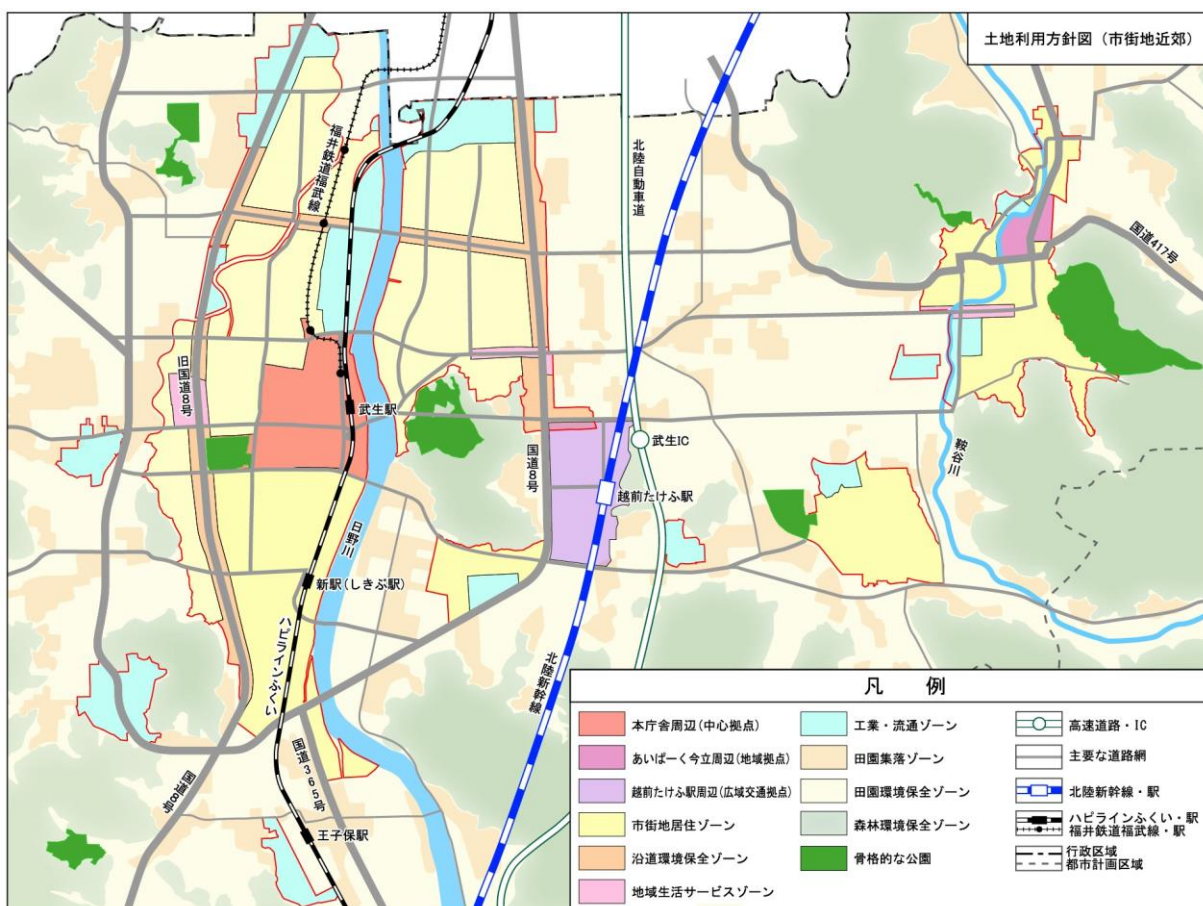


図 第2期越前市都市計画区域マスタープランにおける土地利用方針図

5－3．居住誘導区域の設定

用途地域の内、居住誘導区域に含まないエリアは、災害リスクの高い区域、工業地域の全て、準工業地域の一部で、用途地域面積（1,990ha）に対して約 7 割（1,392ha）となります。

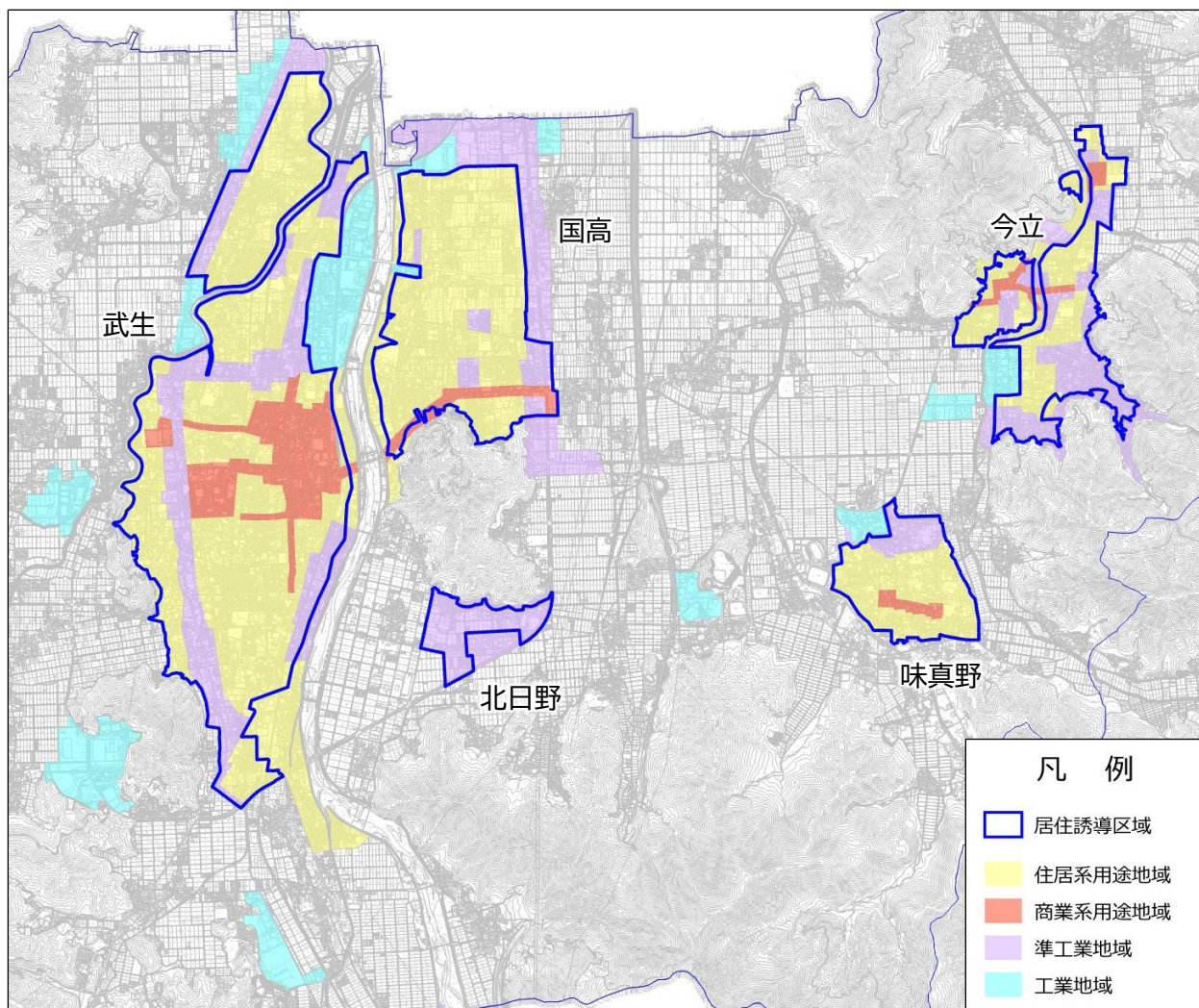


図 居住誘導区域

表 用途地域及び居住誘導区域の面積

	A 用途地域面積 (ha)	B 居住誘導区域面積 (ha)	B / A (%)
武 生	1,081	764	71
国 高	460	303	66
北日野	73	43	59
味真野	124	108	87
今 立	252	174	69
合 計	1,990	1,392	70

5－4．居住誘導区域の検証

(1) 人口の集積状況（将来予測）による検証

本市の将来人口は減少傾向が続くと予測される中で、一定の人口密度（40 人/ha 以上）を維持する地区は、概ね居住誘導区域に含まれています。

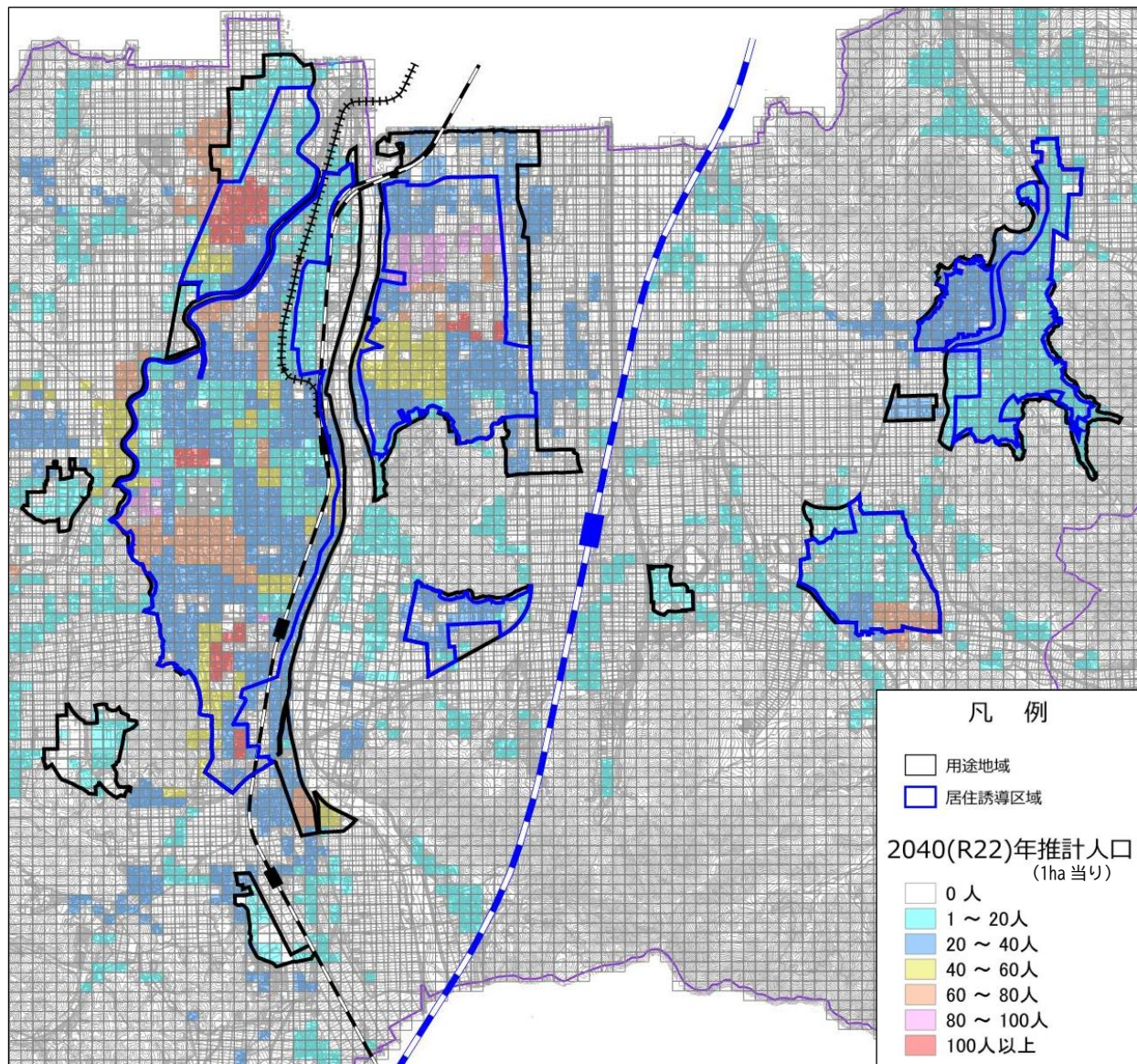


図 将来推計人口（人口密度）と居住誘導区域

表 用途地域及び居住誘導区域の人口

(単位：人)

	2020 年（令和 2 年）		2040 年（令和 22 年）		増 減	
	用途地域	居住誘導区域	用途地域	居住誘導区域	用途地域	居住誘導区域
武 生	29,782	24,780	24,659	20,408	-5,123	-4,372
国 高	10,239	7,965	9,011	7,046	-1,228	-919
北日野	984	882	933	839	-51	-43
味真野	2,075	1,804	1,689	1,479	-386	-325
今 立	5,662	3,867	4,444	3,010	-1,218	-857
合 計	48,742	39,298	40,736	32,782	-8,006	-6,516

※各区域に含まれるメッシュ(100m×100m：1ha)の人口をカウント

(2) 高齢化率（将来予測）による検証

本市全体で高齢化が進むと予測されている中で、将来都市構造で中心拠点に位置付けた本庁舎周辺、地域拠点に位置付けたあいぱーく今立周辺のほか、味真野市街地を含む旧市街地で特に高齢化率が高くなっており、居住誘導区域に含まれています。

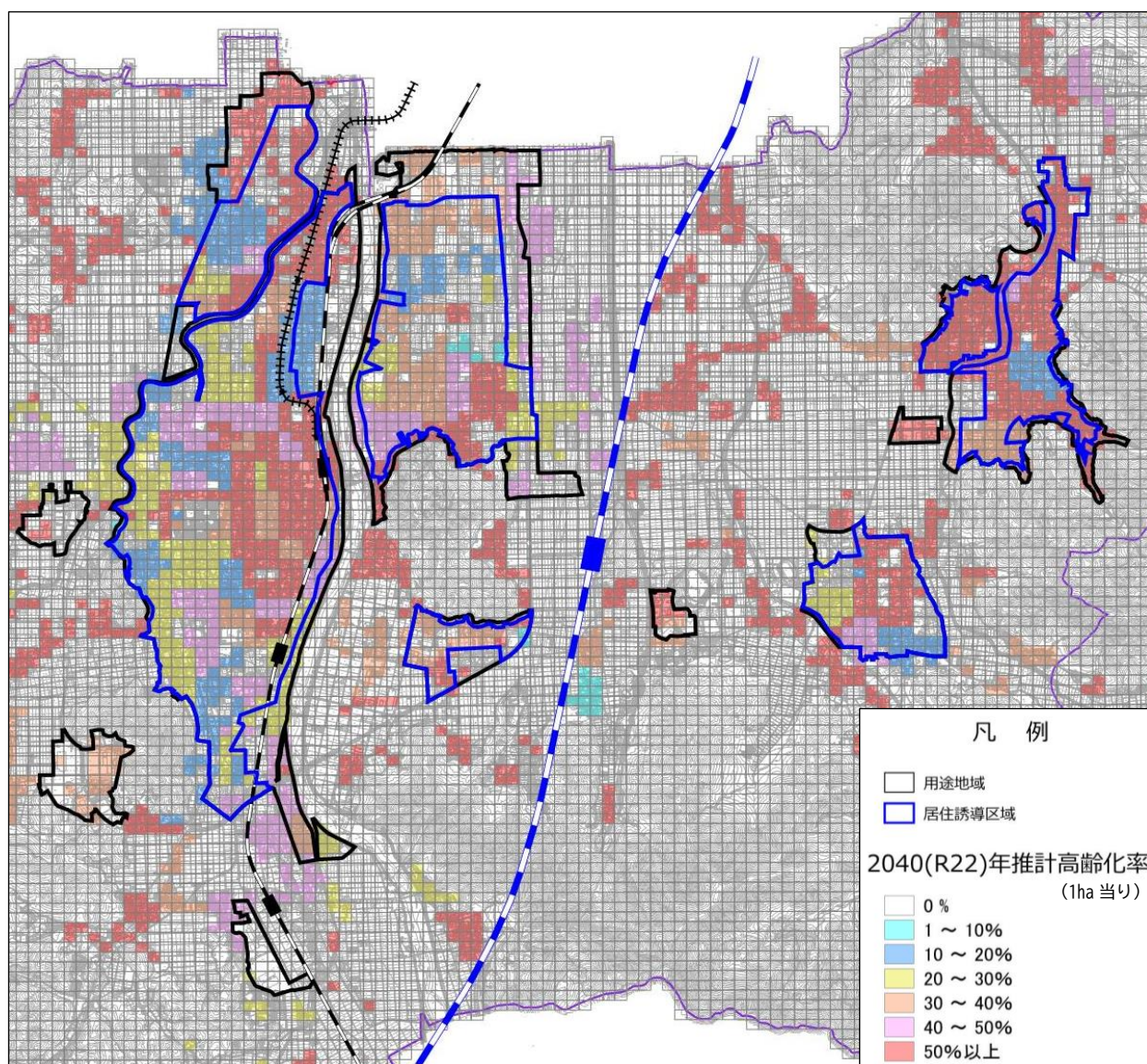


図 将来の高齢化率と居住誘導区域

表 用途地域及び居住誘導区域の高齢化率（単位：％、増減はポイント）

	2020 年（令和 2 年）		2040 年（令和 22 年）		増 減	
	用途地域	居住誘導区域	用途地域	居住誘導区域	用途地域	居住誘導区域
武 生	28.0	29.7	35.0	35.0	7.0	5.3
国 高	23.9	24.0	31.0	31.3	7.1	7.3
北日野	22.4	22.2	30.2	37.7	7.8	15.5
味真野	31.8	31.0	37.9	37.2	6.1	6.2
今 立	34.4	33.5	39.0	39.4	4.6	5.9
平 均	28.1	28.1	34.6	36.1	6.5	8.0

※区域に含まれるメッシュ(100m×100m：1ha)の人口をカウント

(3) アクセス性（公共交通の利便性）による検証

路線バス（福鉄バス）が東西方向の軸となって居住誘導区域内を運行して広域につながり、これを補完する形で市民バスが市街地内や集落内を運行しています。国高地区の一部等を除いて、居住誘導区域内は概ねバス停圏（バス停から300m圏）に含まれています。

特に武生市街地の北側地域は、南北方向の軸となる鉄道駅勢圏（800m圏）に含まれ、南部地域にも新駅（しきぶ駅）設置が計画されているなど、公共交通によるアクセス性が特になくなっていきます。

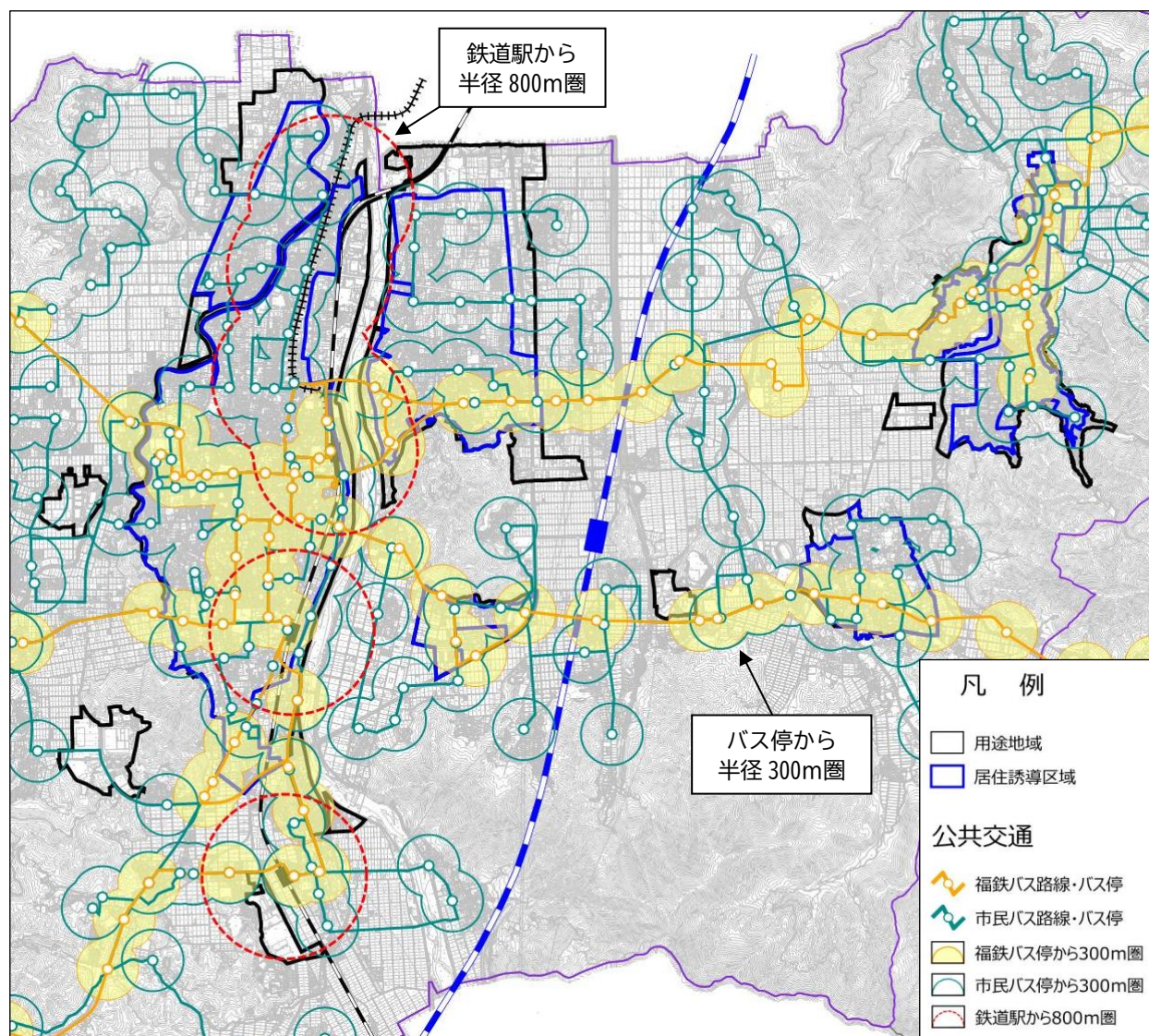


図 現在の公共交通網と居住誘導区域

(4) 身近な生活サービス施設の利便性（施設ごとの徒歩利用圏）による検証

①医療施設

医療施設の多くは居住誘導区域内に立地しており、居住誘導区域の大部分が医療施設の徒歩利用圏に含まれていますが、家久町周辺、妙法寺町周辺、国高地区北部の一部、北日野地区、味真野地区の一部で空白地帯も見られます。

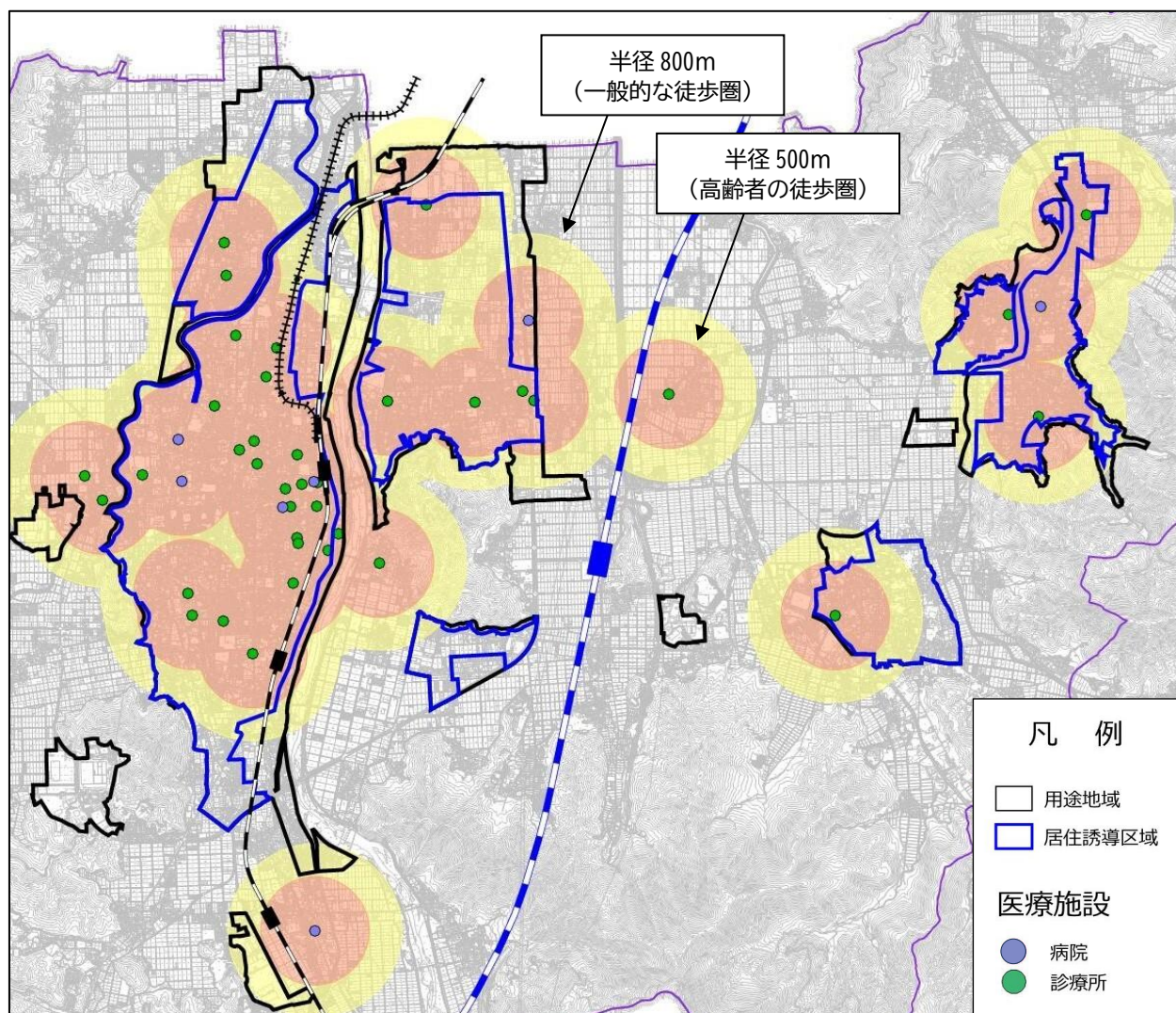


図 医療施設の分布と居住誘導区域

②高齢者福祉施設

高齢者福祉施設の多くが居住誘導区域内に立地しており、高齢者の徒歩圏を考慮した利用圏（500m）で見ても、居住誘導区域の大部分が含まれています。

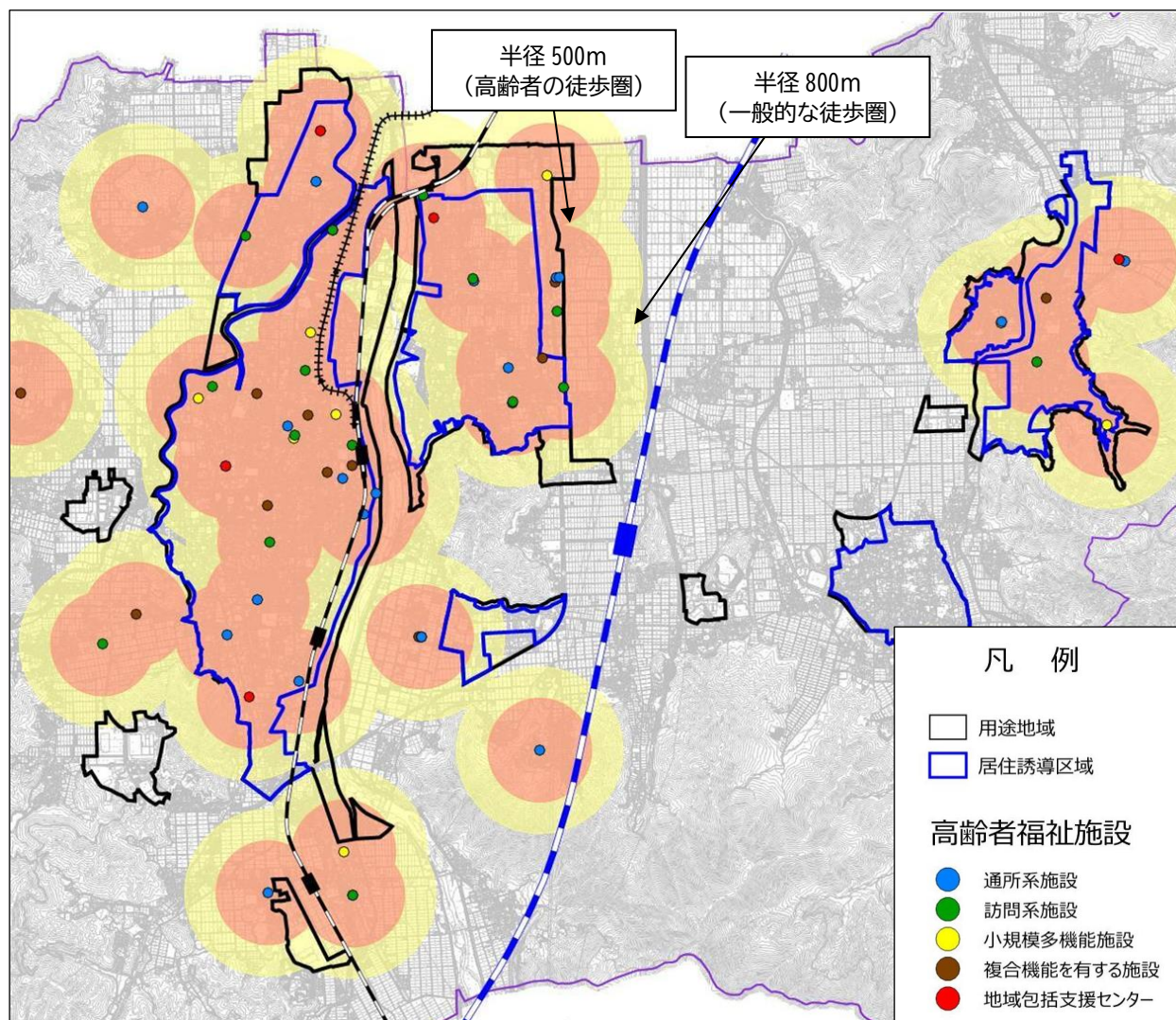


図 高齢者福祉施設の分布と居住誘導区域

③商業施設

商業施設の多くが居住誘導区域内及びその隣接地に立地しており、居住誘導区域の大部分が徒歩利用圏に含まれています。

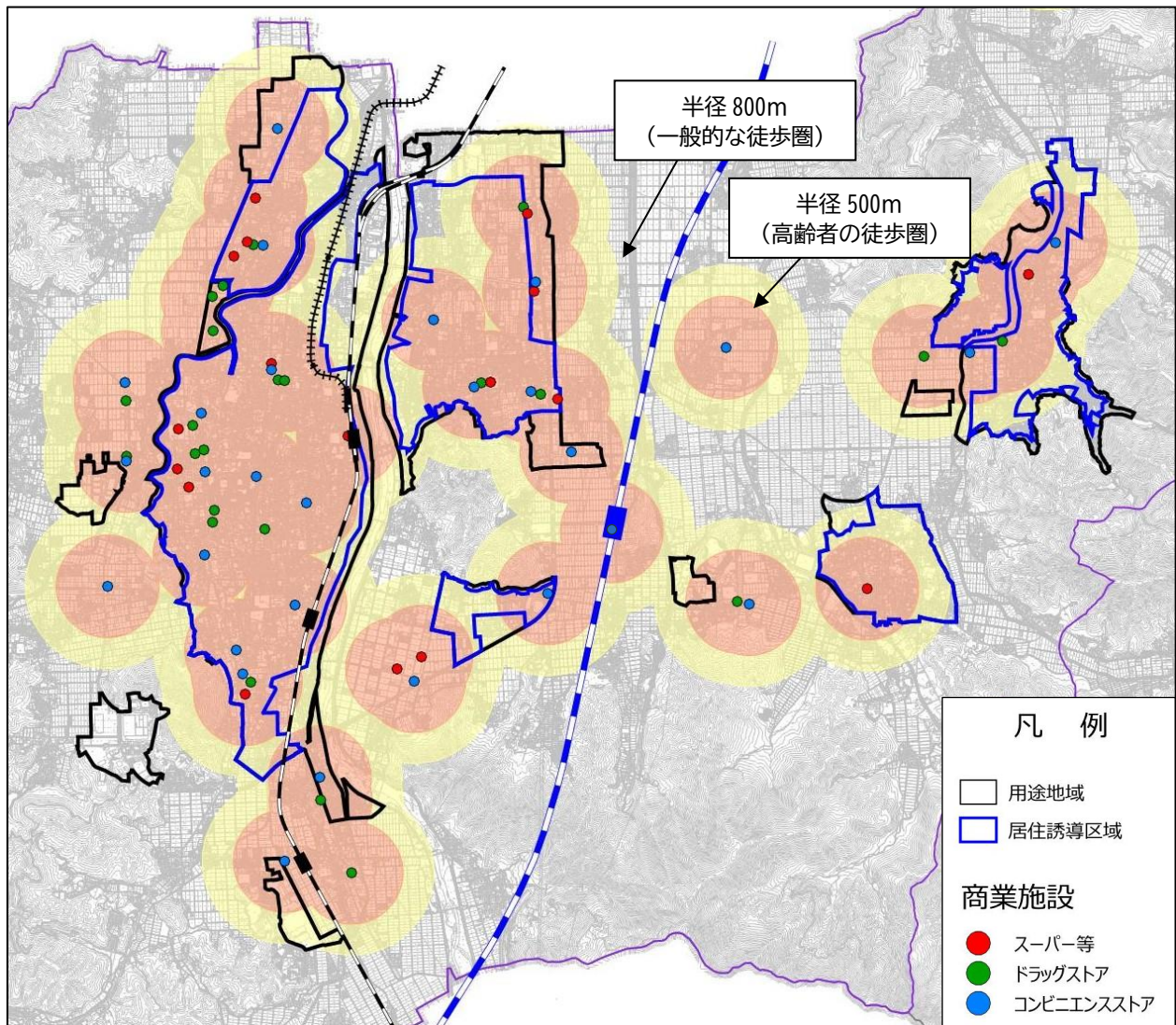


図 商業施設の分布と居住誘導区域

④子育て関連施設

子育て関連施設は、家久町や妙法寺町の一部、国高地区北部を除いて、概ね徒歩利用圏に居住誘導区域が含まれています。

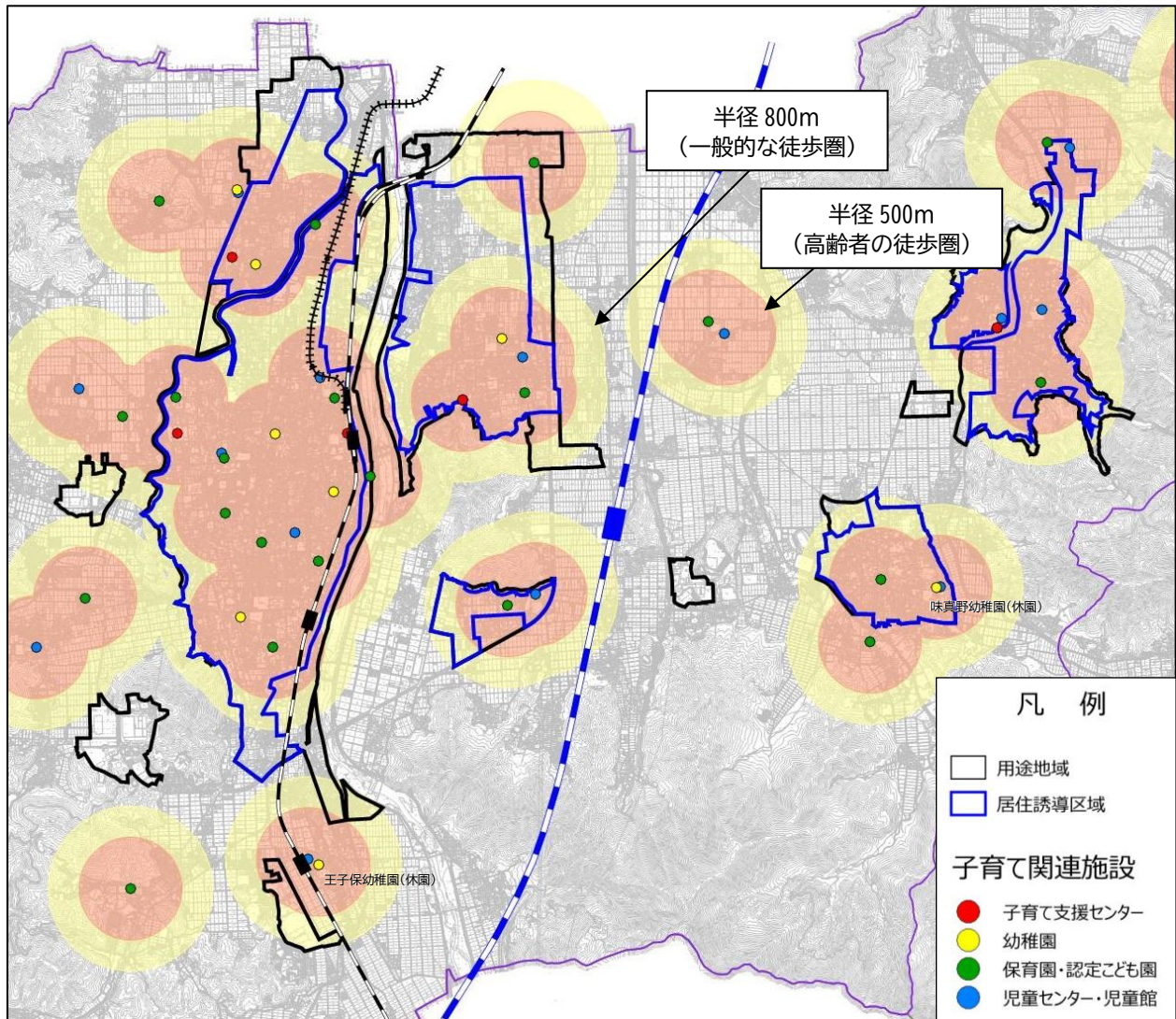


図 子育て関連施設の分布と居住誘導区域

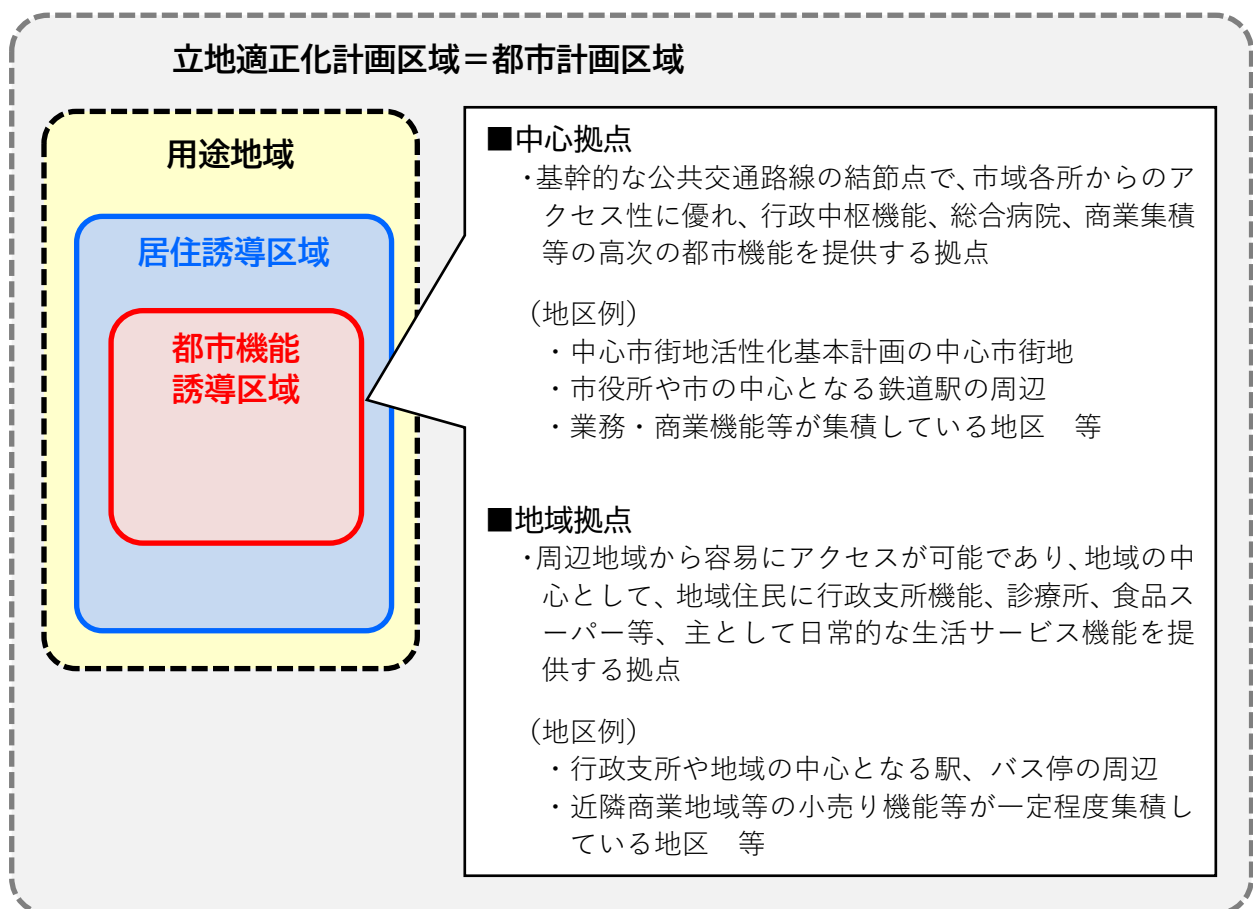
第6章. 都市機能誘導区域の設定

6-1. 都市機能誘導区域の設定方針

都市機能誘導区域は、原則として居住誘導区域内に設定し、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供が図られるように定めます。

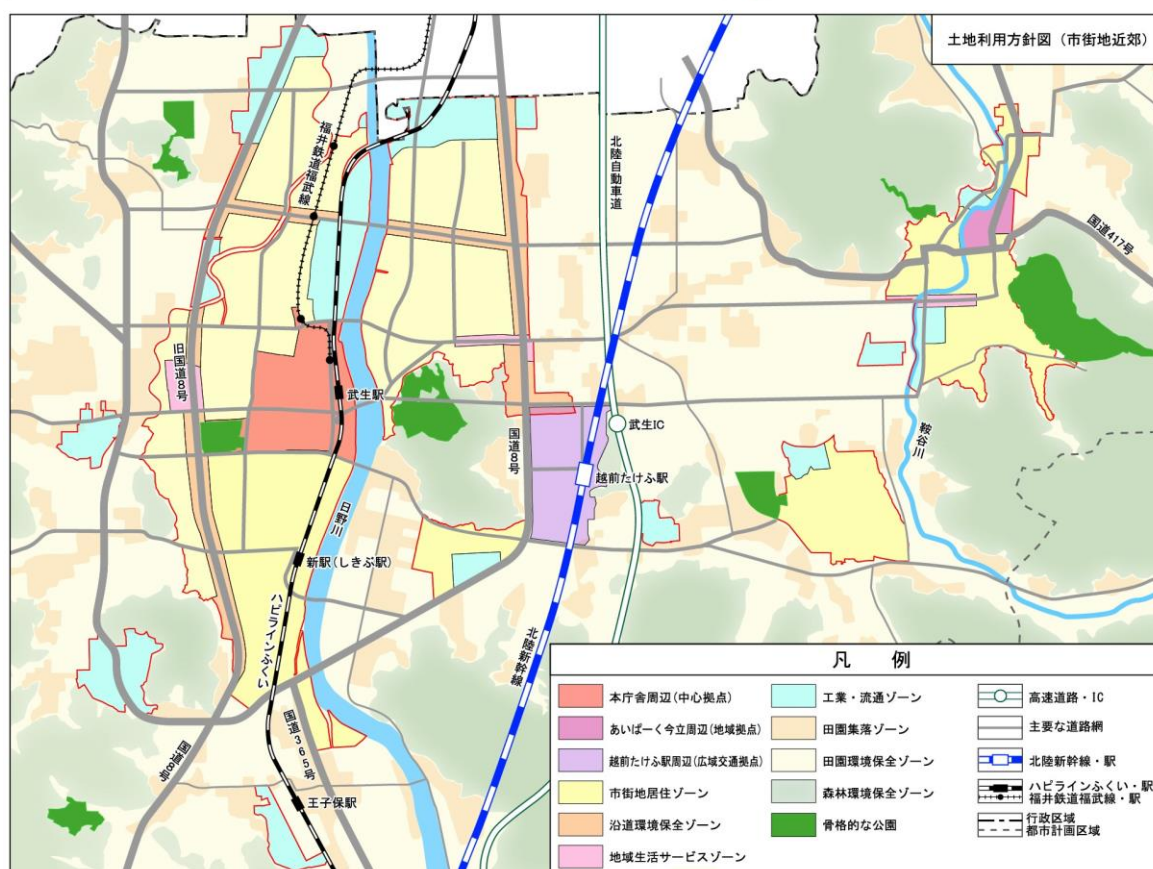
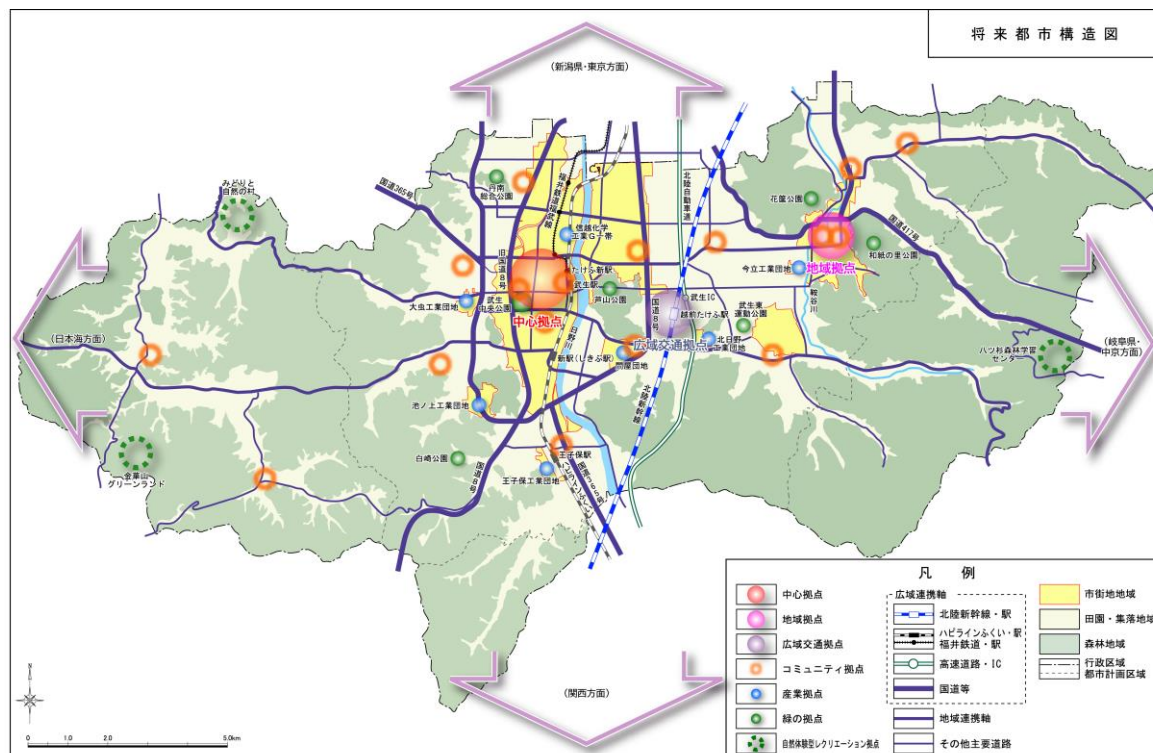
都市機能誘導区域は、「立地適正化計画の手引き」や「都市計画運用指針」により以下のような条件を満たす区域での設定が望まれるとされており、本市においては、目指す都市の骨格構造を踏まえた上で設定します。

- ①各拠点地区の中心となる鉄道駅、バス停や公共施設から徒歩、自転車で容易に回遊することが可能で、かつ、公共交通施設、都市機能施設、公共施設の配置、土地利用の実態等に照らし、地域としての一体性を有している区域
- ②主要駅や役場等が位置する中心拠点の周辺の区域に加え、合併前の旧市町村の役場が位置していた地区等、従来から生活拠点となる都市機能が存在し中心拠点と交通網で結ばれた地域拠点の周辺の区域



6-2. 都市機能誘導区域の設定

第4章の目指すべき都市の骨格構造（将来都市構造）で定めた3つの拠点の内、「中心拠点（本庁舎周辺）」及び「地域拠点（あいぱーく今立）」に都市機能誘導区域を設定します。



「広域交通拠点」に位置付けた越前たけふ駅周辺は、現時点で用途地域に指定されていないため、立地適正化計画に定める誘導区域の指定は行いません。今後、誘導を図る都市機能の立地状況等を踏まえ用途地域指定と合わせて、誘導区域設定の検討を行います。

(1) 本庁舎周辺（中心拠点）地区

第2期越前市都市計画マスタープランの土地利用方針では、本庁舎周辺を「中心拠点」としてゾーニングし、「行政サービスや商業、医療、福祉、金融等の都市機能、鉄道駅やバスターミナル等の交通結節機能、豊富な歴史文化資源が集積していることを活かして、まちなか居住や観光の交流など交流の創出に繋がる土地利用を図る」としています。

また、越前市中心市街地活性化プランでは、「中心市街地」として約140.8haを設定しています。これらの関連計画との整合を図り、「本庁舎周辺（中心拠点）」を都市機能誘導区域に設定します（居住誘導区域の設定と同様に、災害リスクの高いエリアは区域から除外します：第9章参照）。

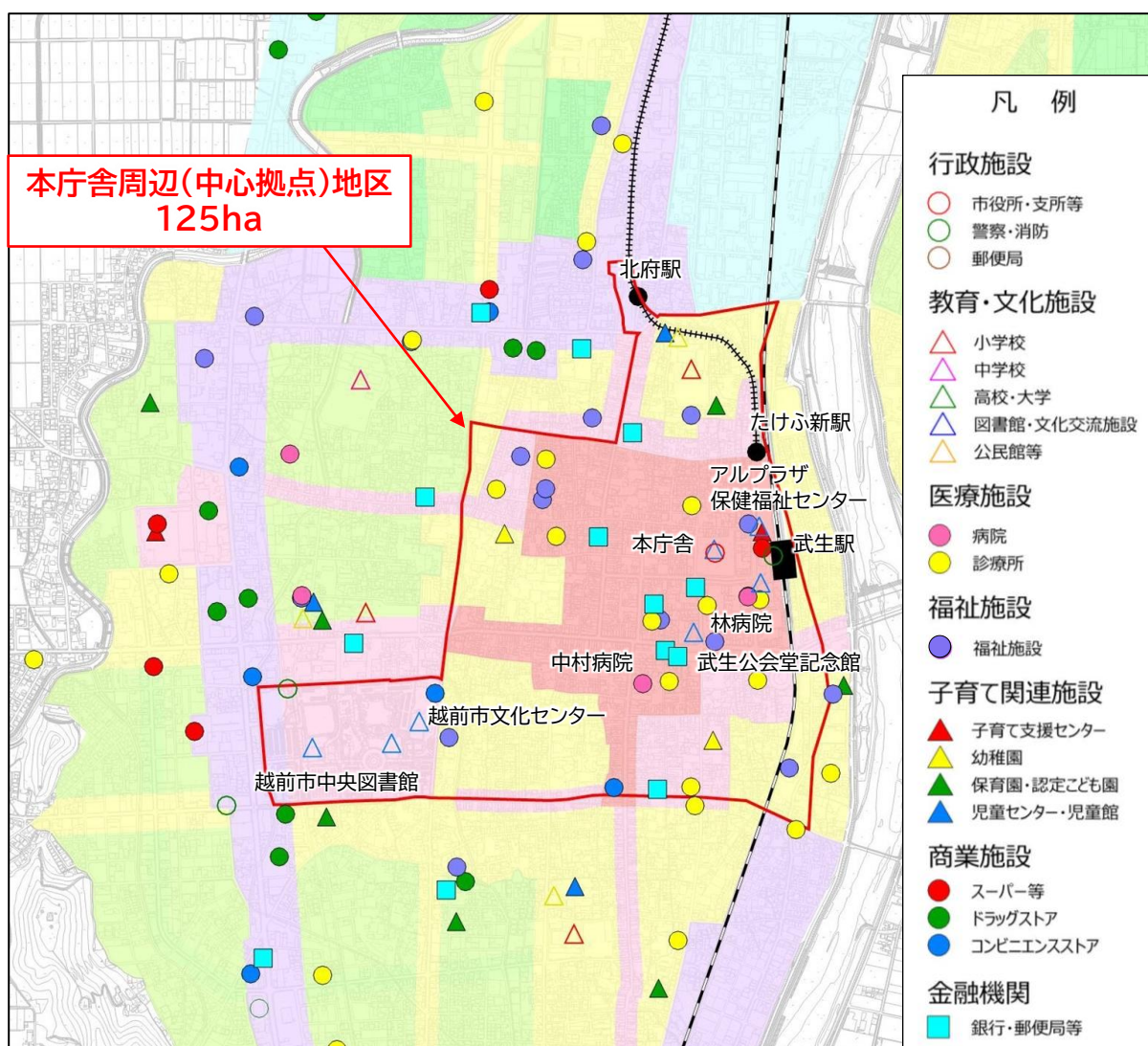


図 都市機能誘導区域（本庁舎周辺）と都市機能の分布

※施設名は主要なもののみ表示

表 本庁舎周辺（中心拠点）地区における都市機能の集積状況

	想定される都市機能のイメージ (立地適正化計画作成の手引き(国土交通省))		本庁舎周辺地区において 現在立地している施設	
	高次都市機能	日常的な生活サービス機能	高次都市機能	日常的な生活サービス機能
行政	中核的な行政機能 (例)本庁舎	日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等 (例)支所、福祉事務所等各地域事務所	・本庁舎	・駅前交番 ・有明交番
介護福祉	市町村全域の市民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 (例)総合福祉センター	高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能 (例)地域包括支援センター 在宅系介護施設 コミュニティサロン等	・本庁舎（福祉総合相談室、長寿福祉課）	・藤の里 ・いきいきホーム ・こころ ・訪問介護ステーション府中 ・サンライフ小野谷 ・デイサービスパワーリハビリアイ 等
子育て	市町村全域の市民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 (例)子育て総合支援センター	子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能 (例)保育所、こども園 子育て支援センター 放課後児童クラブ 児童館 等	・越前市福祉健康センター（こども家庭センター、越前市児童発達支援センターなないろ） ・地域子育て支援センター ピノキオ	・恩恵幼稚園 ・丈生幼稚園 ・浪花認定こども園 ・武生東児童センター
商業	時間消費型のショッピングニーズ等、様々なニーズに対応した買物、食事を提供する機能 (例)相当規模の商業集積	日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能 (例)食品スーパー コンビニ	・アルプラザ武生	・ファミリーマート武生中央公園前店 ・ファミリーマート越前本町店
医療	総合的な医療サービス（二次医療）を受けることができる機能 (例)病院	日常的な診療を受けることができる機能 (例)診療所	・林病院 ・中村病院	・マルカ整形外科内科 ・関医院 ・月岡医院 ・岩堀メディカルオフィス ・さとういきいきクリニック 等
金融	決済や融資等の金融機能を提供する機能 (例)銀行、信用金庫	日々の引き出し、預け入れ等ができる機能 (例)郵便局、ＡＴＭ	・福井銀行武生支店 ・北陸銀行武生支店 ・福邦銀行武生支店 ・福井信用金庫武生支店	・武生天王郵便局 ・武生桂郵便局 ・武生大山郵便局
教育・文化	市民全体を対象とした教育文化サービスの拠点となる機能 (例)文化ホール 中央図書館	地域における教育文化活動を支える拠点となる機能 (例)図書館支所 社会教育センター	・越前市文化センター ・越前市中央図書館 ・武生公会堂記念館 ・生涯学習センター ・市民プラザたけふ	・武生東公民館 ・武生東小学校

※一の施設に機能が重複する場合は代表的な名称を表記

(2) あいぱーく今立周辺（地域拠点）地区

第2期越前市都市計画マスタープランの土地利用方針では、あいぱーく今立周辺を「地域拠点」としてゾーニングし、「あいぱーく今立及びその周辺に集積した商業、医療、福祉、金融等の都市機能や国道417号が通る立地特性、継体天皇の伝承が残る花筐公園や越前和紙の産地五箇地区のシンボルである大瀧神社等の歴史文化資源を活かして、居住や観光、交流の創出を図るための土地利用を推進する」としています。

都市計画マスタープランとの整合を図り、「あいぱーく今立周辺（地域拠点）」を都市機能誘導区域に設定します（居住誘導区域の設定と同様に、災害リスクの高いエリアは区域から除外します：第9章参照）。

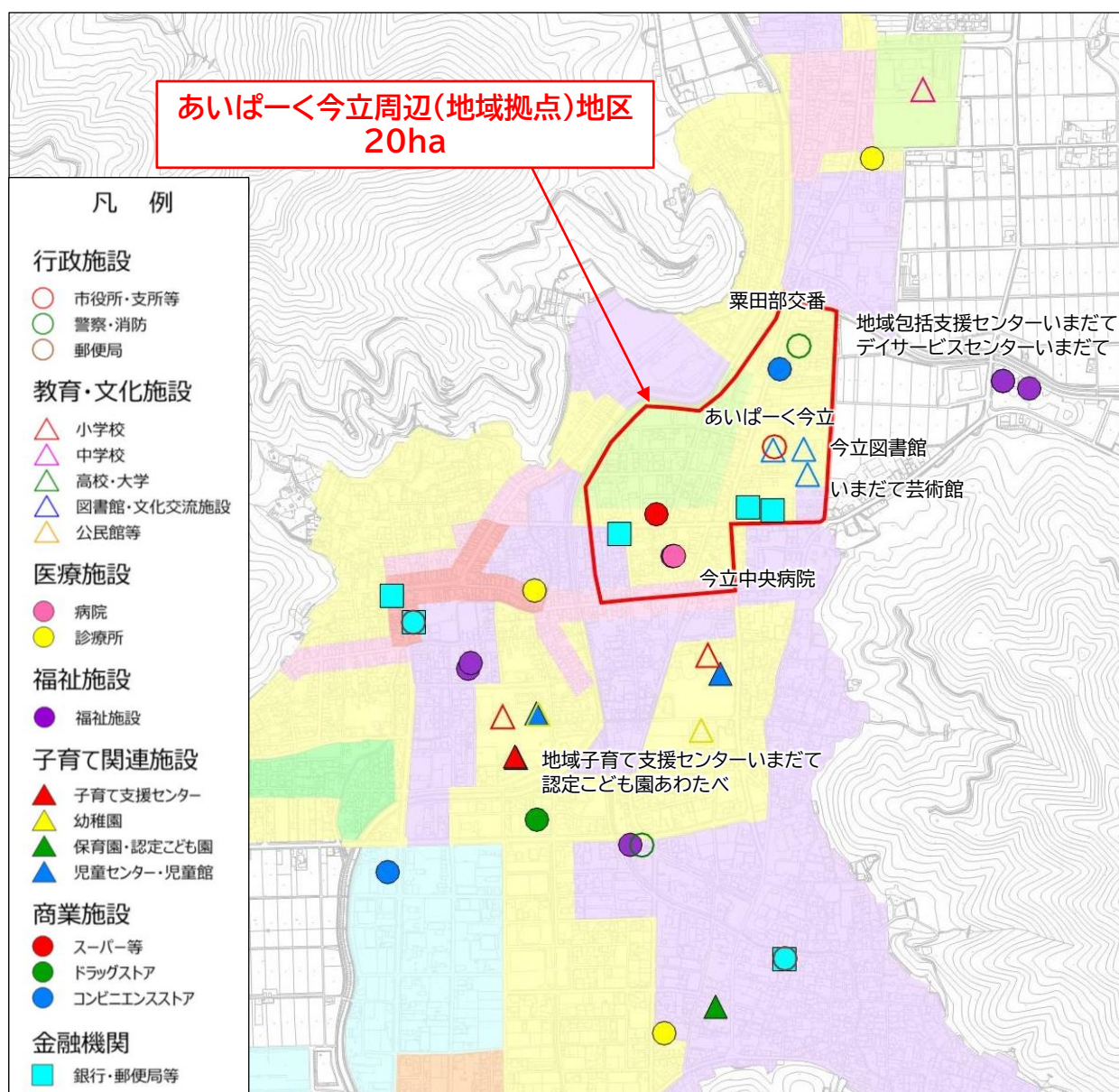


図 都市機能誘導区域（あいぱーく今立周辺）と都市機能の分布

※施設名は主要なもののみ表示

表 あいぱーく今立周辺（地域拠点）地区における都市機能の集積状況

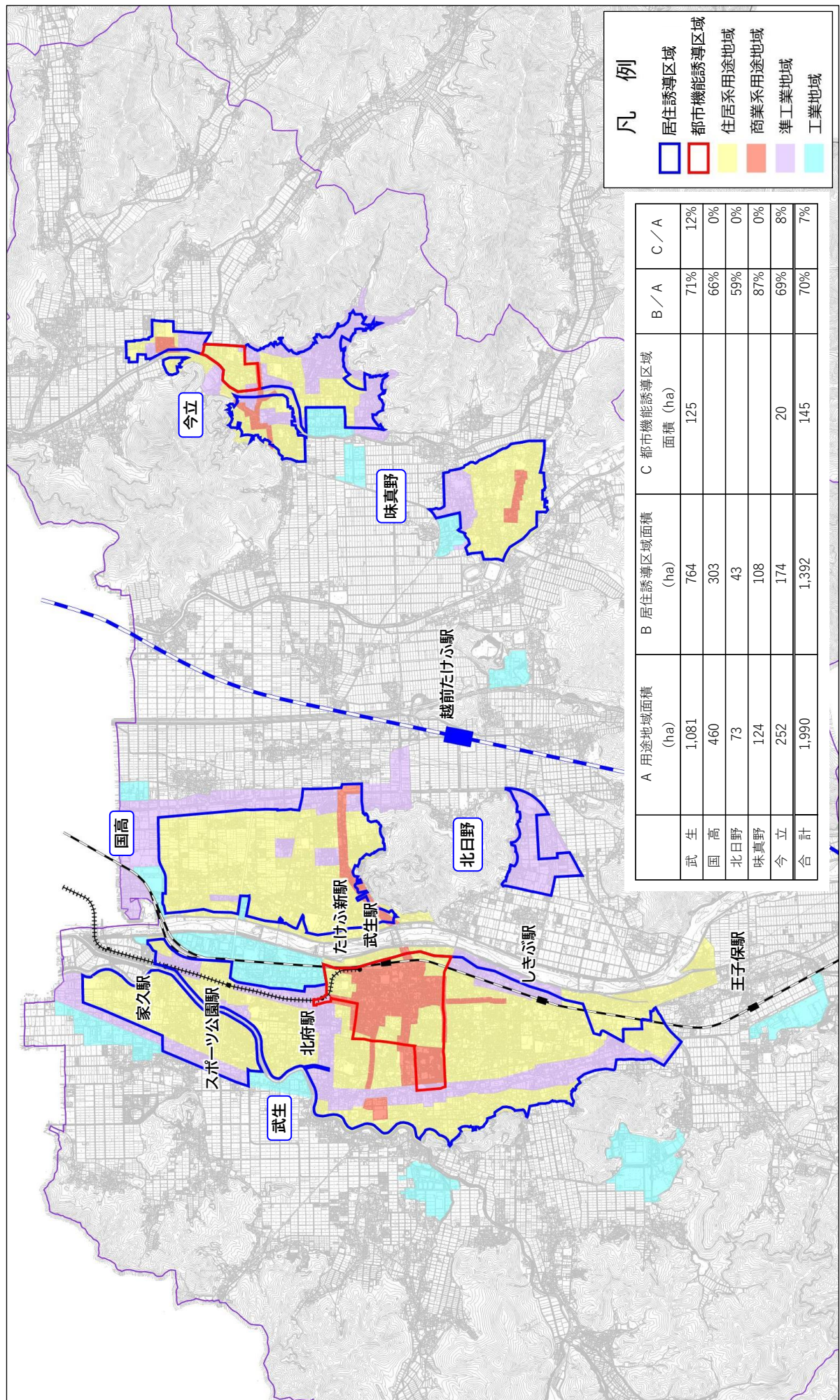
	想定される都市機能のイメージ （立地適正化計画作成の手引き（国土交通省））		あいぱーく今立周辺地区において 現在立地している施設	
	高次都市機能	日常的な生活サービス機能	地域都市機能	日常的な 生活サービス機能
行政	中核的な行政機能 (例)本庁舎	日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等 (例)支所、福祉事務所等各地域事務所	・今立総合支所（あいぱーく今立）	・栗田部交番
介護福祉	市町村全域の市民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 (例)総合福祉センター	高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能 (例)地域包括支援センター在宅系介護施設 コミュニティサロン等	・デイサービスセンターいまだて※ ・地域包括支援センターいまだて※	・訪問看護ステーションいまだて、デイケアはながたみ（今立中央病院内）
子育て	市町村全域の市民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 (例)子育て総合支援センター	子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能 (例)保育所、こども園 子育て支援センター 放課後児童クラブ 児童館 等	・地域子育て支援センターいまだて※（認定こども園あわたべ内）	
商業	時間消費型のショッピングニーズ等、様々なニーズに対応した買物、食事を提供する機能 (例)相当規模の商業集積	日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能 (例)食品スーパー コンビニ		・パロー今立店 ・ファミリーマート栗田部店
医療	総合的な医療サービス（二次医療）を受けることができる機能 (例)病院	日常的な診療を受けることができる機能 (例)診療所	・今立中央病院	
金融	決済や融資等の金融機能を提供する機能 (例)銀行、信用金庫	日々の引き出し、預け入れ等ができる機能 (例)郵便局、ＡＴＭ	・福井銀行今立支店	・福井信用金庫栗田部支店 ・JA 福井県今立支店
教育・文化	市民全体を対象とした教育文化サービスの拠点となる機能 (例)文化ホール 中央図書館	地域における教育文化活動を支える拠点となる機能 (例)図書館支所 社会教育センター	・いまだて芸術館 ・越前市今立図書館 ・市民交流施設（あいぱーく今立）	

※一の施設に機能が重複する場合は代表的な名称を表記

※デイサービスセンターいまだて・地域包括支援センターいまだては、都市機能誘導区域外（用途地域外）に立地しますが、高齢者の一般的な徒歩圏である 500m 圏域にほぼ含まれ、公共交通により結ばれているため、対象に含めています。

※地域子育て支援センターいまだて・認定こども園あわたべは、都市機能誘導区域外に立地しますが、子育て世代にとって重要な施設であり、公共交通により結ばれているため、対象に含めています。

6-3. 誘導区域のまとめ



第9章 災害に対する防災の考え方

9-1. 基本的な考え方と検討の流れ

(1) 基本的な考え方

近年、気候変動の影響等により自然災害が頻発・激甚化しており、全国各地で自然災害によって、生命や財産、社会経済に甚大な被害が生じています。特に大規模な水災害（水害・土砂災害）が発生した都市では、誘導区域内でも浸水被害や土砂災害が発生し、災害の視点を踏まえたまちづくりの重要性が高まっています。

そこで、本計画においても、第2期越前市都市計画マスタープランの全体構想、安全で安心なまちづくりの基本方針「頻発化・激甚化する自然災害等に対応したまちづくり」の実現に向けて、誘導区域を中心に災害リスクを踏まえた課題を整理し、必要な防災・減災対策の計画的な実施に向けた検討を行います。

(2) 本市における近年の災害

本市における近年の自然災害では、2022年（令和4年）7月に粟田部観測所、2023年（令和5年）9月に武生観測所において、それぞれ「記録的短時間大雨情報」が発表され、内水氾濫により道路冠水や床下浸水などの被害が生じました。また、2022年（令和4年）8月の大雨では市街地の中心を流れる日野川で氾濫危険水位を超え、避難指示が発令されました。

土砂災害については、2018年（平成30年）7月の豪雨により服部川流域に緊急避難指示が発令され、粟田部地区、南中山地区、服間地区で土砂災害や床下浸水の被害が発生しました。

このほか、特に近年ではごく短時間に大雨により、市内各地で道路冠水が生じています。

また、歴史的背景を有する本市の中心市街地は、古い木造家屋の密集地でもあり、2017年（平成29年）2月に発生した火災では計11棟、2019（令和元年）12月の火災でも同じく計10棟が被害を受けました。



2022年(令和4年)8月の大雨による
日野川の越水(日野川河川緑地右岸側)



2017年(平成29年)2月に発生した火災
(蓬萊町)

(3) 課題の整理と取組み検討の流れ

本市で想定される災害ハザードに関する情報を基に、建物分布や避難所などの都市情報を重ね合わせ、災害リスクを分析し、課題を抽出・整理します。その課題について、越前市地域防災計画や越前市国土強靱化地域計画などに位置づけられている防災・減災対策と照らし合わせ、整合を図り、具体的な防災・減災の取組み内容・スケジュールの検討、整理を行います。

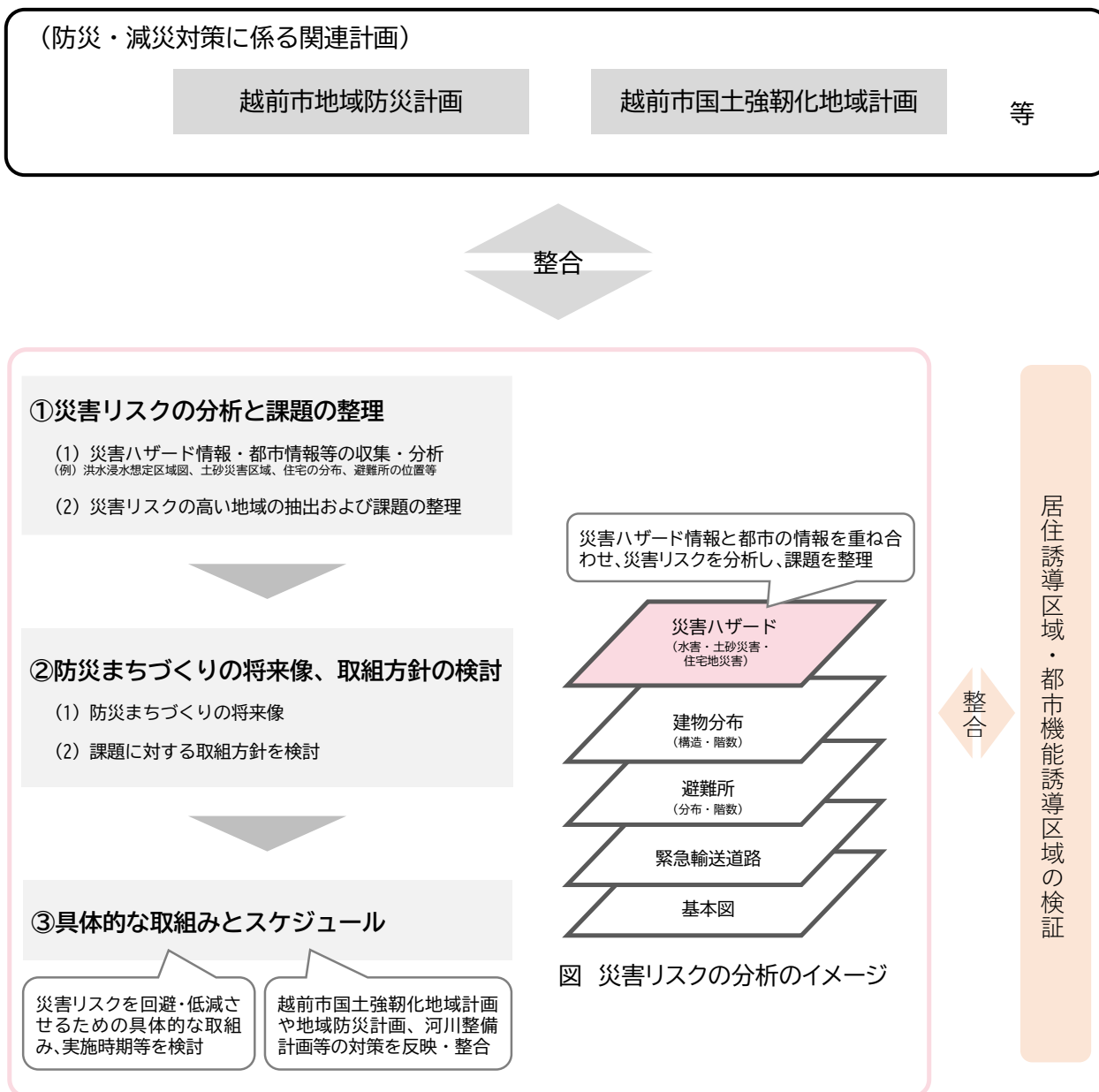


図 検討のイメージ

9-2. 災害リスクの分析

(1) 災害ハザード情報等の収集・分析

ア) 分析対象とする災害ハザード

分析の対象とする災害ハザードは、本市において主に起こり得るものとして、水災害（水害、土砂災害）と、住宅地災害（延焼・地震）とします。

水害ハザードの算出根拠となる降雨規模、浸水想定条件は以下の通りです。

降雨規模	概 要
計画規模 (L1)	おおむね 30 年から 150 年に 1 回程度の確率で発生する降雨であり、下記に示す国・県管理河川が氾濫した場合に予想される浸水想定結果を重ね合わせ、想定浸水深を算出する。
想定最大規模 (L2)	おおむね 1000 年に 1 回程度の確率で発生する降雨であり、下記に示す国・県管理河川が氾濫した場合に予想される浸水想定結果を重ね合わせ、想定浸水深を算出する。

河川名	浸水想定条件	降雨規模	
		計画規模	想定最大規模
日野川	鯖江地点上流域の 2 日間の総雨量	320mm	754mm
吉野瀬川	吉野瀬川流域の 1 日間の総雨量	189mm	777mm
河濯川	河濯川流域の 1 日間の総雨量	192mm	813mm
大塩谷川	大塩谷川流域の 1 日間の総雨量	177mm	813mm
清水川	清水川流域の 1 日間の総雨量	177mm	813mm
天王川	天王川流域の 1 日間の総雨量	188mm	739mm
鞍谷川	鞍谷川流域の 1 日間の総雨量	186mm	710mm
月尾川	月尾川流域の 1 日間の総雨量	177mm	813mm
服部川	服部川流域の 1 日間の総雨量	168mm	813mm
水間川	水間川流域の 1 日間の総雨量	168mm	813mm
河和田川	河和田川流域の 1 日間の総雨量	186mm	813mm
浅水川	黒津地点上流域の 1 日間の総雨量	186mm	710mm
穴田川	穴田川流域の 1 日間の総雨量	177mm	813mm

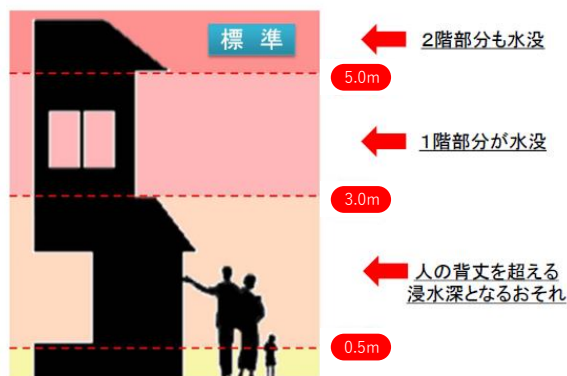
イ) 災害発生時の危険度が高いハザード

【水害】

① 浸水深が深い区域（想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上）

一般的な家屋では、浸水深 0.5m 以上で 1 階が床上浸水するため、2 階以上への垂直避難が必要となります。

また、浸水深 3m では 2 階にも床上浸水するため、浸水深 3m 以上で垂直避難が困難になります。



※洪水浸水想定作成マニュアル(第4版)から抜粋した図を一部加工

日本の二階建て家屋の床面高は 3.0m 以上

- ① 1 階床高は建築基準法により 0.45m 以上
- ② 1 階天井高は 9 割以上が 2.3m 以上^{〔※〕}
- ③ 天井懐は、低く設計しても 0.24m
- ④ ①～③の合計は 2.99m ≒ 3.0m

〔※〕 豊かな生活を考える会（1994）、「図解・日本の住宅がわかる本」PHP 研究所、p119, 141

2 階床面の最低高は

2.99m

天井懐：0.24m

天井高：2.3m

床 高：0.45m

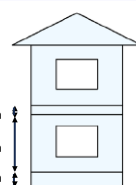


図 日本家屋 2 階の高さに関する根拠資料

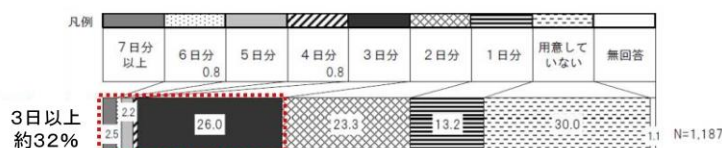
（出典：国土交通省「水害ハザードマップ作成の手引き」）

② 浸水継続時間が長い区域(3日以上)

浸水継続時間とは、洪水時に屋外への避難が困難となり孤立する可能性のある 0.5m 以上の浸水深を上回る時間と区域を示すものです。

垂直避難時には各家庭において飲料水や食料等の備蓄が必要となりますが、3 日分以内としている家庭が多いものと推測されるため、3 日以上孤立すると飲料水や食料が不足し、健康障害の発生や最悪の場合は生命の危機が生じるおそれがあります。

Q あなたのお宅では、非常持ち出し用を含めて家族の何日分の食料を用意していますか。



Q あなたのお宅では、何日分の飲料水を備蓄していますか。
ご家族ひとり1日あたり3リットルで計算してください。



平成19年度東海地震についての県民意識調査（平成19年8月、静岡県総務部防災局防災情報室）⁶⁷

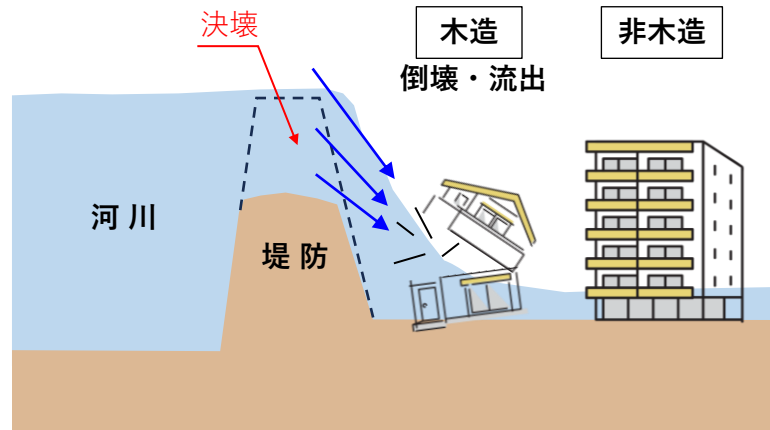
出典：水害の被害指標分析の手引き（H25 試行版）

③ 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流・河岸侵食)

「想定し得る最大規模の降雨」により、近くの堤防が決壊した場合などに、一般的な建築物(家屋)が倒壊・流出する危険性が高い区域を示すものであり、氾濫流と河岸侵食があります。

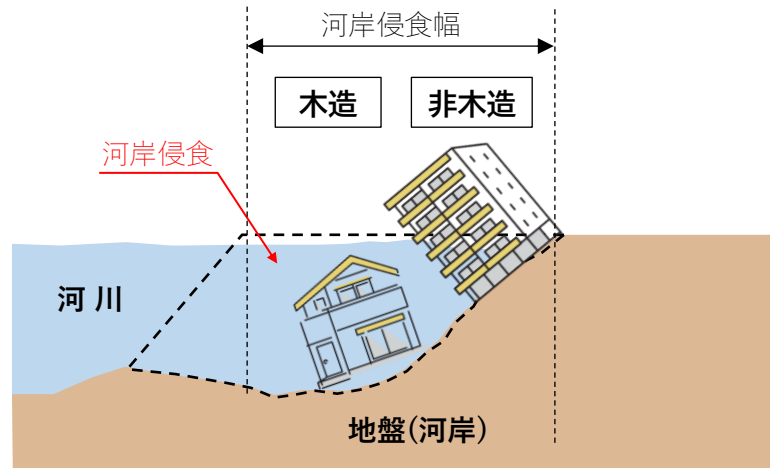
【氾濫流】

河川堤防の決壊または洪水氾濫による水の流れにより、木造家屋の倒壊・流出のおそれが高い区域



【河岸侵食】

地盤(河岸)が削り取られることにより建物を支えられなくなり、木造・非木造に関わらず家屋の倒壊・流出のおそれがある区域



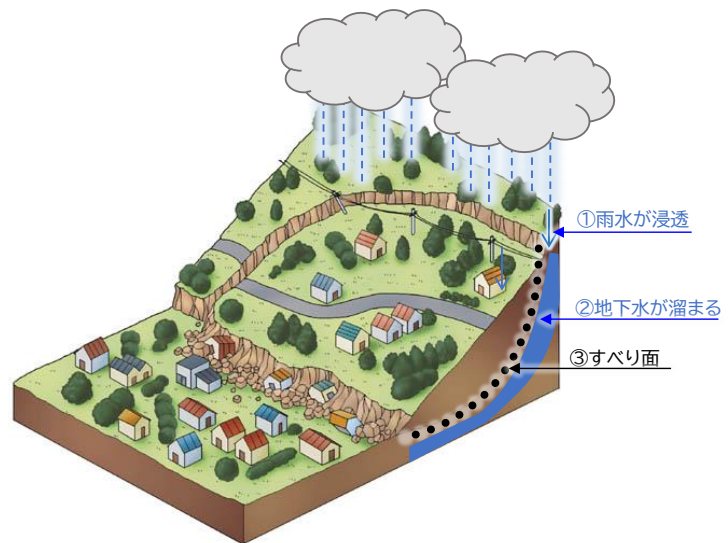
【土砂災害】

土砂災害警戒区域等

(土砂災害警戒区域・特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域)

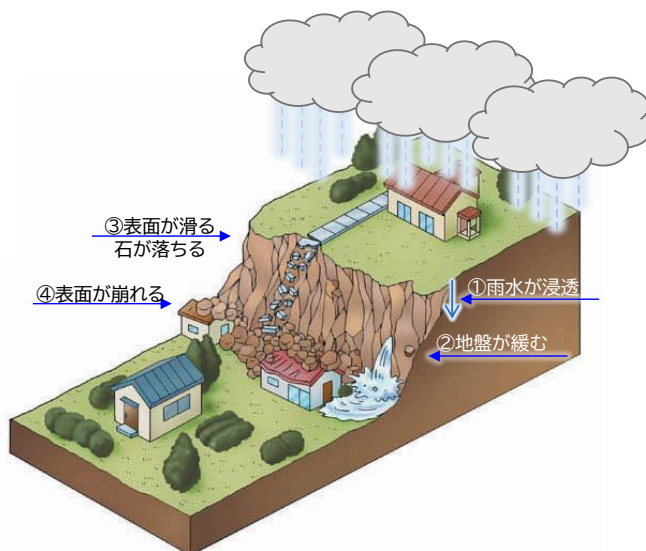
【地すべり】

土地の一部が地下水等に
起因してすべる自然現象
またはこれに伴って移動
する自然現象



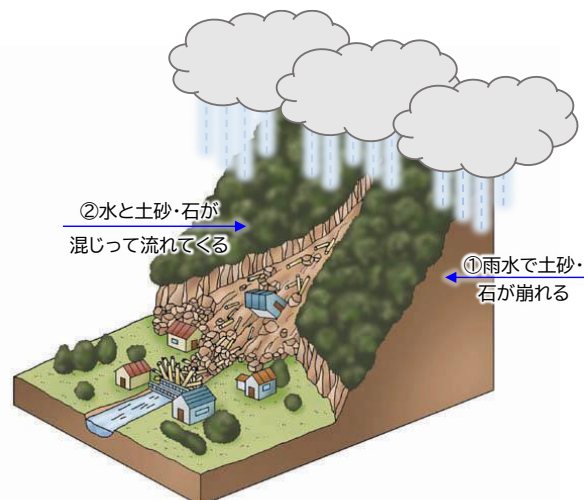
【急傾斜地の崩壊】

傾斜度が 30° 以上ある
土地が崩壊する自然現象



【土石流】

山腹が崩壊して生じた土
石等又は溪流の土石等が
水と一体となって流下す
る自然現象



【住宅地災害】

①木造家屋の密集度

古い木造家屋が密集する地域では、一度火災が起きると、軒裏や屋根等を伝って火災が延焼し、大きな災害に至る恐れがあります。

住宅の密度の指標である住宅戸数密度は、地区内の住宅戸数を地区面積で除す密度で、地区の燃え広がりやすさを示します。また、密度が高くて耐火建築物や準耐火建築物への建替えや、道路・公園等のオープンスペースが配置されていることは、延焼を防ぐうえで有効です。

耐火建築物とは、火災が自然鎮火するまでの間、放置されても倒壊するほどの変形や損傷がなく、延焼もしないで耐えることができる建築物のことです。

準耐火建築物とは、耐火建築物ほどの耐火性能はありませんが、火災時に一定時間は倒壊や延焼を防ぐ耐火性能をもつ建築物のことです。

②大規模地震による倒壊と延焼

②-1耐震基準

耐震基準を満たしていない建物は、地震による倒壊のリスクに加え倒壊後に延焼の媒体となるおそれや通行障害の要因となるおそれがあります。

耐震基準は、一定の強さの地震に耐えられるよう、建築基準法が定めた最低限クリアすべき基準であり、大地震が発生するたびに見直されています。

1981年（昭和56年）に行われた改正は、耐震基準の節目とされており、1981年（昭和56年）5月31日までの基準は「旧耐震基準」、同年6月1日以降の耐震基準は「新耐震基準」と呼ばれています。

表 耐震基準

耐震基準	震度5程度の中地震	震度6強程度の大地震
旧耐震基準 (1981年5月31日以前)	倒壊・崩壊しない	(基準なし)
新耐震基準 (1981年6月1日以降)	軽微なひび割れ程度にとどまる	倒壊・崩壊しない

②-2 ゆれやすさ（出典:越前市ゆれやすさマップ(H23.4作成)）

本市に影響を及ぼす可能性のある地震としてあげられる以下の地震の予測震度を比較し、本市に及ぼす影響が最大となる予測震度を示したものです。

- ☑ 柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯主部北部
- ☑ 福井平野東縁断層帯主部
- ☑ 福井平野東縁断層帯西部
- ☑ 揖斐川断層帯
- ☑ 温見断層北西部
- ☑ 全国どこでも起こりうる直下の地震



出典：「防災科学技術研究所 地震ハザードステーション」

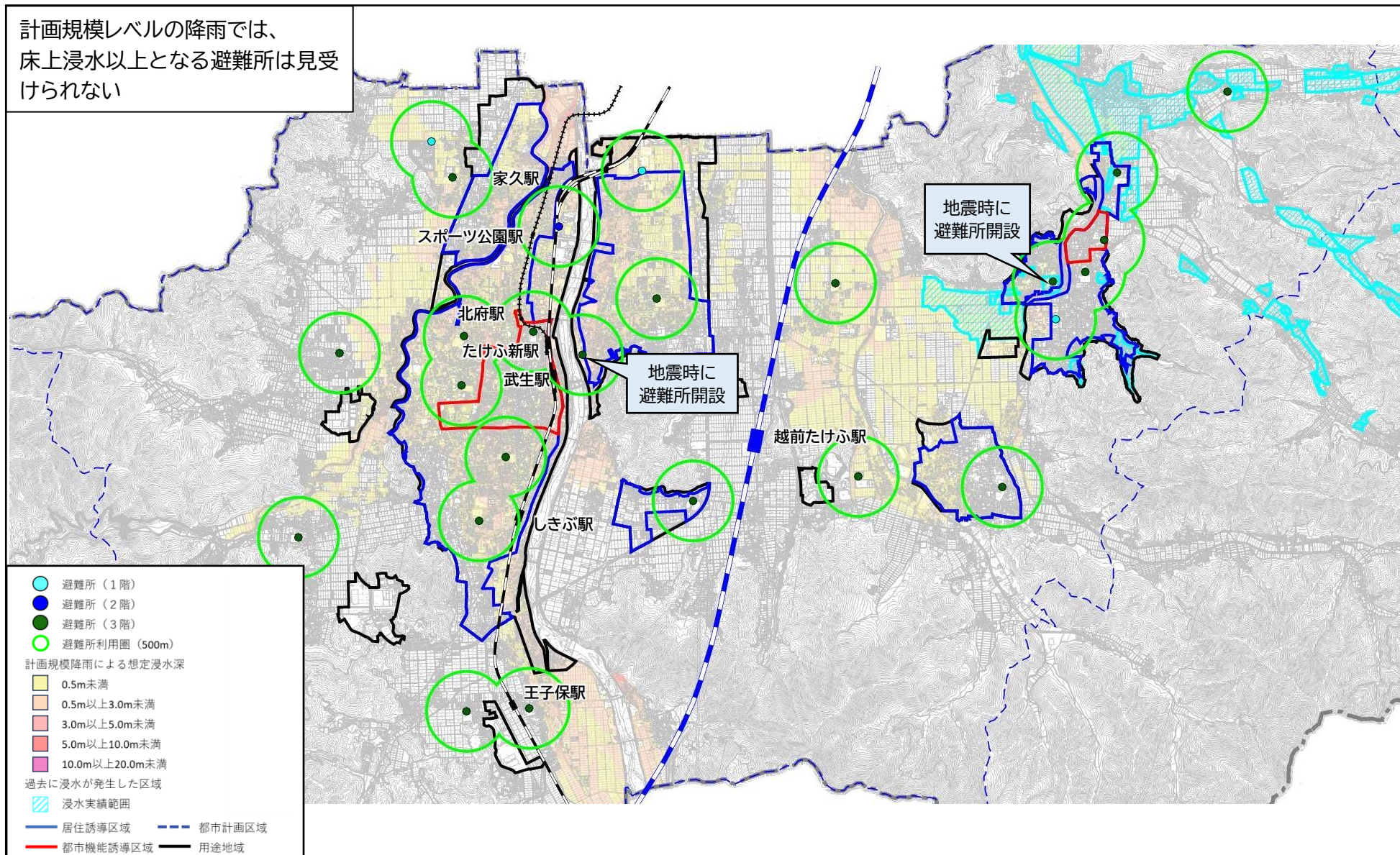
越前市付近の断層位置

(2) 災害ハザード情報と都市の情報の重ね合わせに関する分析

本計画において分析の対象とする災害ハザードと都市の情報を重ね合わせて分析を行い、災害発生により想定される実際のリスクを評価します。

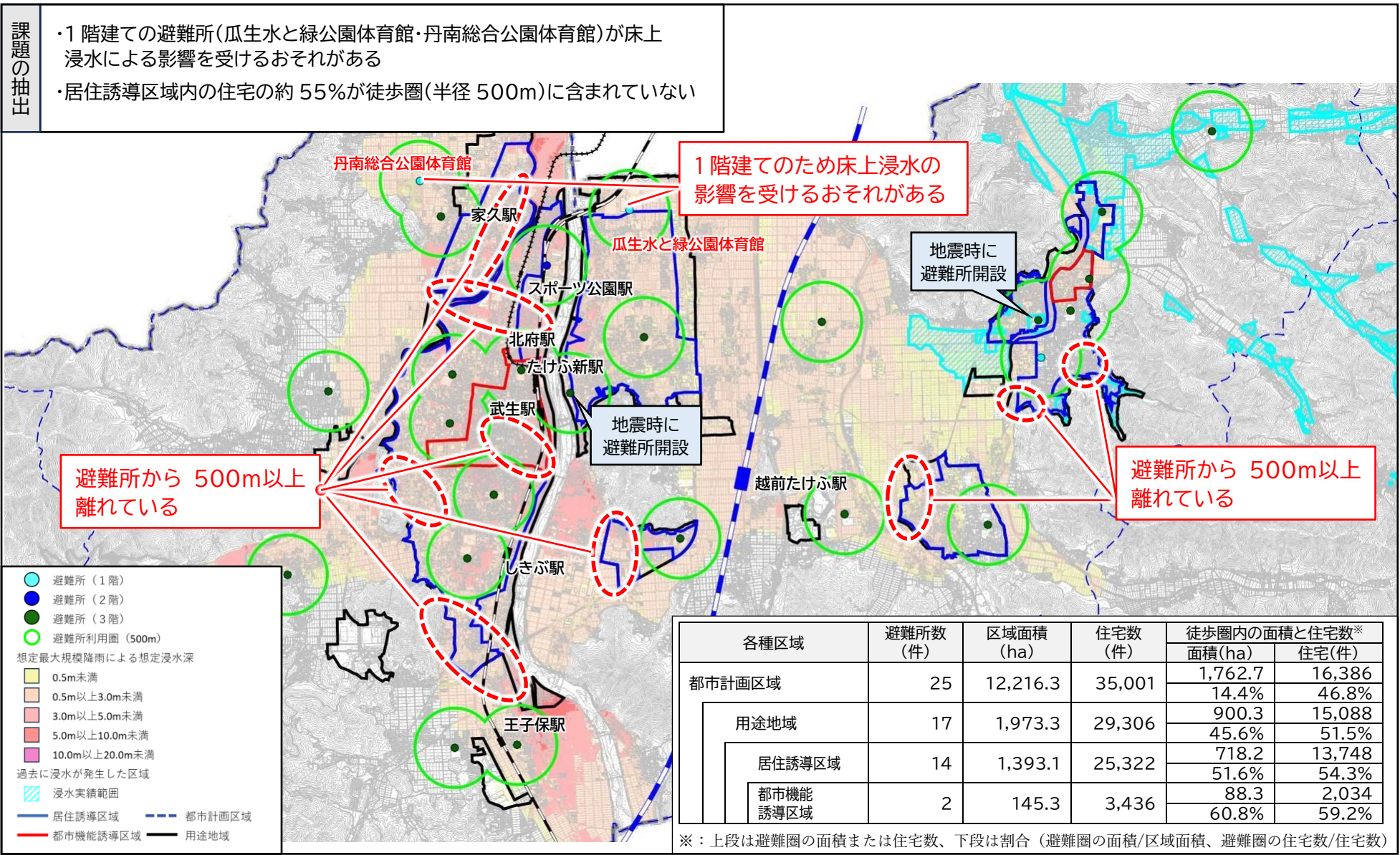
分類	番号	ハザード情報		都市の情報		分析の視点
水害リスク	①	洪水浸水想定区域 (L1,L2)	×	避難所分布 (徒歩圏(半径 500m))	➡	○洪水時に避難所が活用できるか ○徒歩圏(半径 500m)に避難所があるか
	②			建物分布 (用途、階数)	➡	○垂直避難が困難な建物が多いエリアはどこか
	③			緊急輸送道路	➡	○洪水時に緊急輸送道路が活用できるか
	④	家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸浸食・氾濫流)	×	建物分布 (用途)	➡	○家屋の流出・倒壊のおそれのあるエリアはどこか
	⑤	浸水継続時間	×	建物分布 (用途)	➡	○浸水が3日以上継続し、長時間孤立するおそれのあるエリアはどこか
土砂災害リスク	⑥	土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域	×	建物分布 (用途)	➡	○土砂災害の各区域内に建物が存在するか
	⑦	急傾斜地崩壊危険区域 地すべり防止区域		緊急輸送道路	➡	○土砂災害により緊急輸送道路が分断されないか
住宅地災害リスク	⑧	延焼	×	建物分布 (木造家屋の密集度) (建築年(耐震基準))	➡	○木造住宅が密集しているか
	⑨	想定される震度の目安(ゆれやすさマップ)				○地震により倒壊・崩壊するおそれのある旧耐震基準の建物が多いエリアはどこか

① L1 浸水×避難所分布



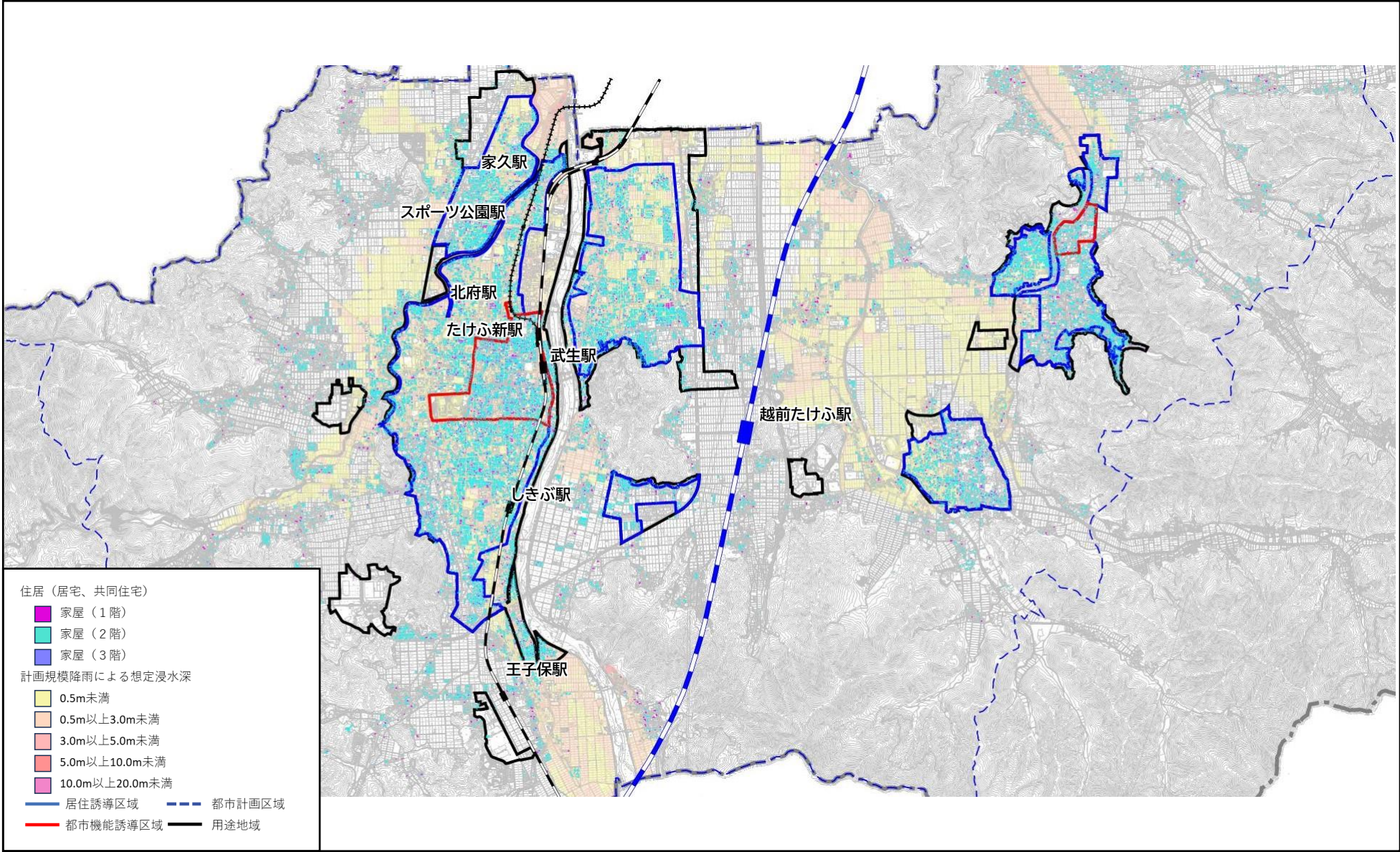
資料：洪水浸水想定区域図(福井県 R4・R5)
越前市洪水ハザードマップ(R3.4)

① L2浸水×避難所分布



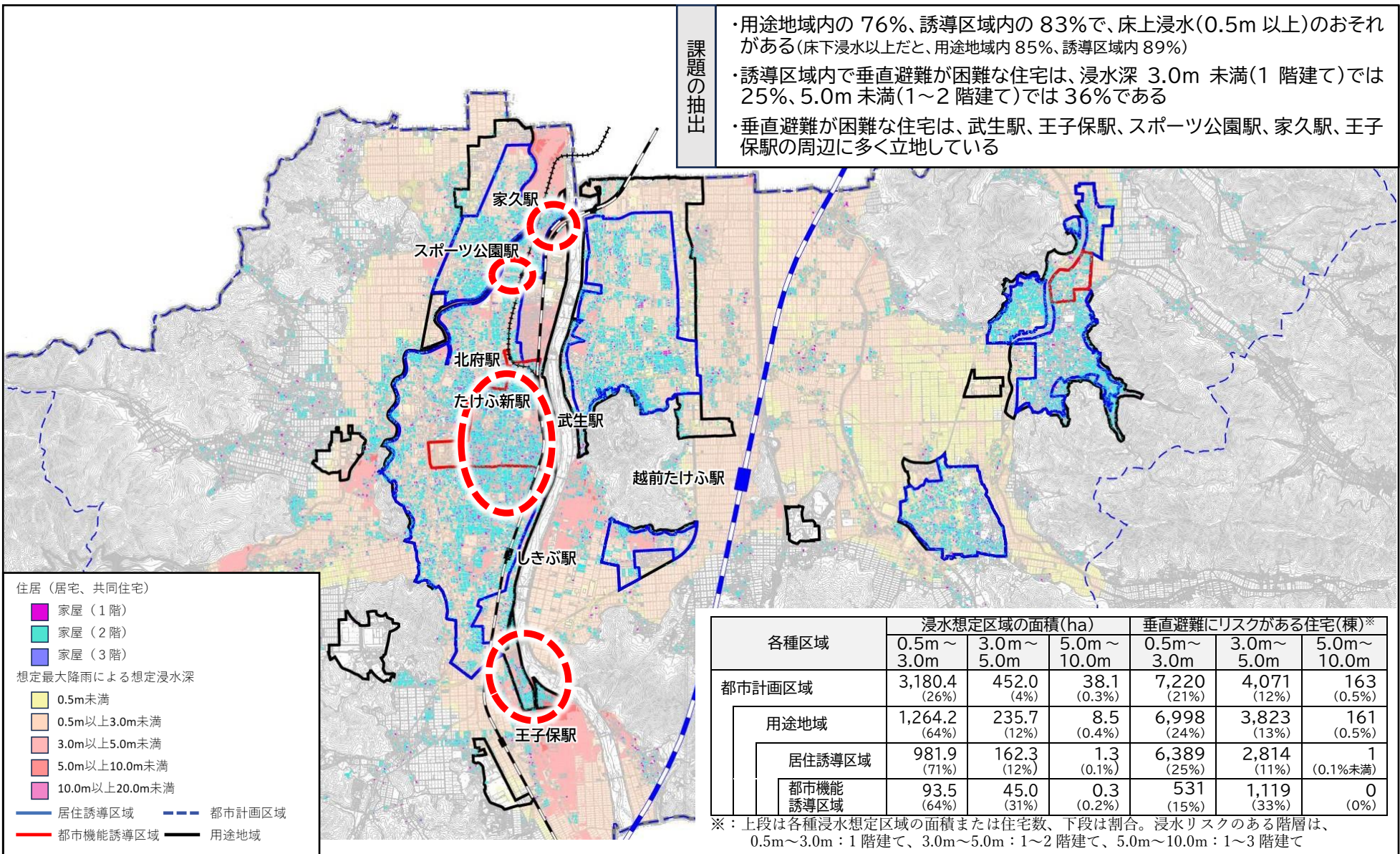
資料：洪水浸水想定区域図(福井県 R4・R5)
越前市洪水ハザードマップ(R3.4)

② L1 浸水×建物分布



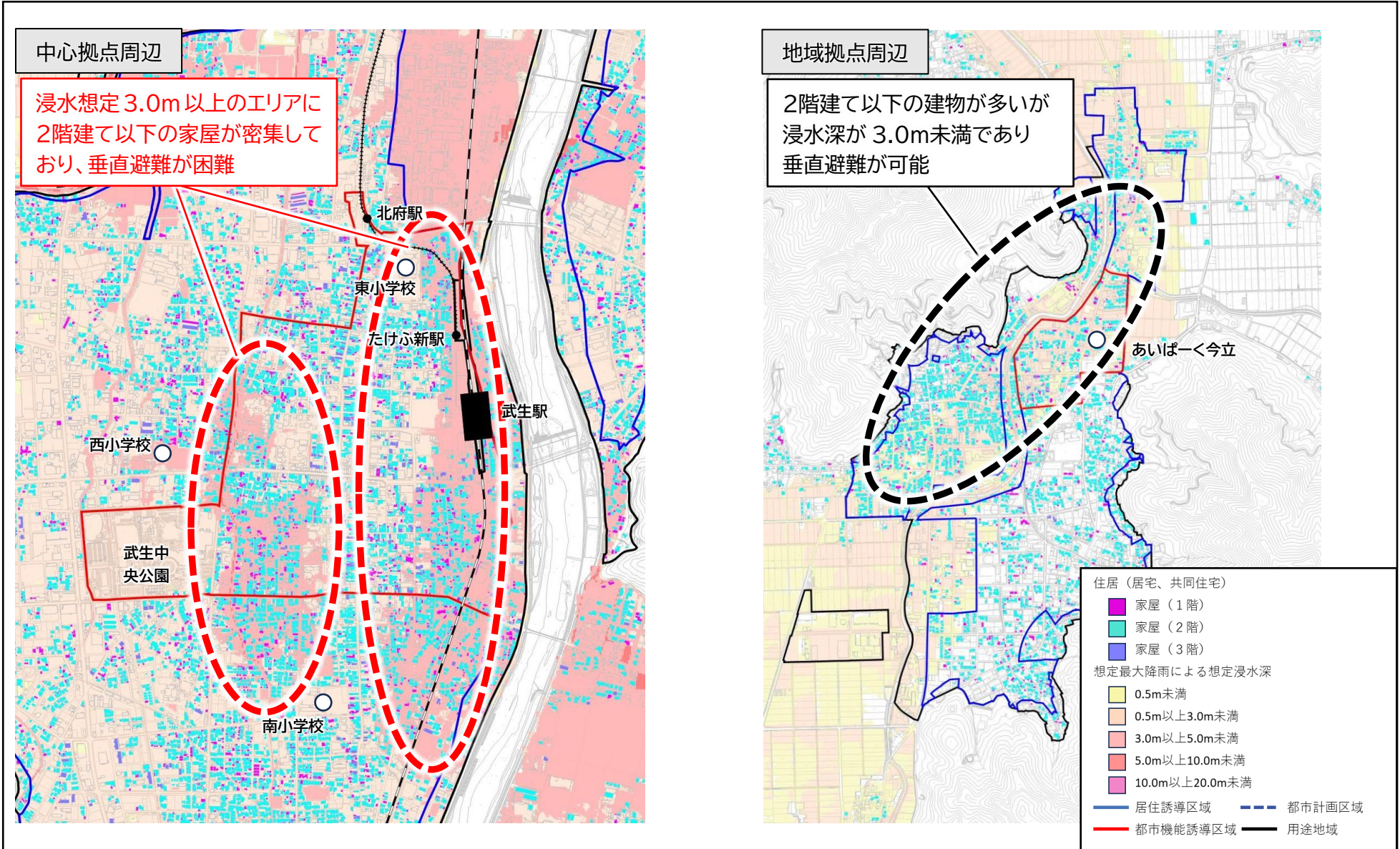
資料：洪水浸水想定区域図(福島県 R4・R5)
越前市洪水ハザードマップ(R3.4)
都市計画基礎調査結果・庁内資料

② L2 浸水×建物分布



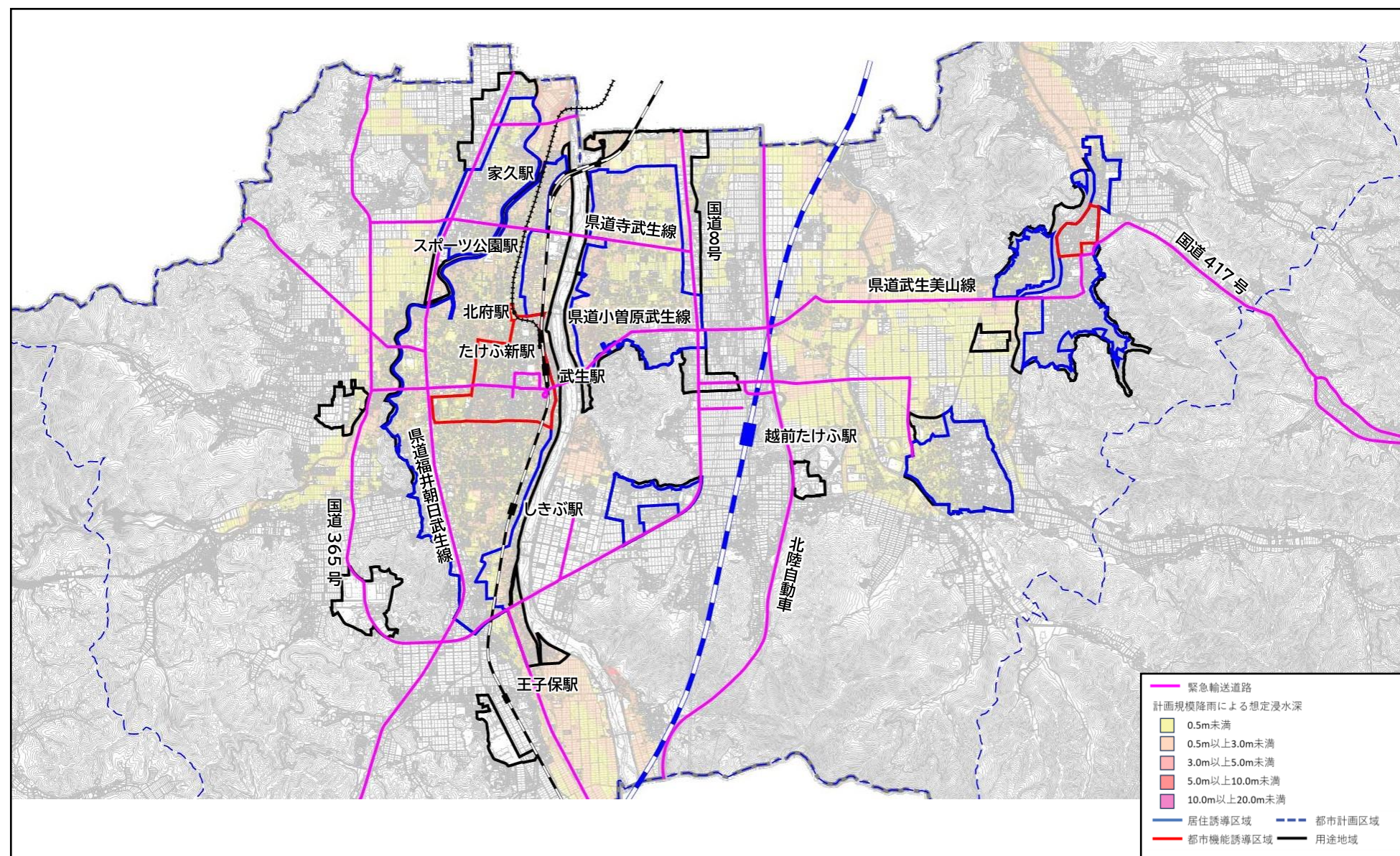
資料：洪水浸水想定区域図(福井県 R4・R5)
越前市洪水ハザードマップ(R3.4)
都市計画基礎調査結果・庁内資料

② L2 浸水×建物分布(拡大図・都市機能誘導区域周辺)



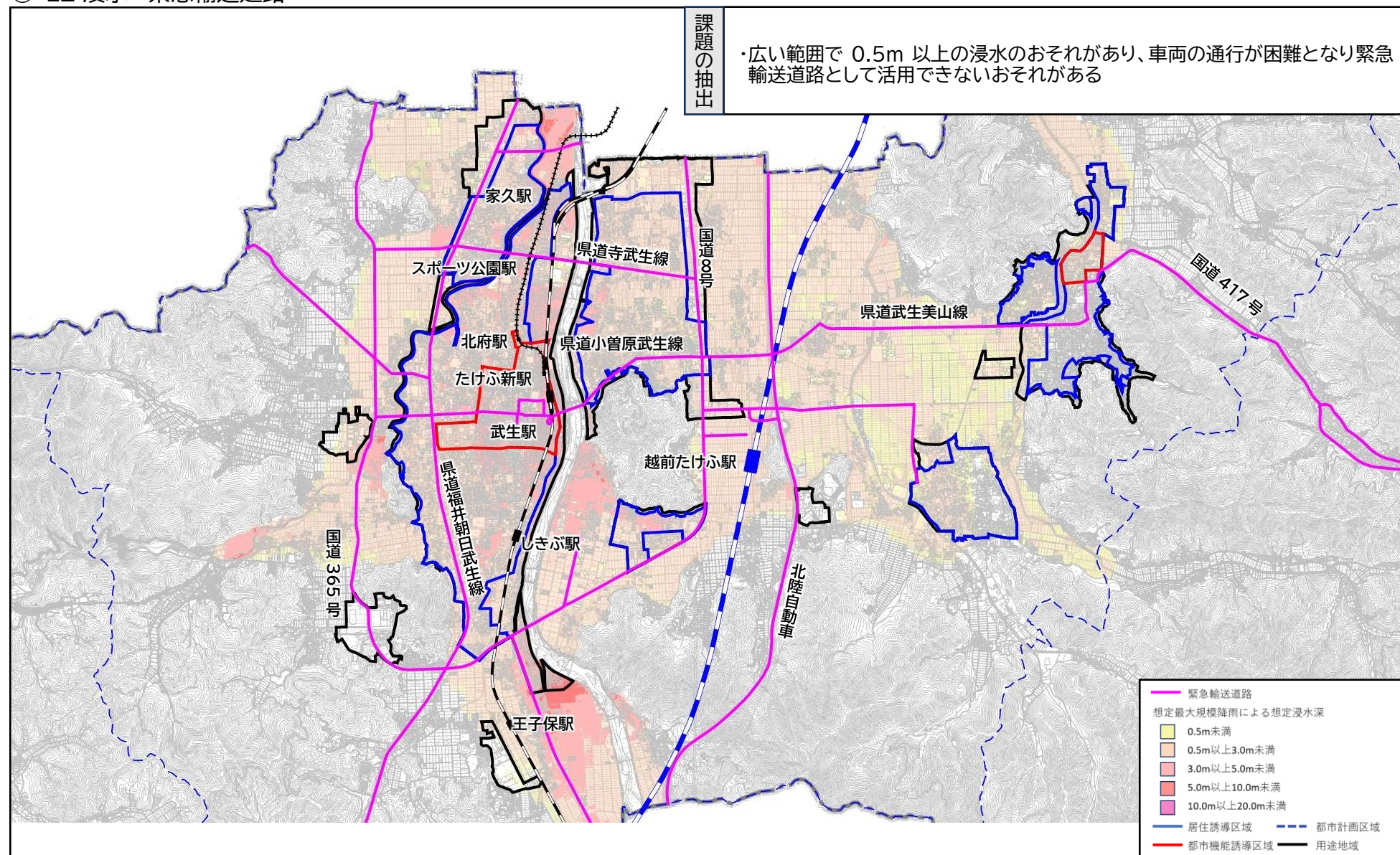
資料：洪水浸水想定区域図(福井県 R4・R5)
越前市洪水ハザードマップ(R3.4)
都市計画基礎調査結果・庁内資料

③ L1 浸水×緊急輸送道路



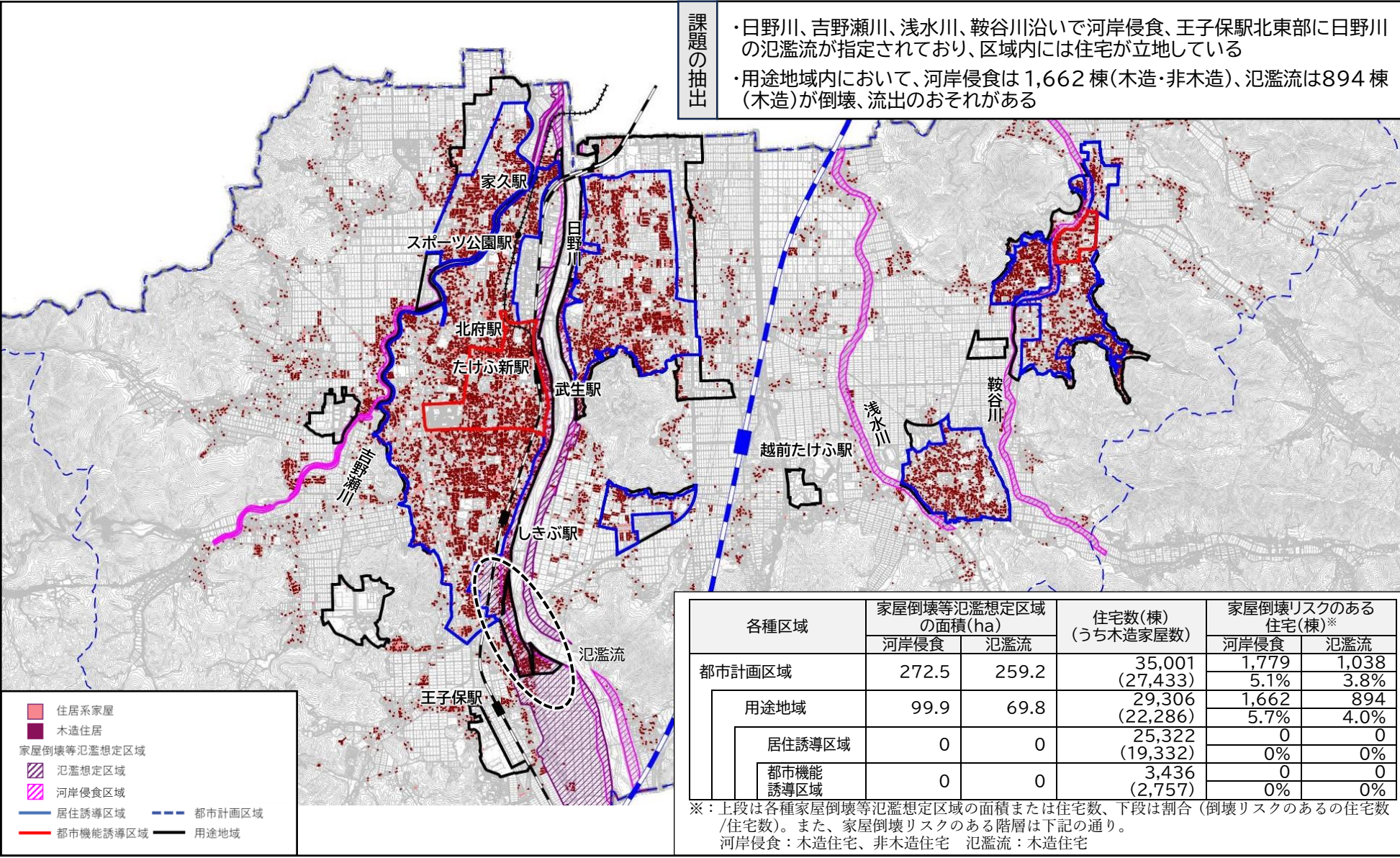
資料：洪水浸水想定区域図(福井県 R4・R5)
越前市洪水ハザードマップ(R3.4)
国土数値情報

③ L2 浸水×緊急輸送道路



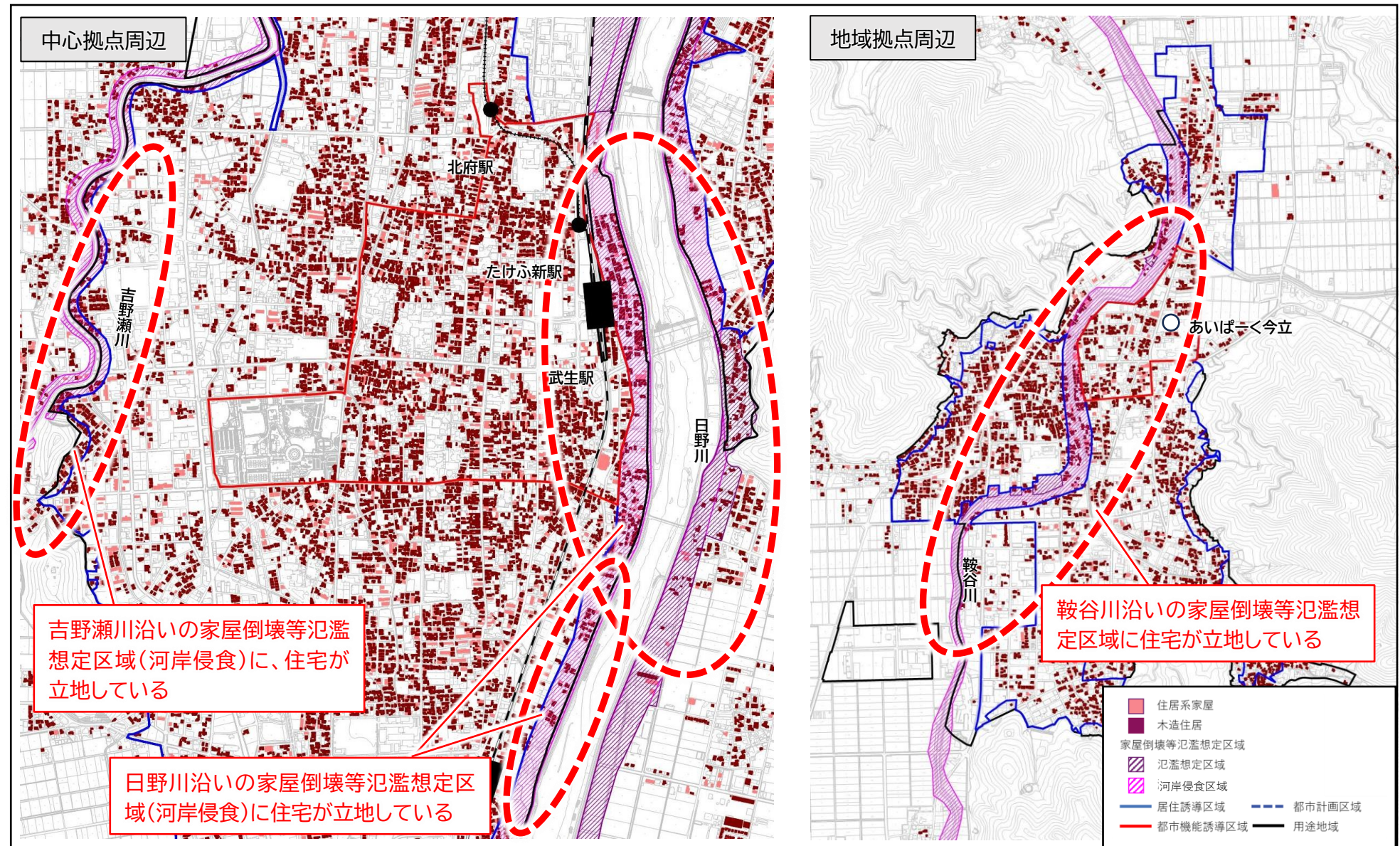
資料：洪水浸水想定区域図(福井県 R4・R5)
越前市洪水ハザードマップ(R3.4)
国土数値情報

④ 家屋倒壊等氾濫想定区域×建物分布

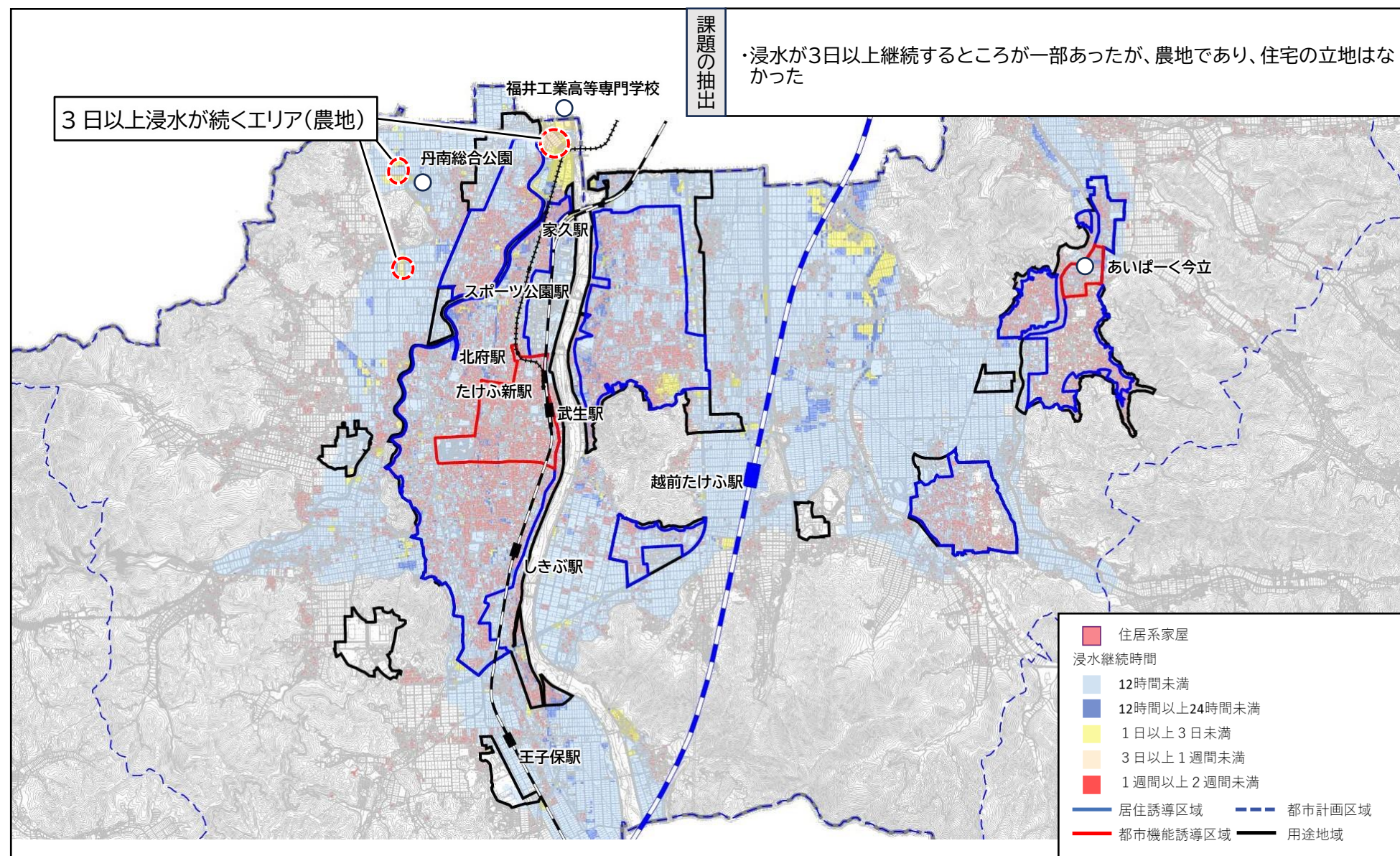


資料：洪水浸水想定区域図(福井県 R4・R5)
越前市洪水ハザードマップ(R3.4)
都市計画基礎調査結果・庁内資料

④ 家屋倒壊等氾濫想定区域×建物分布(拡大図・都市機能誘導区域周辺)

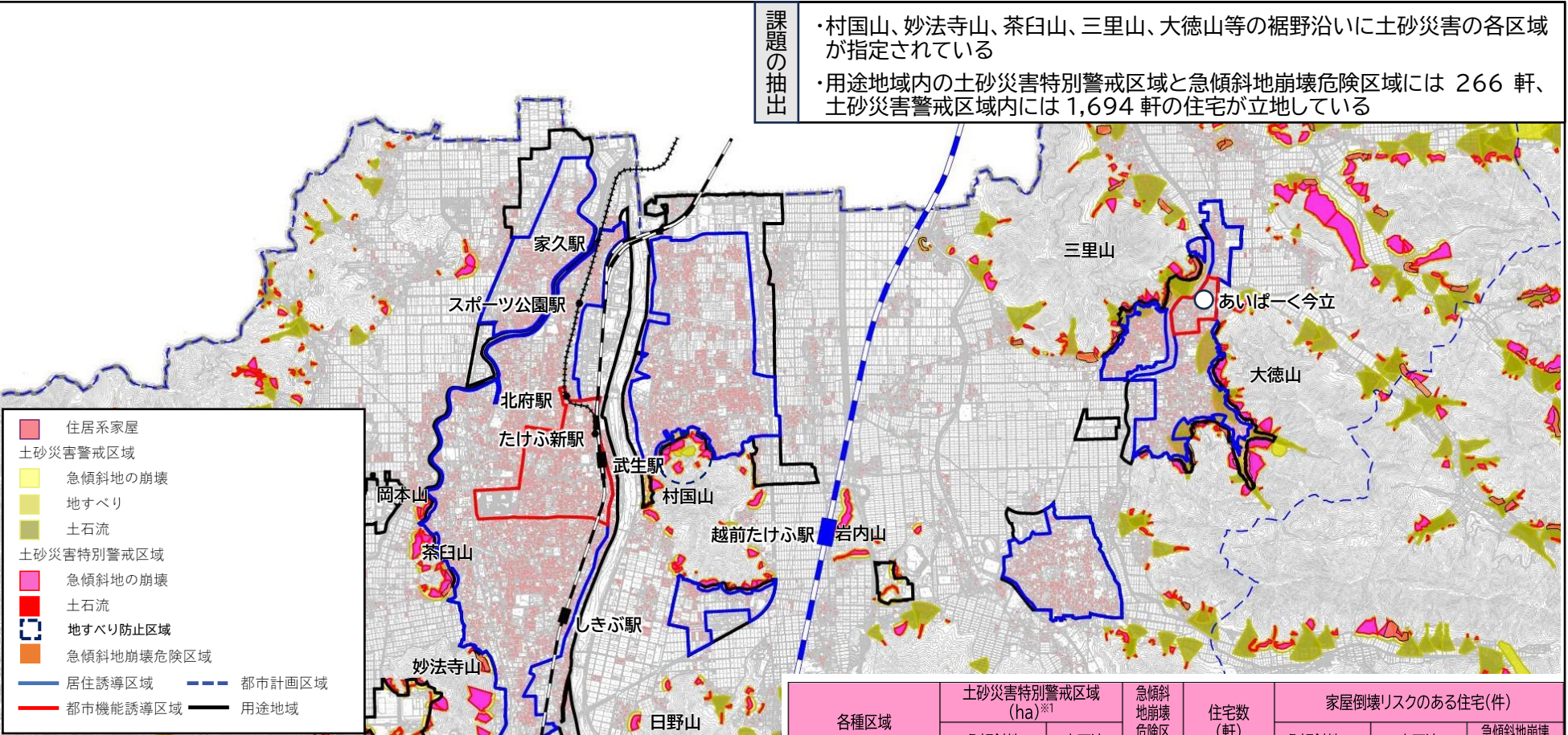


⑤ 浸水継続時間×建物分布



資料：洪水浸水想定区域図(福井県 R4・R5)
都市計画基礎調査結果・庁内資料

⑥ 土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域×建物分布



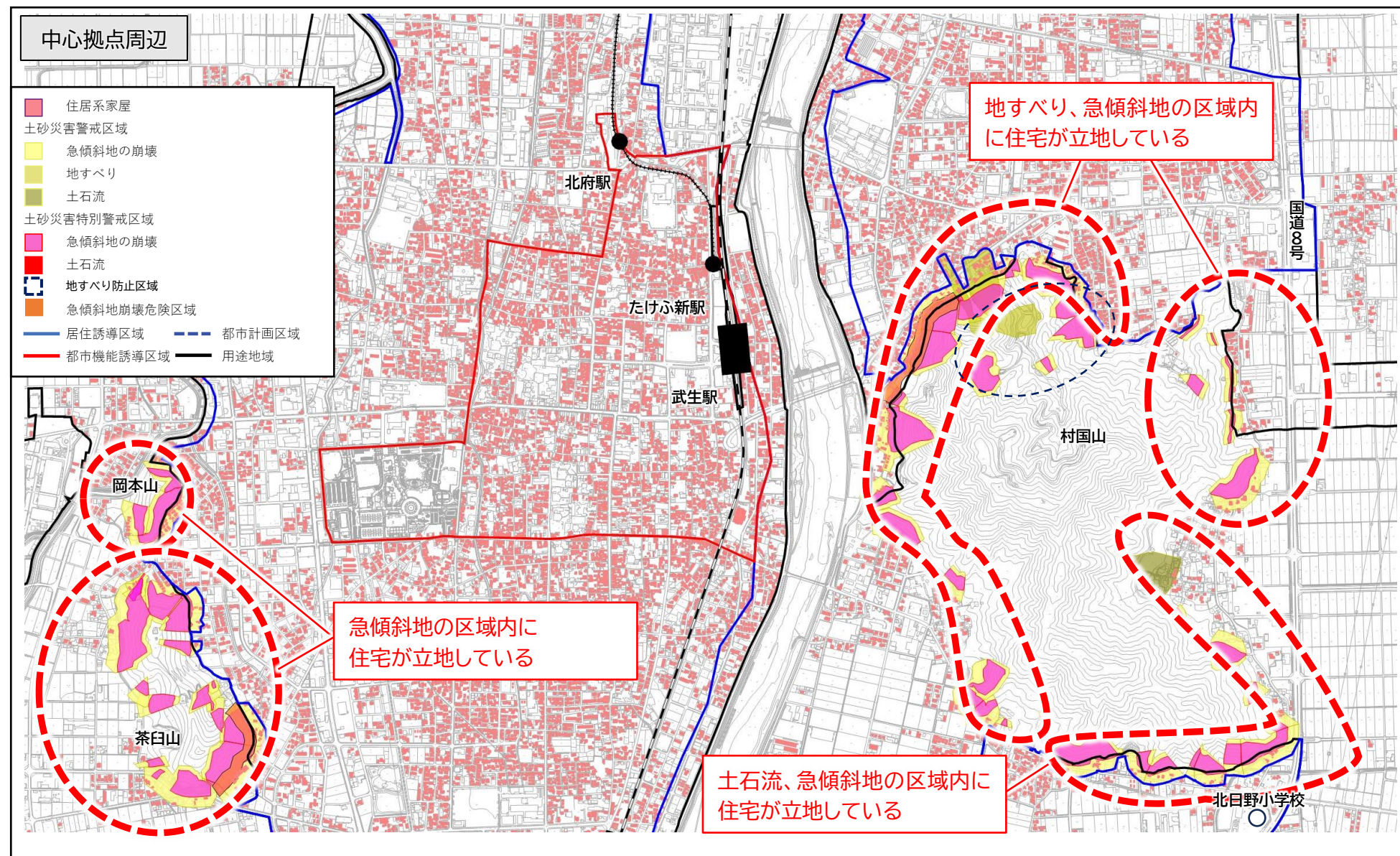
各種区域	土砂災害警戒区域(ha)			住宅数(棟)	家屋倒壊リスクのある住宅(棟) ^{※1}		
	急傾斜地	地すべり	土石流		急傾斜地	地すべり	土石流
都市計画区域	398.2	31.6	519.7	35,001	1,090	171	1,159
用途地域	48.9	7.3	38.5	29,306	3.1%	0.5%	3.3%
					782	171	741
					2.7%	0.6%	2.5%
					0	0	471
居住誘導区域	0.0	0.0	19.6	25,322	0.0%	0.0%	1.9%
都市機能誘導区域	0.0	0.0	0.0	3,436	0	0	0
					0.0%	0.0%	0.0%

各種区域	土砂災害特別警戒区域(ha) ^{※1}		急傾斜地崩壊危険区域	住宅数(軒)	家屋倒壊リスクのある住宅(件)		
	急傾斜地	土石流			急傾斜地	土石流	急傾斜地崩壊危険区域
都市計画区域	197.9	20.7	0.4	35,001	145	0	206
					0.4%	0.0%	0.6%
	9.4	0.0	0.1	29,306	116	0	150
					0.4%	0.0%	0.5%
居住誘導区域	0.0	0.0	0.0	25,322	0	0	0
					0.0%	0.0%	0.0%
都市機能誘導区域	0.0	0.0	0.0	3,436	0	0	0
					0.0%	0.0%	0.0%

※1：上段は各種土砂災害の面積または住宅数、下段は割合（家屋倒壊リスクのある住宅数/住宅数）

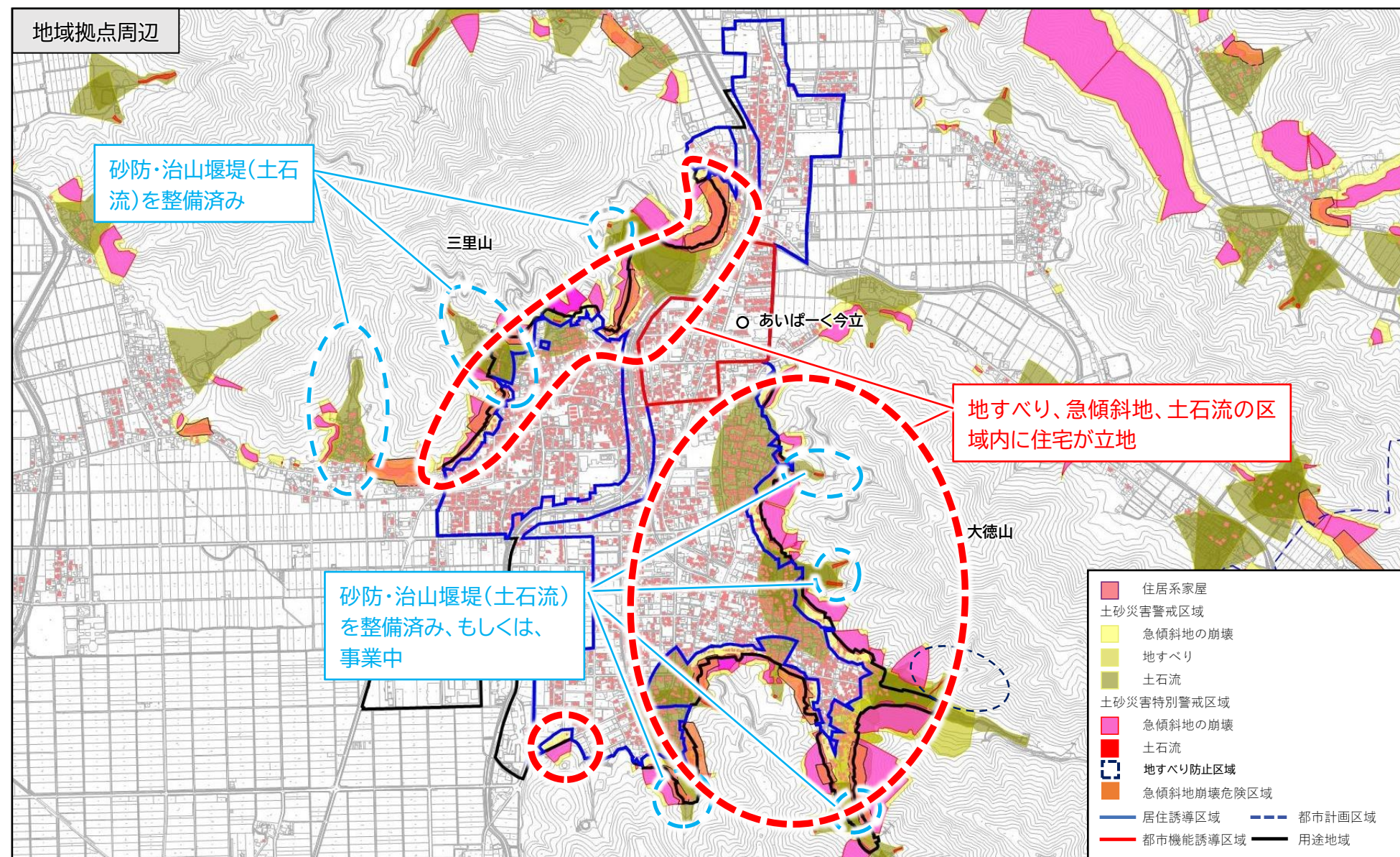
資料：土砂災害警戒区域等（福井県）
都市計画基礎調査結果・庁内資料

⑥ 土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域×建物分布(拡大図・中心拠点周辺)



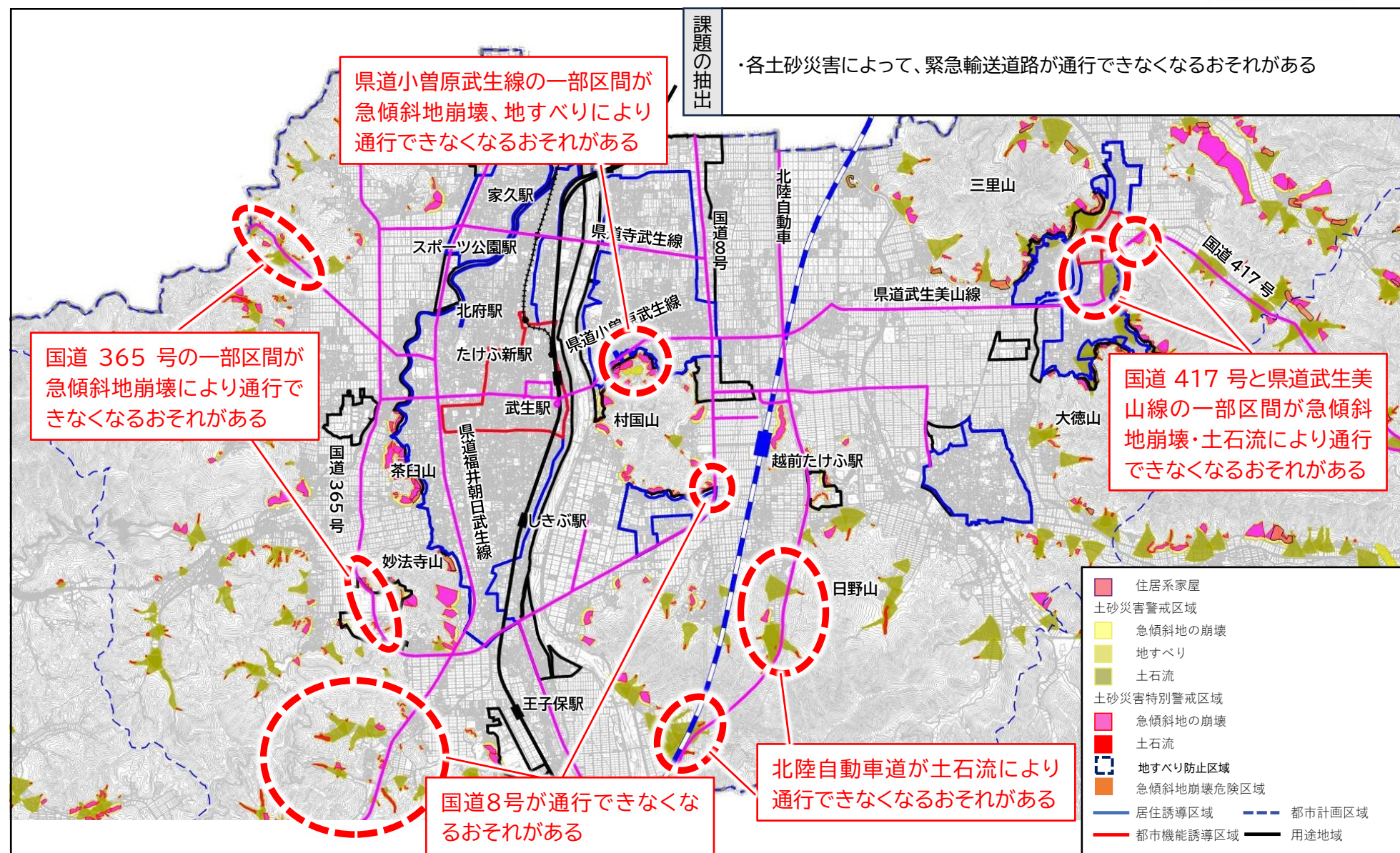
資料：土砂災害警戒区域等（福井県）
都市計画基礎調査結果・庁内資料

⑥ 土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域×建物分布(拡大図・地域拠点周辺)



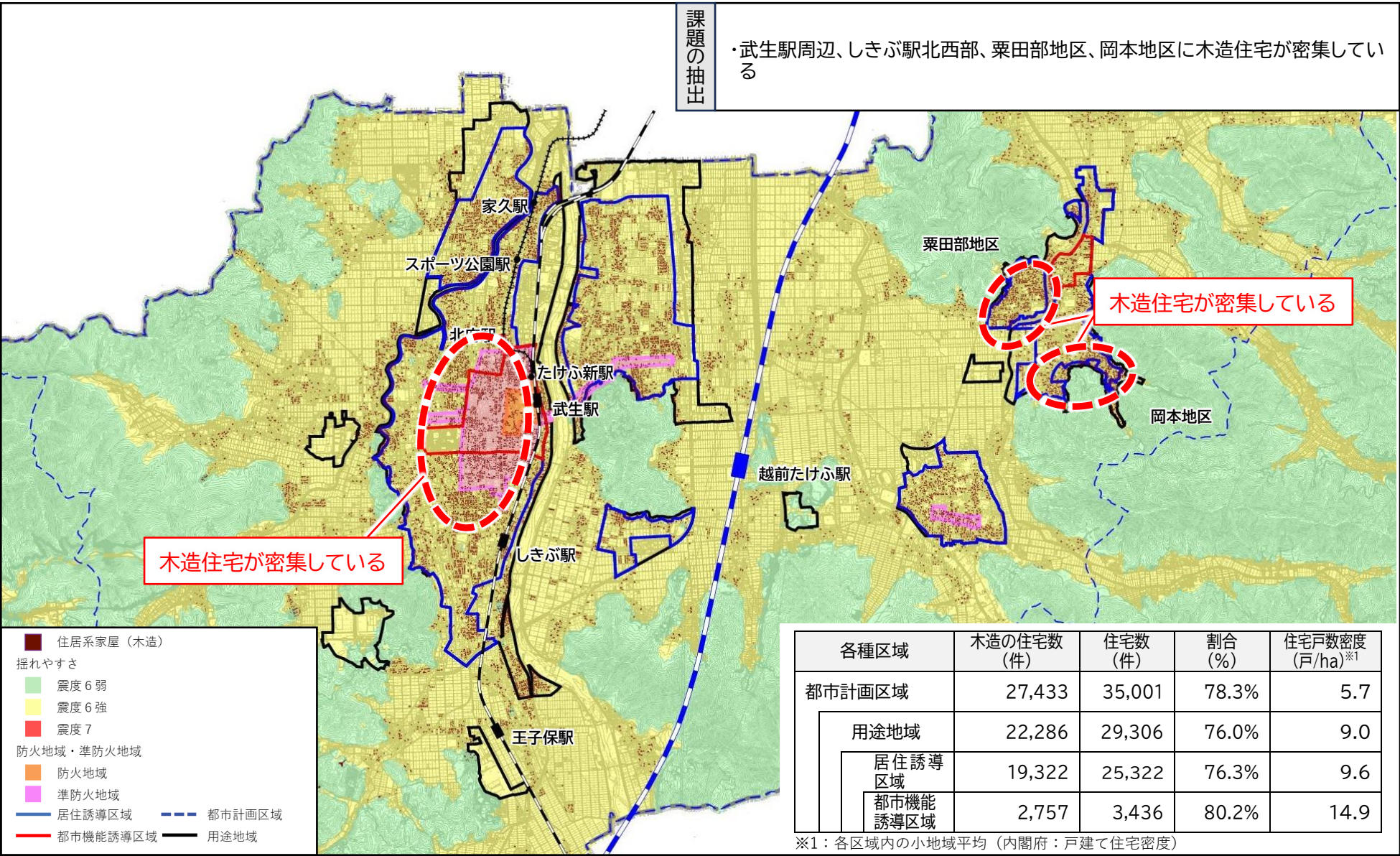
資料：土砂災害警戒区域等(福井県)
都市計画基礎調査結果・庁内資料

⑦ 土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域×緊急輸送道路



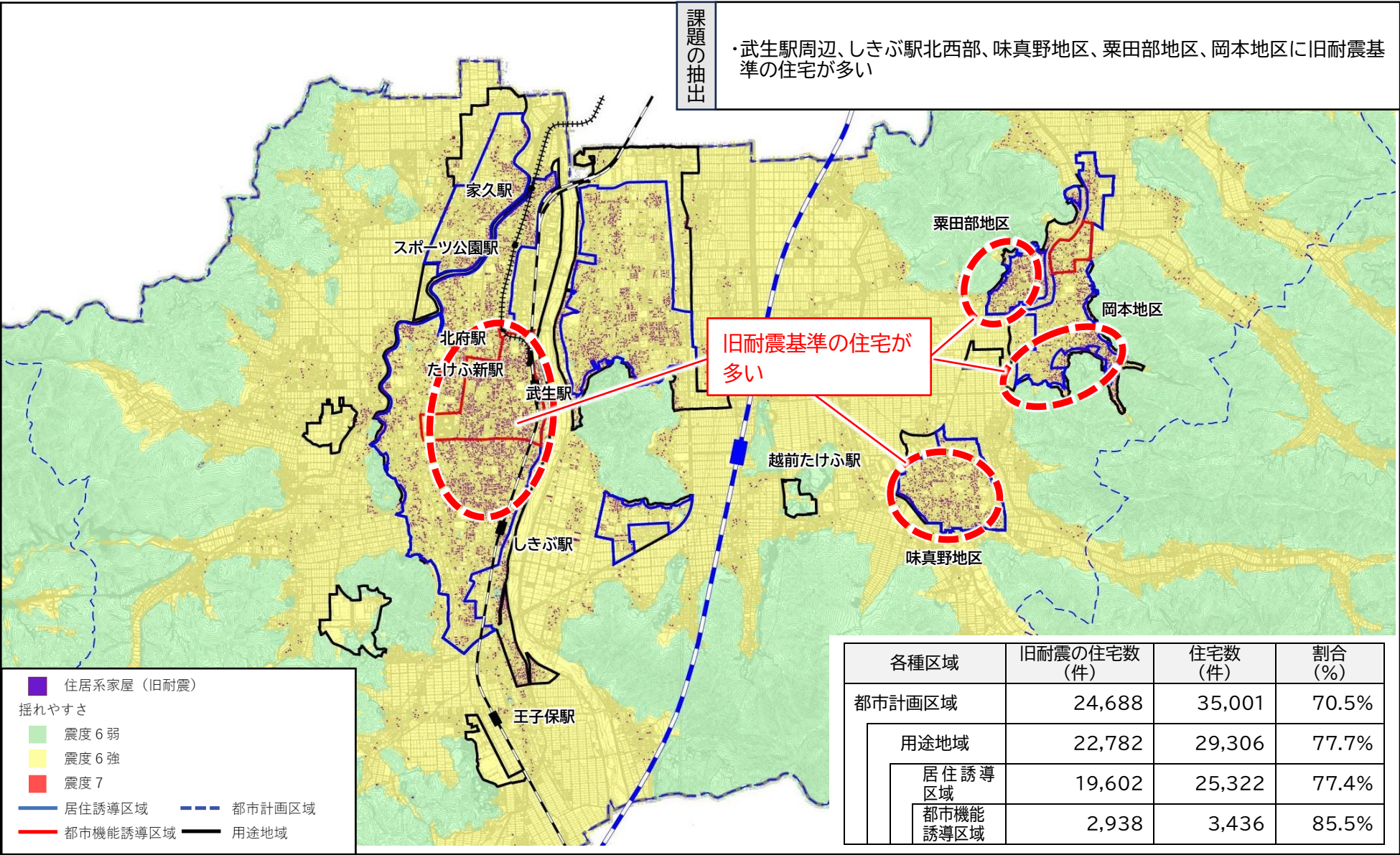
資料：土砂災害警戒区域等（福井県）
都市計画基礎調査結果・庁内資料

⑧ 延焼×建物分布(木造家屋の密集度)



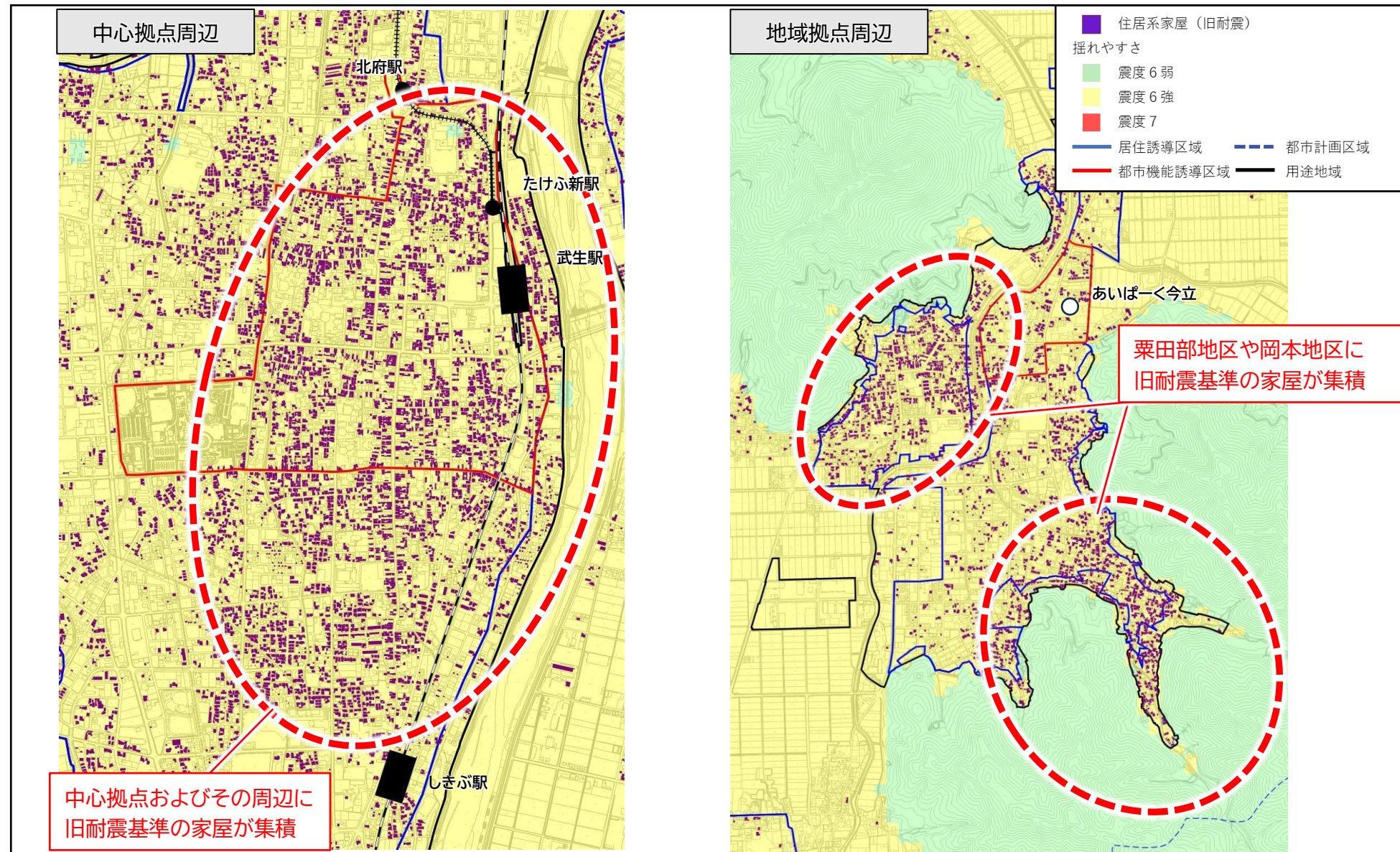
資料：住宅戸数密度（内閣府）・R2 国勢調査結果
都市計画基礎調査結果・庁内資料
越前市ゆれやすさマップ

⑨ 揺れやすさ×建物分布



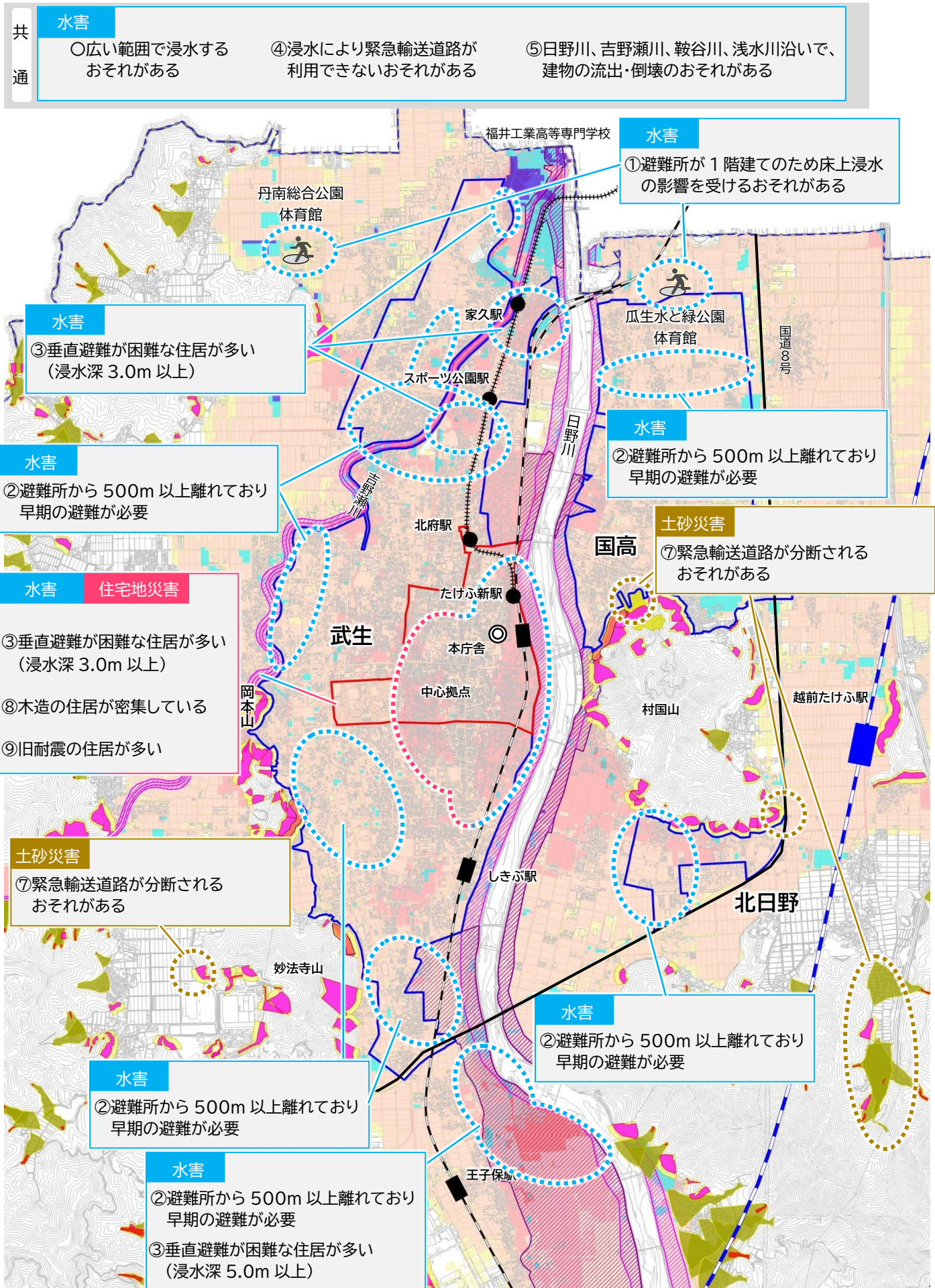
資料：越前市ゆれやすさマップ
都市計画基礎調査結果・庁内資料

⑨ 揺れやすさ×建物分布(拡大図・都市機能誘導区域)



資料：越前市ゆれやすさマップ
都市計画基礎調査結果・庁内資料

9-3. 課題の整理



共通

土砂災害

⑥山裾沿いで建物の損壊等
のおそれがある

住宅地災害

⑧木造の住居が密集している
⑨旧耐震基準の住居が多い

水害

②避難所から 500m 以上離れており
早期の避難が必要

土砂災害

⑦緊急輸送道路が分断される
おそれがある

今立

三国山

あいばーく今立

地域拠点

大徳山

鞍谷川

味真野

住宅地災害

⑨旧耐震基準の住居が多い

水害リスク

土砂災害リスク

住宅地災害リスク

都市計画区域

居住誘導区域

都市機能誘導区域

凡

浸水想定区域

浸水継続時間

家屋倒壊等氾濫想定区域

(土砂災害防止法)
土砂災害特別警戒区域
(レッドゾーン)

(土砂災害防止法)
土砂災害警戒区域
(イエローゾーン)

例

0.5m 未満
0.5m～3.0m 未満
3.0m～5.0m 未満
5.0m～10.0m 未満

1 日以上～3 日未満
3 日以上

河岸侵食
氾濫流

急傾斜地の崩壊
土石流

急傾斜地の崩壊
地すべり
土石流

(急傾斜地法)
急傾斜地
崩壊危険区域

(地すべり法)
地すべり
防止区域

9-4. 防災まちづくりの将来像、取組方針の検討

(1) 防災まちづくりの将来像

前節までに整理した災害リスク分析の結果、本市では日野川や鞍谷川を中心とした水害リスクや、村国山や三里山、大徳山などの山裾で土砂災害リスクが居住誘導区域内で確認されました。また、木造家屋の密集による延焼のリスクや地震が発生した場合の家屋の倒壊と火災のリスクも確認されました。

このような災害リスクも踏まえ、「住み続けられるまち越前」の実現にむけて第2期越前市都市計画マスタープランと一体となって取組みを進めていく必要があるため、全体構想（2-6 安全で安心なまちづくりの方針）に掲げる基本方針を防災まちづくりの将来像とします。

頻発化・激甚化する自然災害等に対応した安全で安心なまちづくり

●第2期越前市都市計画マスタープラン

まちづくりのテーマ：「住み続けられるまち 越前 ～都市と自然の調和～」

全体構想：2-6 安全で安心なまちづくりの方針

(1) 基本方針 頻発化・激甚化する自然災害等に対応した安全で安心なまちづくり

(2) 防災まちづくりの将来像

取組方針は、本市の都市構造や人口、土地利用の状況、施設の立地状況などを踏まえ、まちづくり全体のバランスを考慮し、本市における災害リスクの課題に対して「災害リスクの回避」と「災害リスクの低減」を基本とします。

具体的な取組は、土地利用の見直しなどの災害リスクの回避と、施設整備や地域防災力の向上などの災害リスクの低減に向けた取り組みを組み合わせ、発生頻度及び災害の規模や特性などを踏まえることとし、想定最大規模等のハザードに対してはソフト対策を、計画規模等のハザードに対してはハード対策とソフト対策により対応します。

なお、気候変動の影響による災害のさらなる頻発・激甚化が懸念されることを踏まえ、時間と費用を要するハード対策には限界があることから、ソフト対策を中心に取り組みを実施します。

表 取組方針と具体的な取り組み

取組方針	具体的な取り組み
災害リスクの回避	無秩序な宅地開発の抑制
	災害リスクを踏まえた立地誘導
災害リスクの低減(ハード)	行政が連携した施設整備
	災害リスクを踏まえた建物等の対策
災害リスクの低減(ソフト)	災害リスクに応じた地域防災力の向上
	地域住民や企業などの防災意識の向上

9-5. 具体的な取組みとスケジュールの検討

防災まちづくりの将来像を実現するため、取組方針に基づき、具体的な取り組み及びスケジュールを以下に示します。

表 具体的な取り組みとスケジュール

図面 番号	対策の方針	低減 (ハード)	低減 (ソフト)	回避	対策	取り組み主体	出典計画	短期 5年	中長期 10～20年
①	あらゆる避難方法や場所の 周知		○		2階以上に垂直避難や、安全な親戚・知人宅への避難を周知 近隣の公共施設への避難を検討	市	なし		
②	迅速な避難行動の促進		○		避難訓練の実施	市 市民 民間	防災		
			○		ハザードマップやマイ・タイムラインの周知と活用	市 市民	強靱 防災		
			○		水位計及び河川監視カメラの設置による情報収集力の強化	市	強靱 総計		
			○		報道関係や市HP、SNSでの情報発信力の強化	市	強靱		
			○		防災衛星電話、MCA無線等の活用による被災時の通信手段の確保	市	強靱		
			○		避難行動要支援者(高齢者、障がい者等)の把握と支援体制の確保	市 市民	強靱 防災		
			○		要配慮者利用施設(福祉・医療施設等)の避難確保計画に基づく訓練の実施	民間	強靱 防災		
	避難所の確保		○		民間企業との連携や公共施設を活用した避難所の確保	市 民間	強靱		
③	迅速な避難行動の促進		○		再掲				
	避難所の確保		○		再掲				
	地域防災力の強化		○		市総合防災訓練や各地域、事業所における防災訓練の実施	市 市民 民間	防災		
			○		自主防災組織リーダーの育成研修の開催	市	総計		
			○		外国人市民防災リーダーの養成と外国人市民の防災意識向上に向けた訓練や啓発活動の実施	市 市民	強靱 防災		
			○		出前講座の実施による防災知識や意識の向上	市 市民	総計		
	治水対策の推進	○			河川改修(日野川・吉野瀬川・服部川等) 吉野瀬川ダム整備	市・県	河川 総計		
		○			河川の体積土砂の浚渫等による流下能力の確保	市・県	総計		
		○			宅地開発に対する調整池設置等を指導	市	都市MP		
		○			水田に排水調整板の設置(水田貯留)と普及促進	市 市民	強靱		
④	迂回路の設定		○		迅速な情報の整理や現地パトロールの実施等による的確な迂回路の設定	市	なし		
⑤	リスクの回避を誘導			○	宅地開発時における災害リスクの説明及び指導	市	都市MP		
	迅速な避難行動の促進		○		再掲				

【凡例】

都市 MP：第2期越前市都市計画マスタープラン

総 計：越前市総合計画 2023

強 靱：越前市国土強靱化地域計画

防 災：越前市地域防災計画

河 川：福井県河川整備計画

森林MP：越前市森林・林業マスタープラン

表 具体的な取り組みとスケジュール（続き）

図面 番号	方針	低減 (ハード)	低減 (ソフト)	回避	対策	取り組み主体	出典計画	短期 5年	中長期 10～20年
⑥	土砂災害対策の推進	○			砂防施設、急傾斜地崩壊防止施設等の整備	市・県	強靱		
		○			適切な森林、竹林整備による土砂災害防止機能、水源涵養機能の保全と強化	市 市民 民間	森林MP		
	リスクの回避を誘導			○	土砂災害特別警戒区域からの移転の支援	市 市民	強靱		
				○	宅地開発や建築時における災害リスクの説明と指導	市・県	都市MP		
	迅速な避難行動の促進		○		再掲				
⑦	迂回路の設定	○			再掲				
⑧	防火対策の推進	○			狭隘道路拡幅による安全な避難路の確保	市	都市MP		
		○			延焼防止機能を持つオープンスペースの確保	市	都市MP		
			○		木造住宅等の不燃化の支援と実施	市 市民	強靱 防災		
			○		自警消防隊(地域)と自衛消防組織(事業所)の育成指導による自主防火体制の強化	市 市民 民間	防災		
⑨	耐震化の推進		○		旧耐震基準住宅の耐震化の支援と実施	市 市民	強靱 防災		
	迅速な避難行動の促進		○		再掲				

【凡例】

都市 MP：第2期越前市都市計画マスタープラン

総 計：越前市総合計画 2023

強 靱：越前市国土強靱化地域計画

防 災：越前市地域防災計画

河 川：福井県河川整備計画

森林MP：越前市森林・林業マスタープラン